総合基本資料

2020

JCI 099 ™

Junior Chamber International Japan/SAGA

2020年度 スローガン

元気　やる気　勇気

～素直に一所懸命に、光り輝く佐賀を目指して～

一般社団法人 佐賀青年会議所

ＪＣ宣言文

日本の青年会議所は、
混沌という未知の可能性を切り拓き、
個人の自立性と社会の公共性が、
生き生きと協和する確かな時代を
築くために、
率先して行動することを宣言する。

綱　　領

われわれＪＡＹＣＥＥは
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者　相集い　力を合わせ
青年としての
英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう。

ＪＣＩ綱領

我々はかく信じる：
「信仰は人生に意義と目的を与え
人類の同胞愛は国家の主権を超越し
正しい経済の発展は
自由経済社会を通じて最もよく達成され政
治は人によって左右されず法によって運営
されるべきものであり
人間の個性はこの世の至宝であり
人類への奉仕が人生最善の仕事である」

The Creed of Junior Chamber International

We Believe:
That faith in God gives meaning and purpose to human life;
That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won by free men through free enterprise;
That government should be of laws rather than of men;
That earth's great treasure lies in human personality; and
That service to humanity is the best work of life.

JCI MISSION

To provide development opportunities
that empower young people
to create positive change.

ＪＣＩのミッション（使命）

青年が積極的な変革を創造し開拓するために、
能動的に活動できる機会を提供する。

JCI VISION

"To be the leading global network
of young active citizens,"

ＪＣＩのヴィジョン（構想）

若き能動的市民の
トップ・グローバル・ネットワークになること

目　　次

青年会議所とは
「ＪＣ宣言」解説文

基本資料編
佐賀青年会議所理事長所信および基本方針 …… 1
委員会基本方針・事業計画 …… 8
2020年度収支予算書(案) …… 20
組織図 …… 21
2020年度 年間スケジュール …… 22
入会年度別・年齢別一覧表 …… 23
定款・諸規定 …… 25
決算報告書 …… 52

公益社団法人日本青年会議所・九州地区協議会・佐賀ブロック協議会関係資料編
公益社団法人日本青年会議所 関係資料 …… 57
九州地区協議会 関係資料 …… 82
佐賀ブロック協議会 関係資料 …… 87

歴代正副理事長・シニア・クラブ会員名簿・シニア・クラブ規約
歴代正副理事長・専務理事 …… 95
シニア・クラブ会員名簿 …… 100
シニア・クラブ規約 …… 106

防災危機管理マニュアル
防災危機管理マニュアル要綱 …… 109

ソーシャルメディアガイドライン
ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン …… 115

2019年度　事業報告
2019年度 佐賀青年会議所理事長報告 …… 117
各委員会報告 …… 121
ＬＯＭ内褒賞及び皆勤賞受賞者 …… 130

JCI Junior Chamber International Japan
World Federation of Young Leaders and Entrepreneurs

WHAT's JC

明るい豊かな社会の実現を目指して!!

JC宣言

日本の青年会議所は
混沌という未知の可能性を切り拓き
個人の自立性と社会の公共性が
生き生きと協和する確かな時代を築くために
率先して行動することを
宣言する

綱領

われわれJAYCEEは
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者 相集い 力を合わせ
青年としての英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

JC三信条

Ⅰ 個人の修練
Ⅱ 社会への奉仕
Ⅲ 世界との友情

青年会議所は活動の基本を「修練」「奉仕」「友情」におき
会員は「明るい豊かな社会を築き上げる」ことを共通の理想としています。
また、会員相互の啓発と交流をはかり、公共心を養いながら、
地域との協働により社会の発展に貢献することを目的としています。

JC運動の主体は常に「地域」です

全国のメンバーが、自らが暮らすそれぞれの地域から、国を考え、世界を見つめています。

各地青年会議所
LOM
(Local Organization Memberの略称)
都市ごと、あるいは市部・町村が集まった形で組織され、すべての会員はLOMに所属する。

日本青年会議所
NOM
(National Organization Memberの略称)
地区協議会(全国10地区)
ブロック協議会(全国47ブロック)
全国的レベルの運営についてLOMと協働し総合調整にあたる。国家青年会議所として政策提言を行い、国際的には国を代表する。ブロック、地区、NOMはすべてLOMからの出向者によって構成される。

国際青年会議所
JCI
(Junior Chamber Internationalの略称)
米国ミズーリ州セントルイスの小さな青年社会活動から生まれ、全米、そして世界へと広がっていったJC運動の国際機関であり世界最大の青年団。
日本は1951年に加盟。

JCI

公益社団法人日本青年会議所

修練・奉仕・友情を信条とし よりよい社会づくりを目指す。

青年会議所とは?

1949年、明るい豊かな社会の実現を理想とし、責任感と情熱をもった青年有志による東京青年商工会議所（商工会議所法制定にともない青年会議所と改名）設立から、日本の青年会議所（JC）運動は始まりました。共に向上し合い、社会に貢献しようという理念のもとに各地に次々と青年会議所が誕生。1951年には全国的運営の総合調整機関として日本青年会議所（日本JC）が設けられました。現在、全国に青年会議所があり、三つの信条のもと、**よりよい社会づくりをめざし、ボランティアや行政改革などの社会的課題に積極的に取り組んでいます。**さらには、国際青年会議所（JCI）のメンバーとして各国の青年会議所と連携し、**世界を舞台として、さまざまな活動を展開しています。**

青年会議所の特性

青年会議所には、品格ある青年であれば、個人の意志によって入会できますが、**20歳から40歳までという年齢制限を設けています。**これは青年会議所が、青年の真摯な情熱を結集し社会に貢献することを目的に組織された青年のための団体だからです。会員は40歳を超えると現役を退かなくてはなりません。この年齢制限は青年会議所最大の特性であり、常に組織を若々しく保ち、果敢な行動力の源泉となっています。各青年会議所の理事長をはじめ、**すべての任期は1年に限られています。**会員は1年ごとにさまざまな役職を経験することで、豊富な実践経験を積むことができ、自己修練の成果を個々の活動にフィードバックさせていけます。**青年会議所におけるさまざまな実践トレーニングを経験した活動分野は幅広く、**OBも含め各界で社会に貢献しています。たとえば国会議員をはじめ、知事、市長、地方議員などの人材を輩出、日本のリーダーとして活躍中です。

国際青年会議所（JCI）について

自由な社会と経済発展を実現し、新しい社会をリードするにふさわしい人材育成を目的として、1915年にアメリカ・ミズーリ州セントルイスに生まれた小さな青年活動グループから始まったJC運動は、その活動が認められ、アメリカの社会的活動を担う主要な青年団体へと発展していきました。1944年には「積極的な変革を創り出すのに必要な指導者としての力量、社会的責任、友情を培う機会を若い人々に提供することにより、地球社会の進歩発展に資すること」を使命に、アメリカ、コスタリカ、エルサルバドル、グァテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマの8カ国によって国際青年会議所（JCI）が発足。その後、年々加盟国は増え、日本も1951年に加盟、JCIの一員として新たな活動の一歩を踏み出しました。会員数26万人以上の世界で最も大きな青年団体です。現役メンバーに加え約250万人以上ものOBがいます。毎年11月には世界会議が開催され、世界中のメンバーが一堂に会する重要な国際交流の場となっています。

青年期の的確なトレーニングと実践経験が優れた人材を育てます。

子どもたちの育成

未来を担う子どもたちの健全育成のために、各地ではさまざまな青少年事業を展開しています。学校・家庭・地域のかけはしとなるべく活動を行っています。

ボランティア

子どもや障害者、留学生たちと共に自然とのふれあいキャンプなどを開き、自然から受ける感動、人種を超えた交流のすばらしさを伝えていきます。また、阪神淡路大震災の際には多くの会員がボランティアとして活動、復興に協力しました。奉仕活動はJCの信条の一つでもあり、青年に与えられた責任であると考えます。

スポーツ振興

子どもから大人まで各地でいろいろなスポーツの大会を開催。スポーツが与えてくれる喜びを通じて、地域の人々の心と身体の健康促進を図っています。

募金活動

JCでは地球に住むすべての人々が幸福であるようにとの願いから、世界各地の発展途上国の教育・医療の設備資金や被災地復興のための資金として、4万人を超える会員が1日5円募金を実施しています。また、国内外での被災発生に対しても素早く義捐金募集を行い救済に協力しています。

活動紹介

地域特性を活かしたまちづくり

各地のJCでは市民や行政の共感を得ながら、地域の特性を活かしたまちづくり運動を展開しています。自らが先頭に立ち、環境美化や地域の魅力再発見、伝統の復活など、自分たちの住む地域の活性化に若いエネルギーを燃やしています。

自己トレーニング

さまざまな活動においてリーダーシップを発揮できるように、JCでは独自のプログラムを作成、常に実践的なトレーニングを行い、全会員の能力向上に努力しています。

世界の仲間との交流

国際人としての広い視野をもち、友情を築くことで世界の平和を達成したい。各地のJCでは、世界各国の青年会議所と提携し、子どもたちを中心とした交換留学や交流キャンプ、さらには留学生の受け入れなどの事業を行い、国境を越えた友情の輪を広げています。

対話がつくるよりよい社会

JCではよりよい社会づくりのために、LOM・ブロック・地区・全国単位でさまざまな会議を開催。まちづくりから行政改革、教育問題・環境問題にまで活発に議論しています。

新しい日本を創るために、時代を切り拓く勇気と情熱を持ったJCメンバーが全国各地域で活躍しています。

「協働運動」展開の実績

■マニフェスト型公開討論会の実践

理想国家日本を創るのは、主権者である国民ひとりひとりの声です。
※これまでに青年会議所が携わった公開討論会は延べにして約1,500回を数えます。 実施回数約480回

■アニメ「学の夏休み」を活用した倫理道徳教育プログラム・環境教育プログラムの実践

自立した個人として健全な自主性を導き、身の回りのすべてのものに感謝し慈しむ心を大切にしてきた日本の伝統的な価値観を道徳教育の素材として活用し公共心を育みます。 実施回数約460回

■アニメ「誇り」を活用した近現代史教育プログラムの実践

確かな歴史認識の確立により日本人の自信と誇りを呼び覚まし、世界平和への心と思考力を育成します。 実施回数約140回

■「OMOIYARI」運動推進セミナーの実施

「OMOIYARI」精神を身近な人々に広めることで、理想国家日本を創造し真の世界平和の実現を目指す。 実施回数約50回

〈各実施回数 2007年度10月現在〉

全国の青年会議所・会員数

公益社団法人日本青年会議所は全国各地で活動を展開している青年会議所からの出向者で構成されています。
そしてそのスケールメリットを活かした市民意識変革運動の発信や地域の将来を担う青年経済人としての研修・各種セミナーを開催しています。

北海道地区
58LOM
会員数 1,570人
内女性会員数 105人

東北地区
77LOM
会員数 2,905人
内女性会員数 243人

北陸信越地区
68LOM
会員数 3,830人
内女性会員数 173人

関東地区
158LOM
会員数 8,451人
内女性会員数 483人

東海地区
82LOM
会員数 4,999人
内女性会員数 223人

近畿地区
95LOM
会員数 5,639人
内女性会員数 325人

中国地区
54LOM
会員数 2,230人
内女性会員数 84人

四国地区
29LOM
会員数 1,300人
内女性会員数 72人

九州地区
78LOM
会員数 4,199人
内女性会員数 322人

沖縄地区
10LOM
会員数 352人
内女性会員数 29人

総合計:37,974人/708LOM
内女性会員数1,958人

会員プロフィール

第1次産業～第3次産業まで、あらゆる業種で活躍しています。

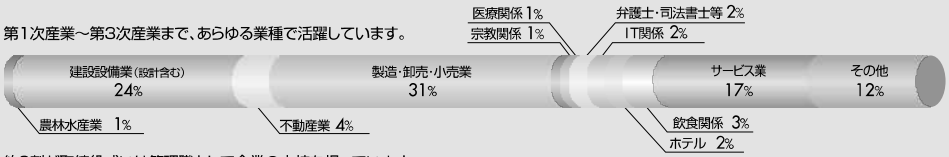

約9割が取締役或いは管理職として企業の中核を担っています。

過去10年の歩み 個と公の調和を求めて / 社会起業家の育成 / 人間力開発の時代

2009 会頭 安里繁信
● やさしくあるために、つよくなる
愛に満ち溢れたつよいJAYCEEによる
アドマイヤー型社会の実現「真日本建国」に向けて
●第58回ASPAC長野大会

2010 会頭 相澤弥一郎
● 陽はまた昇る
望りなき「心の月」で明日を照らす
世界に輝く日本
論ずることに終わるなかれ! 真の民主主義国家の創造
● JCI第65回世界会議(大阪)

2011 会頭 福井正興
● 徳溢れる心が未来をつくる
ともに歩もう 新たなる飛躍へ!

2012 会頭 井川直樹
● 呼び覚ませ 日本のプリンシプル

2013 会頭 小畑宏介
● 未来への決断 全てとの「つながり」による
勇壮なる日本の創造

2014 会頭 鈴木和也
● 志高く未来へ
意気あふれる人財による
「たくましい国」日本の創造

2015 会頭 柴田剛介
● 美しく先駆けよう!
すべては未来を生きる人のために
● JCI第70回世界会議(金沢)

2016 会頭 山本樹育
● 強く 優しく しなやかに
あらゆる価値の根源となれ!

2017 会頭 青木照護
● 自己成長を求め「日本道」歩もう
「日本を変えるのはオレたちだ!!」

2018 会頭 池田祥護
● 感謝の心を以て、誠を尽くそう
～限りなき可能性を信じて～

2019 会頭 鎌田長明
● 共に心躍る未来へ
「やりましょう!」

http://www.jaycee.or.jp
公益社団法人 日本青年会議所 事務局
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-14-3
TEL.03-3234-5601 FAX.03-3265-2409

「ＪＣ宣言」解説文

日本の青年会議所は

創始の時代とは大きく異なり、多くのＮＰＯやＮＧＯが設立された今、ＪＣ及びＪａｙｃｅｅ一人一人が、我々はいったいどこのなにものなのか、まさにその主体としてのアイデンティティを明確に示すことが求められているのである。日本の全てのＬＯＭが共通に使える'我々'（Ｗｅ　ａｒｅ）それが、日本の青年会議所である。

混沌という未知の可能性を切り拓き

'混沌'とは'混迷'とは異なり、マイナスの状況を示すものではなく、それ自体は正負どちらにも展開しうる、エネルギーが充満したニュートラルな状態を表すものである。

現実としては、いつの時代、どこの社会にも混沌はあり、それを切り拓き、新たな秩序作り出すことが出来るのが、我々青年である。とりわけ今の日本社会にこそ、その混沌をどのように切り拓いてゆくかが問題の本質であり、青年会議所の真価が問われているのである。

豊かさや平和への思考が無条件に信じられた時代を経て至った現在の'混沌'というべき状況を、先行き不安という悲観的な捉え方ではなく、青年の特権として、「未知の可能性」として前向きに捉え、それに向かっていくものこそ、２１世紀変革の能動者の姿であろう。

個人の自立性と社会の公共性が

ボランティアであると同時に経済人であることが、我々ＪＣの存在基盤である。そこには常に、個人と社会人、それぞれのあり方の兼ね合いをどうするかという問題が存在する。個人としての自立が必要であることは言うまでもないが、それだけではなく、公共にいかに貢献するかを考え行動することが必要なのである。

'自立'にもさまざまな考え方があり'公共'にもいろいろな立場がある。それらの多様性をまさに「自立性」、「公共性」として、青年会議所は幅広く包含しつつ、両者のより強くより高いバランスを求めなければならない。

生き生きと協和する確かな時代を築くために

個人の自立性は度が過ぎれば、社会の必要を認めなくなり、社会の公共性のみを重んじれば、個人はもはやそのための歯車に過ぎなくなる。

「生き生きと協和する」とは、そのような極端な偏りが生じないように、それぞれの意義を認め、それぞれを生かすことを意味する。そのバランスを取ることによって、'混沌'から'確かな時代'を築くことになるのである。

率先して行動することを

これまで述べてきた目的を達成するために、青年会議所がすべきことは、それを観念や理想として提示するだけではなく、「率先して行動すること」こと、つまり様々な地域において、地域のリーダーとして具体的に行動することである。

自ら進んでの行動こそが我々の使命であり、その存在意義なのである。

宣言する

「宣言」は、それ自体がＪＣの外部に対しても守らなければならない、守るための努力をしなければならない約束の表明であるＪＣ宣言が「宣言」という言葉のみに終わらないようにするためには、その成果、評価ばかりを求めていくのではなく、それを踏まえた実践を積み重ねなければならない。それでこそ、「宣言」としての本当の意味を持つのである。

日本の青年会議所は

混沌という未知の可能性を切り拓き

個人の自立性と社会の公共性が

生き生きと協和する確かな時代を築くために

率先して行動することを宣言する

基 本 資 料 編

理事長・副理事長・専務理事

第65代
理 事 長
西村 祐二郎

副理事長
古川 健太郎

副理事長
川上　大輔

副理事長
原　勇太

副理事長
島内　陽輔

副理事長
山口　寛彰

専務理事
松瀬　寿和

直前理事長・監事・顧問・出向理事

直前理事長
江崎　正徳

特別顧問
江口　尚登

監 事
松永　公助

監 事
音成　信介

顧 問
堤　雄亮

顧 問
渡邉　雅夫

常務理事
船津　貴之

財政局長
畠中　隆嘉

事務局長
松尾　陽介

出向理事
井内　政徳

一般社団法人佐賀青年会議所　2020年度 理事長所信

第65代　理事長

西村 祐二郎

元気　やる気　勇気

～素直に一所懸命に、光り輝く佐賀を目指して～

はじめに

「素直でありたい」何歳になってもこの気持ちを持ち続けていたい、それが私の志です。私の人生、ここまで来るのに決して良いことだけではありませんでした。しかし、どんな状況にあっても、より良くなりたいと願ってきました。そして、どうか私に関わる全ての人々が幸せであって欲しい、そう願っています。

未来のことは誰にもわかりませんが、未来が誰の手に委ねられているかは明白です。そう、私たち自身です。明るく元気な姿勢で勇気をもって行動することが未来を明るく豊かにできるのです。大人が輝けば子どもが輝く。そして子どもが輝けば佐賀の未来、日本の未来が変わっていきます。私たちはそんな輝く大人を目指していきます。大きなことをする必要はありません。自分が変わることで世界を変えることができると信じ、たとえ一人ではできなくても同じ志をもつ仲間のたった数人が「自分が変われば世界は変わる」と素直に信じて行動していけば、必ず未来は変えられます。たとえ今は苦しくても自ら変化の起点となり、誰もが心躍る光り輝く佐賀の未来を共に創造していこうではありませんか。

佐賀青年会議所は１９５６年に誕生して以来、６４年に亘り諸先輩がご尽力され礎を築いてこられました。私たちは諸先輩が紡いでこられた歴史ある青年会議所運動の偉大な功績の上に乗っているのです。その歴史や時代の開拓者として常に挑戦し続けてこられた志に敬意と感謝を表するとともに、私たちは自らの置かれた現状を変えず同じことを繰り返すことなく、成長を止めないために挑戦し続けることが不可欠です。目の前の問題だけにとらわれず、将来を見据え、リーダーシップを取り、私たちが住み暮らす地域のために、どのような行動を起こすべきかを常に探求し続ける必要があります。

会員拡大について

昨今の人口減少時代においては、数多の組織で人員拡大が重要なテーマとして掲げられ、その活動が展開されております。メンバーの減少は組織の衰退を招きます。メンバー一人ひとりがこの危機感を持って真摯に向き合い、会員拡大に努めていかなければなりません。一生涯で心から仲間と呼べる人に出会うことはそう多くはありません。共に過ごした時間の長さだけではなく、その密度や距離感、心と心でぶつかり合うからこそ育まれていくものであります。青年会議所の環境は、そんな素晴らしい仲間と出会う可能性を大いに秘めた団体であることを多くの方に発信し、たくさん夢を語り、みんなが承認しあえる雰囲気で出迎え、一人でも多くの仲間に出会える機会を作ります。

広報活動について

佐賀青年会議所が興している活動・運動は地域にとって必ず明るい未来へとつながるものと確信しております。地域の人々に理解してもらい、信頼関係を築き、最終的にファンになってもらうためのコミュニケーション活動が「広報」であると捉え、目的や内容を老若男女問わず多くの方々に情報を発信し、認知していただく広報活動が重要です。また、組織の情報がより多くに広まるようになると、その組織で活動・運動をしたいと考える人も多くなり、優秀な人材も集まりやすくなります。優秀な人材が集まるようになれば、さらに組織として飛躍することにも繋がります。組織のブランディングを含め広報のありかたを検証し、多くの方たちに魅力ある佐賀青年会議所の情報を発信していきます。

会員の資質向上・新入会員の研修について

青年会議所は活動の基本を「修練」「奉仕」「友情」におき、会員は「明るい豊かな社会を築き上げる」ことを共通の理念としています。なぜ、何のためにＪＣＩクリード、ＭＩＳＳＩＯＮ、ＶＩＳＩＯＮ、宣言文、綱領を会の始めに発声するのかをしっかりと理解し、大きな声でハキハキと発声することが大切です。地域社会を明るくしていくには、まずはメンバー一人ひとりが元気を発信し、小さなことから一つひとつ自身を変えていかなければなりません。メンバーの明るく元気なちからで地域を牽引して明るい元気な社会を創造する、そんなリーダーシップを発揮できる人材を育成していきます。

国際の機会について

佐賀青年会議所は１９８５年以来、３６年に亘り、社團法人台南市新營国際青年商會と交流しています。入会歴の浅いメンバーが多数を占める現状、この交流に参加したことのない方が大勢いる状況です。これまで姉妹ＪＣと育んできた友情をこれからも大切にしていくには、交流未体験のメンバーに交流を体験していただかなくてはなりません。交流の歴史と伝統を改めて学び、多くのメンバーで訪問し友情への感謝を伝えていきます。また、地域や市民の皆様にも国際交流の素晴らしさを伝えていくために新たな形での交流を築いていかなければなりません。自分たちの地域の良い文化を互いに学び、これまで続けてきた交流を通じて、佐賀の、そして台湾の良い文化を発信します。

まちづくりについて

昨今、人口減少社会の到来で、年少人口や生産年齢人口が低下していくことが懸念されています。青年会議所の力だけでは、社会を変えることは容易ではありません。社会の中で影響力を持つ組織との連携なしには、社会に長期的な変革を起こすことはできないのです。長期的目的を共有できる団体と対話を進めて信頼関係を醸成し、時に共に行動することで、パートナーシップを築いていかなくてはなりません。１９７２年に開催された「納涼さがまつり」からはじまり、本年で４９回目を迎える「佐賀城下栄の国まつり」は多くの諸先輩が関わってこられ、多くの関係者の皆さまのご尽力のもと、毎年多くの人々に喜んでいただけるまつりとなっております。本年も私たちはこのまつりを大いに盛り上げ、来年に控える５０回目という節目の年へ向けて、このまつりを他団体と共に構築していきます。

環境について

今日、環境問題に対する市民の意識は年々高まってきています。しかし、与えられる情報の中には一方的な見解も多く、これらを安易に受け入れ、逆に狭い了見にとらわれてしまうことも少なくありません。正しい環境認識を有し、環境意識の高い人材の育成を目指して市民の環境問題に対する正しい認識を培い、環境に関する理解を深め、環境意識を向上させます。

青少年育成について

昨今、スマートフォンやＡＩ、ＩｏＴの急速な普及などにより、人と人が直接触れ合い、対話する時間が希薄化している傾向があります。未来ある青少年の育成にとっては大人たちとたくさん触れ合い、コミュニケーション能力の向上や未来への夢や希望を見出すことが必要です。本年度も多様な体験活動の機会を提供しながらも、メンバー自らが青少年との交流を率先して行い、たくさんの夢や希望を語り、心と体の調和のとれた成長を促進し、夢や希望を見出すことの大切さや目的達成のための手段、方法を学ぶ機会を構築していきます。

ビジネスについて

目まぐるしく社会が変動する中、ビジネスも、それに呼応するかのように多種多様なものに変化しています。昨今の子どものなりたい職業ランキングでは、ＹｏｕＴｕｂｅｒやプロゲーマーが上位に入り、一昔前は単なる趣味としか言いようがなかったものが職業となる、そのような新しい時代を迎えています。これからのビジネスは、固定観念にとらわれることなく、新しいものに対して理解を深めることが不可欠で、それに加え、適応していくことも必要です。このような新しい時代をふまえ、夢を持ち一所懸命に何事も取り組めば、夢に一歩ずつ近づいていけることを次世代を担う子どもたちに伝えていきます。

持続可能な開発目標の普及啓発活動について

国連サミットにおいて、持続可能な開発目標「ＳＤＧｓ」が策定されて３年余りが経過しました。ＳＤＧｓを達成するには、理想とする全体像を想像し、必要とされる要件やツール、サービスを生み出すイノベーションが必要不可欠です。自らの経営資源を見極め、それを活かして目標に向かうことが大切であり、その上で企業や自治体が単独で取り組むことにとどまらず、社会全体が目指す共通の理想に向けて、連携を意識して行動をとることで理想の未来が近づきます。性別や年齢や置かれた条件を問わず、日本中のあらゆる個人と組織が挑戦し続け実践することにより持続可能な社会の実現が達成され、より良い未来を拓くことにつながると信じ行動していきます。

結びに

一部の人や集団が社会をリードするだけでは、２０年後も佐賀が明るく豊かで世界に誇れる地域となることは難しいでしょう。しかし、全ての人材が成長して活躍の場を持つようになり、資源を生かすことができれば、佐賀の未来は輝かしいものとなるはずです。佐賀にはいまだ多くの魅力があり、何より多くの人材が存在します。あらゆる個人と組織が挑戦し続ける、そんな佐賀を築いていきましょう。

そう、思いは叶う。願えば叶う。光り輝く佐賀の未来を想像し、仲間とともに元気・やる気・勇気をもって佐賀の明るい未来を創造していきます。

[2020年度　各室活動方針]

本年度は６室６委員会をもって構成する。

総務室

- 諸会議の運営活動（通年）
- 諸記録の整理（通年）
- サマーコンファレンス（横浜）参加者への支援（７月）
- 献血活動の推進（４月）
- 広報活動、情報の発信（通年）
- 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

国際・ビジネス室

- 新鋳ＪＣ訪問、交流（４月）
- ビジネス事業の企画、運営（７月）
- シニア総会 参加者への支援（１月）
- 例会の企画・運営（３月）
- 佐賀ブロック大会 参加者への支援（６月）
- ＪＣＩ世界会議（横浜）参加者への支援（１１月）
- 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

会員研修室

- 新入会員並びに会員研修の企画・運営（通年）
- 会員研修事業の企画・運営（６月）
- 新年会の企画・運営（１月）
- 例会の企画・運営（４月、９月）
- 全国大会札幌大会参加者への支援（９月）
- 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

青少年・環境室

- 青少年・環境事業（１０月）
- 河川清掃の実施（４月・１０月）
- 厄入厄晴の企画・運営（１月）
- 例会の企画・運営（６月）
- 九州地区大会参加者への支援（８月）
- 卒業生を送る会の企画・運営（１２月）
- 会員拡大　拡大目標　各委員会５名（通年）

まちづくり室

- 佐賀城下栄の国まつり参画（８月）
- まちづくり事業の企画・運営（８月）
- 例会の企画・運営（７月・１１月）
- シニア交流事業の企画・運営（５月）
- 京都会議の参加者への支援（１月）
- クリスマス会交流会（１２月）
- 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

会員拡大室

- 会員拡大　拡大目標全体３０名（通年）
- 薩長土肥の会（１０月）
- 例会の企画・運営（２月、５月）
- ＡＳＰＡＣ（カンボジア　シェムリアップ）参加者への支援（６月）
- 佐賀ブロックファイナル参加者への支援（１１月）

総務室

室　長
峰　一智

総務委員長
松尾　延寿

総務委員会　基本方針

総務室　総務委員会
委員長　松尾　延寿

一般社団法人佐賀青年会議所が明るい豊かな社会の創造を理想とし、規律ある活動、運動を継続し､多くの諸先輩の功績やつながりなどの信頼をもって発展して参りました。設立当初から存在する総務委員会が、これまでの流れを踏襲し、よりよい社会の未来へと進むべき方向性と、意識の共有、連携を図りながら地域に根ざした活動、運動を行える組織基盤を形成することが必要です。

まずは、総務委員会が佐賀青年会議所の屋台骨としての自覚と責任を持ち明るい豊かな社会の実現のために、各委員会が円滑に活動を行えるようしっかりとサポートし、組織の基盤となる委員会を目指します。そして、諸会議のスムーズな運営を行うために、最高の意思決定の場である総会の設営を粛々と実施し、理事会もしっかりと円滑化できるよう、委員会メンバーによる議案の誤字脱字や添付資料の精査を行うことで、精度の高いアジェンダを構築します。さらに、諸会議において一人ひとりが人ごとではなく自分の事だと認識を持って議論してもらうために、ゆとりをもって事前に確認ができるよう７・５・３システムに基づいた議案提出期限を厳守することで、より深い意見が活発に出るようにします。また、総会及び理事会の会議内容が次年度以降の青年会議所活動において一助となるために、正確な議事録の作成を行うことで、次年度以降への引き継ぎがスムーズに行えるようにします。そして、広報活動では佐賀青年会議所の存在を、もっと一般市民に理解して頂くために、ＨＰ等のＷｅｂツールを十分に活用し、活動目的や、事業内容の周知、事業への一般の方々の参加の呼びかけなどを分かりやすく発信することで、老若男女を問わず多くの人々に対し佐賀青年会議所の存在価値を高めていきます。

組織の骨格を担う総務委員会が、伝統ある佐賀青年会議所の組織基盤を強固に築き上げるとともに､「ＯＮＥ　ＴＥＡＭ」として、光り輝く佐賀の未来を想像し、仲間とともに元気・やる気・勇気をもって佐賀の明るい未来を創造していきます

【事業計画】

１．諸会議の運営活動（通年）
２．諸記録の整理（通年）
３．サマーコンファレンス（横浜）参加者への支援（７月）
４．献血活動の推進（４月）
５．広報活動、情報の発信（通年）
６．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

国際・ビジネス室

室　長
園田耕太郎

国際・ビジネス委員長
福田　将也

国際・ビジネス委員会　基本方針

国際・ビジネス室　国際・ビジネス委員会
委員長　福田　将也

わが国では、外国人労働者の受け入れが急速に拡大し国際化が進んでいます。一般社団法人佐賀青年会議所としても、社團法人台南市新營國際青年商會との国際交流を通じ外国人とのコミュニケーション能力を高める必要があります。ビジネスにおいてはプロゲーマー、ＹｏｕＴｕｂｅｒなど、趣味が職業になる時代を迎え、住む場所にとらわれず活躍できる可能性を秘め、地域でも活力あふれ個性豊かな社会を創造する必要があります。

まずは、異国の価値観を尊重しあえる関係や絆を築くために、１９８５年から３６年目を迎えた新營ＪＣとの交流を本年も行い、国際感覚を高め地域社会に貢献する人材となれるよう成長を促します。そして、諸先輩から受け継いだ交流の伝統を守り続けるために、交流未体験のメンバーにも国際交流の良さを伝え多くのメンバーで訪問し、より一層の交友関係を深めます。さらに、交流の更なる発展を目指すために、会務交流会議や姉妹締結の再調印を行い、新營ＪＣとの関係性をより確固たるものにします。また、新しい時代に必要な能力・知識を身につけるために、時代を先駆ける職業を体感できるような事業を行い、ビジネスにおける適応力の向上を図ります。そして、時代の変化の中で生まれる新たなビジネスを見出していくために、ビジネスになるようなヒント・アイデアや考える力を蓄えイメージを創造できる場を提供し、佐賀の発展を促進します。

これらの事業を通じ人と人との出逢いに感謝し、得た経験を個人の成長につなげるとともに、グローバルな視野や感覚で、光り輝く佐賀の未来を想像し、仲間とともに元気・やる気・勇気をもって佐賀の明るい未来を創造していきます。

【事業計画】

１．新營ＪＣ訪問・交流（４月）
２．ビジネス事業の企画・運営（７月）
３．シニア総会　参加者への支援（１月）
４．例会の企画・運営（３月）
５．佐賀ブロック大会　参加者への支援（６月）
６．ＪＣＩ世界会議（横浜）参加者への支援（１１月）
７．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

会員研修室

室　長
兵働　将崇

人財づくり委員長
岩永　清邦

人財づくり委員会　基本方針

会員研修室　人財づくり委員会
委員長　岩永　清邦

情報化社会と言われる現代において、価値観も多様化し様々な団体が設立され、人財が分散化している中で、青年会議所では会員数の減少が進んでおり、魅力を語れる諸先輩の卒業や入会年数の浅い会員の割合が高くなっています。このような中、明るい豊かな社会を築き上げるために、私たちが社会へより大きな影響力をもち続けるには、今まで以上に会員一人ひとりが率先して学び、リーダーシップを発揮し、地域を牽引する人財となることが必要です。

まずは、メンバーが青年会議所の魅力や意義について再認識するために、入会年数の長いメンバーも運動の意義について学び直す研修会を開催し、青年会議所の活動の取り組み意識を高めます。そして、入会間もないメンバーが活動の理解と横の繋がりをつくるために、メンバー同士の対話を大切にする研修をし、関係を築くことで、仲間と共に青年会議所の輪を広げる活動へとつなげます。さらに、メンバーが地域づくりの事業企画を積極的に考えられるようになるために､様々な団体と意見交換ができる場を創出し、協働で創りあげ未来を描くことで､地域の未来を先導する人財としての意識を高めます。また、描いた未来を現実とするために、同じ志を掲げる仲間と共に実践し、小さな成功体験を積み上げていくことで、自信に溢れた活動ができる人財を創造します。そして、これまで以上に効果的な青年会議所運動を推進するために、研修の成果を実感していただくことで、今後メンバー一人ひとりの活力ある活動につなげます。

この４０歳までの限られた時間の中で、仲間と共に学び、様々な場面を経験し、広い視野と人脈をもった人財で､光り輝く佐賀の未来を想像し､仲間とともに元気･やる気･勇気をもって佐賀の明るい未来を創造していきます。

【事業計画】

１．新入会員並びに会員研修の企画・運営（通年）
２．会員研修事業の企画・運営（６月）
３．新年会の企画・運営（１月）
４．例会の企画・運営（４月、９月）
５．全国大会札幌大会参加者への支援（９月）
６．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

青少年・環境室

室　長
副島　浩司

青少年・環境委員長
光吉　勝助

青少年・環境委員会　基本方針

青少年・環境室　青少年・環境委員会
委員長　光吉　勝助

私たちが住み暮らす地域では、自然の中でのびのびと遊ぶ子どもの姿が見かけられましたが、ライフスタイルや社会構造の変化等もあり、子どもたちが自然と触れ合う機会や家族と対話する時間が希薄化している傾向があります。一般社団法人佐賀青年会議所でも、地域が有するすばらしい自然環境の大切さを知り、地域の良さに親子で触れ合い、郷土のすばらしさを再発見するとともに、遊ぶ楽しさだけではなく、学ぶ楽しさも教えていくことが必要です。

まずは、子どもたちが地域のすばらしさを再発見するために、地域の人たちとの交流の場を設けることで、地域に愛着を持ち、コミュニケーション能力を高めることを促します。そして、地域の未来を担う子どもたちが将来の夢や目標を抱くために、多様な体験活動の機会を提供し、大人と子どもが触れ合える機会を設けることで、社会性を身につけ自立する力へとつなげます。さらに、世の中は様々な人で成り立っていることを認識するために、幅広い世代の人たちとの交流を深めることで、互いの考えを理解しながらも協力し合う、強い人間関係を構築します。また、次世代に豊かな環境を残していくために、一つ一つできることをやっていくことが大切であることを改めて認識し、長年諸先輩が続けてこられた河川清掃をメンバーの意識改善の機会と捉え実施します。

青少年・環境事業を通じて、地域・社会とのつながりを活かし、子どもたちが夢や希望を持ち、光り輝く佐賀の未来を想像し、仲間とともに元気・やる気・勇気をもって佐賀の明るい未来を創造していきます。

【事業計画】

１．青少年・環境事業（１０月）
２．河川清掃の実施（４月・１０月）
３．厄入厄晴の企画・運営（１月）
４．例会の企画・運営（６月）
５．九州地区大会参加者への支援（８月）
６．卒業生を送る会の企画・運営（１２月）
７．会員拡大　拡大目標　各委員会５名（通年）

まちづくり室

室　長
吉村　篤

まちづくり委員長
森永　正昭

まちづくり委員会　基本方針

まちづくり室　まちづくり委員会
委員長　森永　正昭

人口減少と高齢化の問題はわが国では喫緊の課題とされておりますが、佐賀においても人口減少は既に本格的に始まっております。我々の住む地域においても様々な組織・団体での担い手が不足してきており、単一の組織だけでの活動では地域を盛り上げるのは容易ではなくなってきております。一般社団法人佐賀青年会議所がまちを盛り上げるべく､影響力を持つ組織と対話を進めて信頼関係を醸成し共に行動することが必要です。

まずは、市民の皆様がふるさとの夏の思い出として共有出来るまつりを創るために、第４９回佐賀城下栄の国まつりで多くの方々の心に残る花火大会を行うことで、諸先輩が築いてこられた伝統を次世代につなげます。そして、来年に控える５０回目という節目の年に向けてより良い栄の国まつりにするために、各団体や行政と積極的に意見交換を行い、各団体と交流を深め青年会議所が主体となって率先して取り組むことで、佐賀青年会議所のメンバー同士の絆を深めあうとともに協力関係を強固なものとします。さらに、地域を盛り上げるために、郷土理解を図り地域で育った市民の皆様が故郷に愛着と誇りを持ち魅力を感じる事業を行うことで、地域社会の担い手不足の解消につなげます。また、佐賀青年会議所のメンバー一人ひとりが柔軟な発想を身につけて市民の皆様のために、まちの将来を真剣に考え新しいまちの魅力を佐賀青年会議所から発信することで、地域の皆様にまちづくりに興味をもっていただきます。

佐賀青年会議所メンバーがまちづくりを通して関係団体と積極的に交流し共に築いた経験をもとに、佐賀で働きたいと思う若者を増やし、未来をこれからも共に考え、新たに光り輝く佐賀の未来を創造し、仲間とともに元気・やる気・勇気をもって佐賀の明るい未来を創造していきます。

【事業計画】

１．佐賀城下栄の国まつり参画（８月）
２．まちづくり事業の企画・運営（８月）
３．例会の企画・運営（７月・１１月）
４．シニア交流事業の企画・運営（５月）
５．京都会議の参加者への支援（１月）
６．クリスマス会交流会（１２月）
７．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

会員拡大室

会員拡大委員長
韓　冬梅

会員拡大委員会　基本方針

会員拡大室　会員拡大委員会
委員長　韓　冬梅

一般社団法人佐賀青年会議所は、創立以来創始の精神と諸先輩の熱い思いを受け継ぎ、会員数が減少しつつある課題に直面した中、会員一人ひとりの取り組みと諸先輩のご尽力によって、会員減少に歯止めをかけ、活気に満ちた組織へと転じてきました。しかし、近年若者の意識の変化、他団体の台頭などにより、青年会議所への入会希望者が減っております。このような社会情勢の中でも、我々は明るい豊かな社会の創造に向け、活動・運動を推進していくことが求められ、その原動力として全会員で拡大に取り組み、組織を強化していく必要があります。

まずは、次世代を担う人財を発掘し会員拡大に繋げていくために、メンバーが一丸となって候補者の情報を収集し共有できる体制を整えるとともに、ＪＣへの関心を高め、ともに行動する仲間を増やしていきます。そして、佐賀青年会議所の運動がより効果的に展開していくために、会員拡大委員会が全会員と連携しながら紹介者と共に入会候補者を訪問して、青年会議所の魅力を伝え、入会意識を高めます。さらに、会員拡大を円滑に進めるために、佐賀青年会議所が行ってきた事業活動の説明やＯＢ先輩による講演会などをメインとした公開例会を開催することで、青年会議所の事業を理解してもらいます。また、仮入会者を正式入会へと導くために、仮入会者と現役メンバーとのコミュニケーションを取る場を設けることで、相互の理解と友情を深め、今後につながる信頼関係を築き上げます。さらに、限界を突破する会員拡大を成し遂げるために、会員拡大委員会が率先して、佐賀青年会議所の魅力を様々な団体に向け、発信していくことで、ＪＣへの関心が高まり、会員拡大に繋げます。

志を同じくする新たな人財を発掘し、共に汗を流す仲間を増やすことにより、佐賀青年会議所の結束がより一層固まり、リーダーを育む組織として、新たに光り輝く佐賀の未来を創造し、仲間とともに元気・やる気・勇気をもって佐賀の明るい未来を創造していきます。

【事業計画】

１．会員拡大　拡大目標全体　３０名（通年）
２．薩長土肥の会（１０月）
３．例会の企画・運営（２月、５月）
４．ＡＳＰＡＣ（カンボジア　シェムリアップ）参加者への支援（６月）
５．佐賀ブロックファイナル参加者への支援（１１月）

（一社）佐賀青年会議所2020年度収支予算書（案）

2020年1月1日から2020年12月31日まで

○収入の部

〔単位：円〕

項目	勘定科目	単価	人員	2019年補正後予算額	単価	人員	2020年当初予算額	摘要
受取入会金	入会金	40,000	40	1,600,000	40,000	20	800,000	目標30名
受取会費	正会員会費	120,000		11,650,000	120,000	80	9,600,000	
	臨時会費	9,000	99	891,000				
	賛助会員会費(法人)	30,000	5	150,000				
	賛助会員会費(個人)	10,000	30	300,000				
事業収益	登録費収益 参加料							
	登録費収益 出店料	10,000	7	70,000				
	広告料収益 協賛金			1,510,000				
受取補助金	地方公共団体補助金			2,330,000				
	教育事業助成金			100,000				
	佐賀県国際交流協会			100,000				
雑収益	受取利息			1,000			1,000	定期利息
	佐賀ブロック協議会事務委託費			140,000			140,000	
	シニア・クラブ事務委託費			200,000			200,000	
	卒業生記念品代	10,000	23	230,000	10,000	14	140,000	卒業生からの記念品代
	ジュース自販機収入			120,000			120,000	
	その他			35,000			35,000	ダイナースカード利用手数料・シニア・クラブからの交流費収入等
定期預金解約	減価償却積立預金繰入収入			1,000,000				
	周年事業積立預金繰入収入							
	当期収入合計(A)			20,427,000			11,036,000	
	前期繰越収支差額			2,570,892			2,806,717	前年度の流動資産から流動負債を差引いた金額
	収入合計(B)			22,997,892			13,842,717	

○支出の部

項目	勘定科目	単価	人員	2019年補正後予算額	単価	人員	2020年当初予算額	摘要
支払負担金	JCI会費	1,690		180,830	1,612	80	128,960	10.5 S(単価1,621円)
	日本JC基本金			60,000			60,000	51名からは、25名増すごとに15,000円を加算
	日本JC付加金	5,000		535,000	5,000	80	400,000	
	国際協力資金	1,825		195,275	1,825	80	146,000	
	WeBelieve購読料	3,000		321,000	3,000	80	240,000	
	九地区運営負担金	4,000		428,000	4,000	80	320,000	
	佐賀ブロックLOM負担金			30,000				
	佐賀ブロック会員負担金	3,500		374,500	3,500	80	280,000	
	出向費(日本JC)	20,000	8	160,000	20,000	8	160,000	
	出向費(九州地区)							
	佐賀JCシニア・クラブ入会金	10,000	23	230,000	10,000	14	140,000	
	支払負担金 計			2,514,605			1,874,960	
事務費	給料手当			1,550,000			1,550,000	
	福利厚生費			20,000			20,000	労働保険料等
	通信運搬費			600,000			500,000	電話FAXネット利用料・郵送料・葉書・切手代
	広報費			250,000			250,000	WEBサイト更新制作料
	印刷製本費			1,550,000			1,550,000	基本資料・会員名簿・新入会員追加シール・印刷備品
	消耗品費			580,000			450,000	事務用品・ネームプレート・JCバッジ・卒業生記念品代
	光熱水料費			650,000			650,000	電気・ガス・水道・灯油代
	支払手数料			80,000			80,000	振替手数料・振込手数料・法人INB基本手数料
	保険料			94,920			94,920	JC会館火災保険料
	租税公課			35,000			35,000	理事登記変更代・収入印紙代
	法人税			81,000			81,000	法人市民税60,000円・法人県民税21,000円
	事務費 計			5,490,920			5,260,920	
雑費	雑費			100,000			100,000	新聞代・事務用品以外の消耗品
	警備料			234,576			234,576	JC会館警備料
	会館維持費			280,000			280,000	ゴミ収集代・会館WAX清掃代・修繕費用
	雑費 計			614,576			614,576	
顧問料	会計顧問料			216,000			220,000	
	顧問料 計			216,000			220,000	会計顧問料
会議費	会場使用料			100,000			100,000	会場使用料・西神野運動広場駐車場使用料
	会議費 計			100,000			100,000	
賃借料	土地賃借料			494,680			494,680	JC会館土地賃借料
	リース料			470,000			470,000	コピー機、印刷機リース料・再リース料・保守契約料
	賃借料 計			964,680			964,680	
渉外費	渉外費			250,000			250,000	御礼代・お土産代
	慶弔費			120,000			120,000	結婚祝い・長子出産祝い・現役シニア傷花代・電報代
	理事長活動費			250,000			250,000	寸志代・理事長経験者バッジ等
	褒賞費			40,000			40,000	個人表賞・理事長特別褒賞等
	諸会費			8,000			8,000	西神野自治会費6,000円・外部団体会費等
	渉外費 計			668,000			668,000	
事業費	総務委員会			0			0	総務委員会
	郷土愛満ち溢れるまちづくり委員会			4,255,000			300,000	国際・ビジネス委員会
	人づくり委員会			415,000			400,000	人財づくり委員会
	国際委員会			1,632,000			450,000	青少年・環境委員会
	ビジネス委員会			330,000			100,000	まちづくり委員会
	広報委員会			200,000			100,000	会員拡大委員会
	地域コミュニティ構築委員会			515,000			0	
	次世代環境委員会			335,000			0	
	事業費 計			7,682,000			1,350,000	
研修費	佐賀ブロック大会登録料	3,000	94	282,000	3,000	80	240,000	
	九州地区大会			0			0	
	大会参加補助費			0			0	ASPAC・全国大会登録補助
	登録料			8,000			8,000	京都会議登録料
	研修費 小計			290,000			248,000	
その他支出	雑損失			2,110,000				
	雑損失 小計			2,110,000			0	
定期預金開設	減価償却積立預金繰入支出			0			0	
	周年事業積立預金繰入支出			1,030,000			0	
	当期支出合計(C)			21,680,781			11,301,136	
	当期収支差額(A)-(C)			-1,253,781			-265,136	
	次期繰越収支差額(B)-(C)			1,317,111			2,541,581	

一般社団法人 佐賀青年会議所
2020年度 組織図

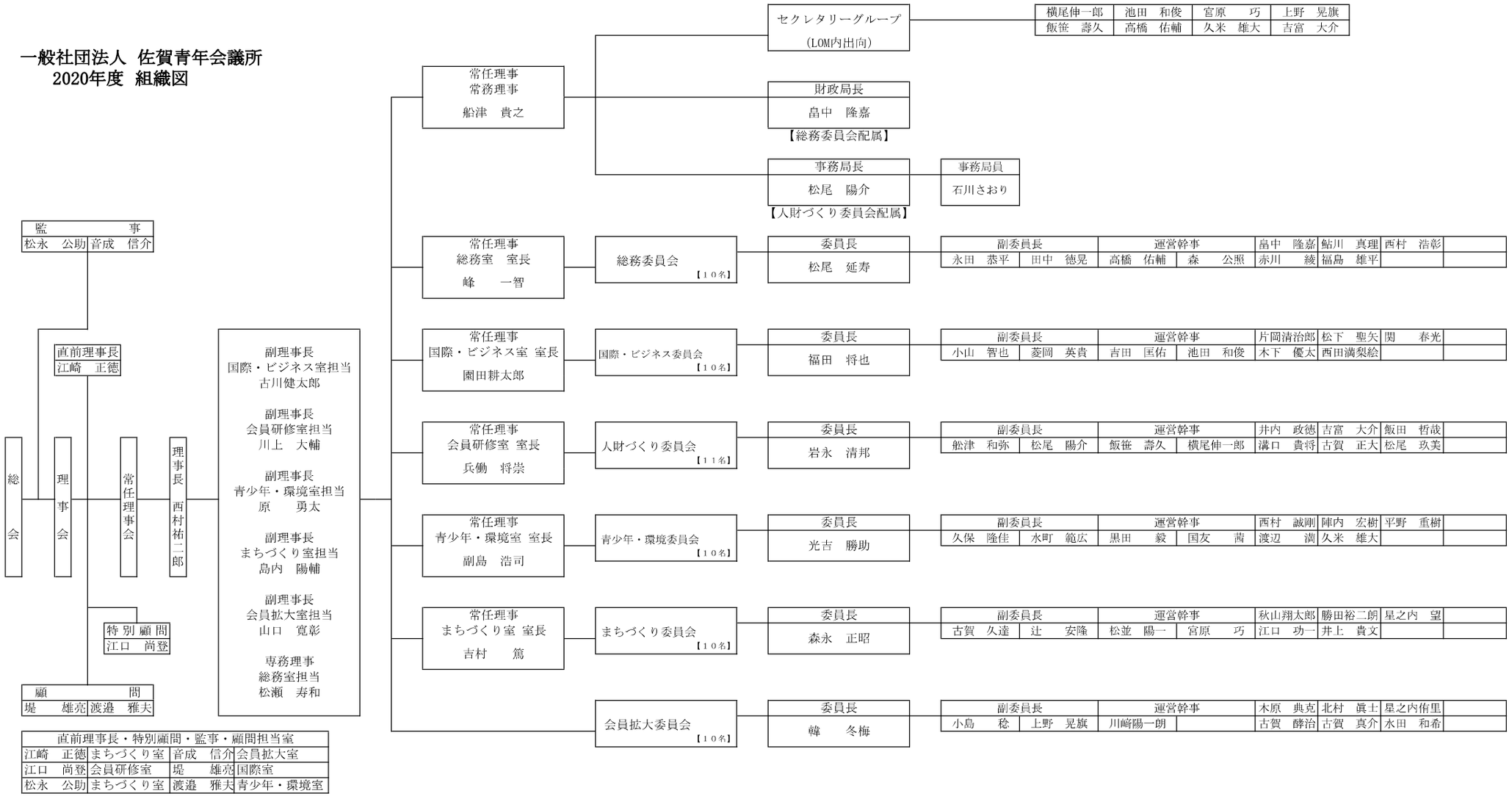

直前理事長・特別顧問・監事・顧問担当室			
江崎 正徳	まちづくり室	音成 信介	会員拡大室
江口 尚登	会員研修室	堤 雄亮	国際室
松永 公助	まちづくり室	渡邉 雅夫	青少年・環境室

公益社団法人日本青年会議所出向

九州地区担当常任理事		江口 尚登
JCI関係調整委員会	委員	山口 寛彰
JCI関係調整委員会	委員	副島 浩司
JCI関係調整委員会	委員	光吉 勝助
組織改革会議	委員	北村 眞士

業種部会

環境部会	渡邉 雅夫

環有明LOM会議

九州地区協議会出向

会長		江口 尚登
☆ 総務委員会	委員長	井内 政徳
総務委員会	副委員長	古川健太郎
総務委員会	委員	吉村 篤
総務委員会	委員	兵働 将崇
総務委員会	委員	副島 浩司
事務局	局長	溝口 貴将
事務局	次長	光吉 勝助
事務局	次長	園田耕太郎
事務局	次長	峰 一智

佐賀ブロック協議会出向

会長		江崎 正徳
顧問		江口 尚登
監査担当役員		音成 信介
佐賀ビジョン発信グループ	担当副会長	島内 陽輔
事務局	局長	木原 典克
事務局	次長	高橋 佑輔
事務局	次長	横尾伸一郎
財政局	局長	北村 眞士
国民主権確立委員会	委員長	松並 陽一
国民主権確立委員会	委員	川上 大輔
国民主権確立委員会	委員	船津 貴之
国民主権確立委員会	委員	原 勇太
国民主権確立委員会	委員	峰 一智
アカデミー・LOM支援委員会	委員	吉村 篤
アカデミー・LOM支援委員会	委員	古川健太郎
ブロック大会運営委員会	委員	畠中 隆嘉
SDGs推進委員会	委員	兵働 将崇

☆は出向理事

＜2020年度　年間スケジュール＞

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
常任理事会	JC会館 19:30～21:30	12月26日(木)	1月23日(木)	2月20日(木)	3月23日(月)	4月20日(月)	5月20日(水)	6月22日(月)	7月21日(火)	8月20日(木)	9月17日(木)	10月20日(火)	11月24日(火)
理事会	JC会館 19:30～21:30	6日(月)	3日(月)	2日(月)	2日(木)	1日(金)	1日(月)	2日(木)	4日(火)	1日(火)	1日(木)	2日(月)	2日(水)
例会 総会 19:30～21:30	日付	20日(月)	14日(金)	16日(月)	14日(火)	14日(木)	15日(月)	14日(火)	18日(火)	14日(月)	14日(水)	16日(月)	11日(金)
	区分	総会	例会	例会	例会	例会	例会	例会	総会	例会	総会	例会	例会
	担当委員会	総務	拡大	国際	研修	拡大	青少年	まつり	総務	研修	総務	まつり	青少年
総務室	総務委員会	9日(木)	7日(金)	5日(木)	6日(月)	11日(月)	4日(木)	6日(月)	7日(金)	8日(火)	5日(月)	10日(火)	9日(水)
国際・ビジネス室	国際・ビジネス委員会	8日(水)	7日(金)	6日(金)	6日(月)	7日(木)	5日(金)	6日(月)	7日(金)	9日(水)	5日(月)	9日(月)	8日(火)
会員研修室	人財づくり委員会	9日(木)	5日(水)	5日(木)	7日(火)	7日(木)	4日(木)	7日(火)	5日(水)	8日(火)	6日(火)	9日(月)	9日(水)
青少年・環境室	青少年・環境委員会	8日(水)	5日(水)	4日(水)	7日(火)	11日(月)	3日(水)	7日(火)	5日(水)	9日(水)	6日(火)	11日(水)	8日(火)
まちづくり室	まちづくり委員会	10日(金)	6日(木)	6日(金)	8日(水)	8日(金)	3日(水)	8日(水)	6日(木)	7日(月)	7日(水)	11日(水)	7日(月)
会員拡大室	会員拡大委員会	10日(金)	6日(木)	4日(水)	8日(水)	8日(金)	5日(金)	8日(水)	6日(木)	7日(月)	7日(水)	10日(火)	7日(月)
LOM事業	事業名	新年会 厄入厄晴			献血運動 新營JC訪問				佐賀城下 栄の国まつり				クリスマス会 卒業生を送る会
佐賀ブロック	事業名 開催場所						ブロック大会 21日（日） 鳥栖					ブロック ファイナル 26日（木）	
	役員会議	15日(水)	13日(木)	13日(金)	10日(金)	15日(金)	16日(火)	15日(水)	－	15日(火)	15日(木)	13日(金)	15日(火)
	開催場所	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	－	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
	会員会議所会議	27日(月)	26日(水)	26日(木)	27日(月)	26日(火)	26日(金)	27日(月)	－	29日(火)	26日(月)	26日(木)	24日(木)
	開催場所	伊万里	陶都有田	鹿島	唐津	武雄	佐賀	鹿島	－	伊万里	陶都有田	鳥栖	唐津
九州地区	大会等 開催場所					九州地区 サッカー大会 5/17			九州コンファレンス さつま出水 8/29～8/30				
	会務正副	7日(火)	7日(金)	9日(月)	8日(水)	8日(金)	8日(月)	3日(金)	－	4日(金)	9日(金)	9日(月)	2日(水)
	地区役員会議	14日(火)	18日(火)	23日(月)	20日(月)	20日(水)	22日(月)	13日(月)	－	18日(金)	19日(月)	24日(火)	21日(月)
	開催場所	さつま出水	天草本渡	諫早	対馬	つくし	中津	さつま出水	－	未定	大分	日向	佐賀
JCI・日本JC	JCI諸会議・NOM事業 開催場所	京都会議 京都 1/16～1/19	金沢会議 金沢 2/21～2/23				ASPAC シェムリアップ 6/11～6/14	サマーコンファレンス 横浜 7/18～7/19		全国大会 札幌 9/24～9/27		JCI世界会議 横浜 11/3～11/7	
その他		シニア総会 佐賀 30日（木）		日本JC総会 東京 3/28（土）						日本JC総会 札幌 9/25（金）			

※1月総会は17：30から開始予定

(一社)佐賀青年会議所　2020年度 入会年度別一覧表

年　度	人数	会　　員　　名				
2005年(H17)	2名	江口　尚登	松永　公助			
2007年(H19)	2名	川上　大輔	北村　眞士			
2008年(H20)	2名	江崎　正徳	渡邉　雅夫			
2009年(H21)	2名	堤　　雄亮	西村　浩彰			
2010年(H22)	2名	音成　信介	西村祐二郎			
2011年(H23)	1名	原　　勇太				
2012年(H24)	5名	古賀　酵治	福島　雄平	船津　貴之	星之内侑里	渡辺　　満
2013年(H25)	2名	島内　陽輔	山口　寛彰			
2014年(H26)	1名	井内　政徳				
2015年(H27)	6名	韓　　冬梅	辻　　安隆	西村　誠剛	畠中　隆嘉	古川健太郎
		松瀬　寿和				
2016年(H28)	17名	赤川　　綾	片岡清治郎	木下　優太	木原　典克	久保　隆佳
		小山　智也	副島　浩司	園田耕太郎	田中　徳晃	西田満梨絵
		平野　重樹	松尾　玖美	松尾　延寿	松尾　陽介	溝口　貴将
		峰　　一智	森永　正昭			
2017年(H29)	8名	鮎川　真理	江口　功一	古賀　正大	陣内　宏樹	永田　恭平
		舩津　和弥	松下　聖矢	吉村　　篤		
2018年(H30)	14名	秋山翔太郎	飯田　哲哉	井上　貴文	岩永　清邦	上野　晃旗
		勝田裕二朗	川﨑陽一朗	古賀　久達	小島　　稔	菱岡　英貴
		兵働　将崇	水田　和希	光吉　勝助	森　　公照	
2019年(R元)	16名	飯笹　壽久	池田　和俊	国友　　茜	久米　雄大	黒田　　毅
		古賀　真介	関　　春光	髙橋　佑輔	福田　将也	星之内　望
		松並　陽一	水町　範広	宮原　　巧	横尾伸一郎	吉田　匡佑
		吉冨　大介				

(一社)佐賀青年会議所　2020年度 年齢別一覧表

年生	人数	会員名					
S55年	14名	星之内　望	堤　　雄亮	北村　眞士	池田　和俊	松瀬　寿和	平野　重樹
		1980.2.7	1980.2.13	1980.4.24	1980.5.16	1980.5.23	1980.7.14
		森永　正昭	福田　将也	江口　尚登	川﨑陽一朗	吉冨　大介	永田　恭平
		1980.8.18	1980.8.20	1980.8.25	1980.9.25	1980.9.25	1980.10.16
		峰　　一智	副島　浩司				
		1980.10.25	1980.11.27				
S56年	13名	井上　貴文	西村祐二郎	古賀　正大	木原　典克	古川健太郎	松永　公助
		1981.1.20	1981.1.20	1981.2.19	1981.3.23	1981.4.4	1981.5.21
		川上　大輔	古賀　真介	飯田　哲哉	船津　貴之	赤川　　綾	音成　信介
		1981.5.22	1981.6.23	1981.8.10	1981.9.15	1981.11.5	1981.12.16
		韓　　冬梅					
		1981.12.24					
S57年	13名	江崎　正徳	原　　勇太	松尾　陽介	光吉　勝助	松並　陽一	渡辺　　満
		1982.1.3	1982.1.28	1982.2.26	1982.3.15	1982.3.17	1982.3.20
		古賀　酵治	陣内　宏樹	黒田　　毅	髙橋　佑輔	西村　浩彰	勝田裕二朗
		1982.6.7	1982.7.11	1982.8.11	1982.8.16	1982.8.18	1982.9.30
		久保　隆佳					
		1982.10.14					
S58年	12名	横尾伸一郎	岩永　清邦	田中　徳晃	鮎川　真理	小島　　稔	星之内侑里
		1983.5.15	1983.8.10	1983.8.29	1983.9.6	1983.9.8	1983.9.9
		兵働　将崇	島内　陽輔	井内　政徳	関　　春光	畠中　隆嘉	吉村　　篤
		1983.9.20	1983.9.27	1983.10.6	1983.10.20	1983.10.26	1983.12.24
S59年	7名	松尾　延寿	松尾　玖美	森　　公照	渡邉　雅夫	山口　寛彰	片岡清治郎
		1984.1.16	1984.3.17	1984.5.12	1984.6.27	1984.10.1	1984.11.5
		園田耕太郎					
		1984.12.21					
S60年	4名	福島　雄平	飯笹　壽久	西村　誠剛	小山　智也		
		1985.4.6	1985.4.10	1985.8.15	1985.8.24		
S61年	4名	秋山翔太郎	水町　範広	久米　雄大	吉田　匡佑		
		1986.2.9	1986.5.28	1986.7.10	1986.10.13		
S62年	1名	溝口　貴将					
		1987.7.8					
S63年	1名	舩津　和弥					
		1988.8.2					
H元年	3名	宮原　　巧	西田満梨絵	国友　　茜			
		1989.4.9	1989.5.28	1989.11.3			
H２年	2名	辻　　安隆	松下　聖矢				
		1990.6.25	1990.5.2				
H３年	2名	古賀　久達	菱岡　英貴				
		1991.8.2	1991.8.21				
H４年	2名	木下　優太	水田　和希				
		1992.6.24	1992.11.10				
H６年	1名	江口　功一					
		1994.1.11					
H８年	1名	上野　晃旗					
		1996.11.3					

定款・諸規定

定　　款（案）

第１章　総　　則

（名称）

第１条　本会は、一般社団法人佐賀青年会議所（英文名 Saga Junior Chamber Incorporated）と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

（目的）

第３条　本会は、第５条に定める事業を実施・展開することにより、国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連繋に基づいて、地域社会と国家の発展を目指し、会員相互の信頼のもとに会員の資質の向上と指導力の啓発に努めながら、国際理解を深め世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

（運営の原則）

第４条　本会は、特定の個人又は法人その他団体の利益を目的として、その事業を行わない。

２　本会は、これを特定の政党のために利用しない。

（事業）

第５条　本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

⑴　児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

⑵　教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与する事業

⑶　国際的相互理解の促進及び国際社会への貢献を目的とする事業

⑷　地球環境の保全又は自然環境の保護を目的とする事業

⑸　国政の健全な運営の確保に資する事業

⑹　公正かつ自由な経済活動機会を保護・促進し、その活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

⑺　その他本会の目的を達成するために必要な事業

２　前項に定めるほか、必要に応じて次の事業を行う。

⑴　指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

⑵　国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解・親善を増進する事業

⑶　本会の目的を達成するために必要な事業

３　前２項の事業は佐賀県において行うものとする。

第２章　会　　員

（会員の種類）

第６条　本会の会員は、次の４種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」と言う。）上の社員とする。

⑴　正会員

⑵　特別会員

⑶　名誉会員

⑷　賛助会員

（正会員）

第７条　正会員は、佐賀市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものをいう。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度の終了の日までは正会員としての資格を有する。

２　既に他の青年会議所の正会員である者は、本会の正会員となることはできない。

（特別会員）

第８条　特別会員は、40歳に達した日の属する事業年度が終了するまでの間正会員であった者をいう。

（名誉会員）

第９条　名誉会員は、本会に功労がある者で、理事会で承認されたものをいう。

（賛助会員）

第１０条　賛助会員は、本会の目的に賛同し、

その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認されたものをいう。

（会員の権利）

第１１条　正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的を達成するために必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

２　特別会員、名誉会員及び賛助会員の権利については、総会の決議を経て、別に定める。

（会員の義務）

第１２条　会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な行為を行う義務を負う。

（入会）

第１３条　正会員となろうとする者は、正会員２人以上の推薦書を添えて、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会費等の納入義務）

第１４条　正会員は、入会に際して入会金を納入しなければならない。

２　正会員及び賛助会員は、毎年、会費を納入しなければならない。

３　前２項の入会金及び会費の額並びにその納入方法は、総会の決議を経て、別に定める。

（休会）

第１５条　正会員が、やむを得ない事由により長期間本会の活動に参加することができないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

（会員資格の喪失）

第１６条　会員は、次の事由によりその資格を失う。

⑴　退会したとき。

⑵　死亡又は失踪宣告を受けたとき。

⑶　成年後見開始又は保佐開始の決定を受けたとき。

⑷　除名されたとき。

⑸　会費を納入せず、その未納入額が会費の12か月分に達したとき。

（退会）

第１７条　会員が、本会を退会しようとするときは、同月までの会費を納入のうえ、退会届を理事会に提出しなければならない。

２　退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

（除名）

第１８条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員数の４分の３以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

⑴　本会の名誉を毀損する行為をしたとき。

⑵　本会の目的遂行に反する行為をしたとき。

⑶　本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

⑷　本会の活動に長時間参加しないとき。

⑸　その他正会員として適当でないと認められたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

（会費等の不返還）

第１９条　退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第3章　役　員　等

（種別及び選任）

第２０条　本会に、次の役員を置く。

⑴　理事15人以上60人以内

⑵　監事２人以上５人以内

２　理事のうち、１人を理事長、２人以上５人以内を副理事長、１人を専務理事、３人以上10人以内を常任理事とする。

３　理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって、一般社団・一般財団法人法第91条第１項第２号の理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

４　役員は、正会員のうちから、総会においてこれを選任する。

５　監事は、本会の理事又は職員を兼任

することができない。

6　役員の選任方法については、総会の決議を経て別に定める。

（職務）

第２１条　理事長は、本会を代表し業務を統括する。

2　副理事長は、理事長を補佐する。

3　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

4　常任理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して業務を分掌する。

5　理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会に提出する議案の調整を行う。

6　理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

7　理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第２２条　監事は、次に掲げる職務を行う。

⑴　理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること。

⑵　理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。

⑶　本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

⑷　理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告をすること。

⑸　理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

⑹　総会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。

⑺　必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。

⑻　前号の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せれない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。

⑼　理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会にて報告すること。

⑽　理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

（任期）

第２３条　理事の任期は、選任された翌年の１月１日より同年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された理事の任期は、選任された年の12月31日までとする。

3　監事の任期は、選任された事業年度の定時社員総会の翌日よりその翌々年度の定時社員総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

4　任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。

5　役員は、辞任又は任期の満了により退任したことにより、第20条に定める定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（辞任及び解任）

第２４条　役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2　役員は、総会において解任することができる。

3　監事を解任する場合は、総会員の議決権の４分の３以上の多数による決議に基づいて行わなければならな

い。
4　第18条第２項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第18条第２項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（直前理事長等）

第２５条　本会に、直前理事長、顧問及び特別顧問（以下、「直前理事長等」と言う。）を置くことができる。
2　直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
3　顧問及び特別顧問の選任に関しては、第20条４項の規定を準用する。
4　顧問は、理事長を補佐し、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言することができる。
5　特別顧問は、理事長経験者でなければならない。
6　特別顧問は、理事長経験を生かし、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言することができる。
7　直前理事長等の任期は、第23条第１項の規定を準用し、辞任及び解任は、第24条の規定を準用する。

第４章　会　　議

（種別）

第２６条　本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成等）

第２７条　総会は、全ての正会員をもって構成する。
2　理事会は、全ての理事をもって構成する。
3　直前理事長、顧問及び特別顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
4　監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

（総会の権能）

第２８条　総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。
(1)　役員の選任及び解任
(2)　定款の変更
(3)　事業計画又は収支予算の決定及び変更
(4)　事業報告及び会計報告の承認
(5)　会員の除名
(6)　次の規則の制定、変更及び廃止
①　役員選任の方法に関する規程
②　会員資格に関する規程
③　会費及び入会金に関する規則
(7)　本会の解散
(8)　解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
(9)　理事会において総会に付議した事項
(10)　前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本会の運営に関する重要な事項

（理事会の権能）

第２９条　理事会は、本定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。
(1)　総会の決議した事項の執行に関する事項
(2)　総会の日時、開催場所及び総会に付議すべき事項の決定
(3)　前条に定める以外の規則の制定変更及び廃止
(4)　その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項
(5)　理事の職務執行の監督
(6)　代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
2　理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
(1)　重要な財産の処分及び譲受け
(2)　多額の借財
(3)　重要な職員の選任及び解任
(4)　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
(5)　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

（開催）

第３０条　通常総会は、毎年１月、８月及び10月に開催するものとし、１月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

⑴　理事長が必要と認めたとき。

⑵　理事会が必要と認めたとき。

⑶　５分の１以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

３　理事会は定例理事会及び臨時理事会の２種とし、定例理事会は、毎月開催する。

４　臨時理事会は、次の各号の１つに該当する場合に開催する。

⑴　理事長が必要と認めたとき。

⑵　理事から、理事長に対して会議の目的を示して開催の請求があったとき。

⑶　第22条第７号の規定により監事から理事長に対して招集の請求があったとき。

（総会の招集）

第３１条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第３号の請求があった場合には、請求があった日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の２週間前までに、正会員に通知しなければならない。

（理事会の招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、第30条第４項第２号及び第３号に該当する場合には、請求のあった日から５日以内に、請求日から２週間以内の日を期日とする臨時理事会を招集しなければならない。

３　第30条第４項第２号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

４　第30条第４項第３号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事が臨時理事会を招集することができる。

５　理事会を招集する者は、理事会の日の１週間前までに各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知を発しなければならない。

６　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事、監事及び直前理事長等の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第３３条　総会及び理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第30条第２項第３号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の内からこれを選任する。

（定足数）

第３４条　総会は、正会員（休会中の会員を除く。）の２分の１以上の出席をもって成立する。

２　理事会は、理事の３分の２以上の出席をもって成立する。

（議決）

第３５条　総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第２項及び本定款に別に定めるものを除き、出席正会員の過半数の同意をもって決議する。

２　理事会の議事は、出席理事のうち、議決に加わることのできる理事の過半数の同意をもって決議する。

３　前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

（総会における書面表決等）

第３６条　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又はほかの正会員を

代理として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第34条、第35条及び第37条第１項第３号の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第３７条　会議の議事については、次の事項のほか、法令の規定による事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　会議の日時及び場所
⑵　総会にあっては正会員、理事会にあっては理事の現在数
⑶　総会にあってはその総会に出席した正会員数の数、理事会にあっては出席した理事の数及び氏名（表決委任者及び書面表決者の数を付記すること。）
⑷　議決事項
⑸　議事の経過の要領及びその結果
⑹　議事録署名人の選任に関する事項

２　総会の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名捺印し、理事会の議事録には、出席した理事長及び監事が署名捺印しなければならない。

第５章　例　会　等

（例会）

第３８条　本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために毎月１回以上例会を開催する。

２　例会の運営については、理事会の決議により定める。

（室）

第３９条　本会は、本会の目的を達成するために必要な事項を調査、研究、協議するため、室を置く。

２　室に室長を置く。

３　室長は、常任理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

（委員会）

第４０条　本会は、本会の目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するため室に委員会を置くことができる。

２　委員会に委員長を置く。

３　委員長は、理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

４　委員は、正会員のうちから、委員長が理事会の承認を得て任命する。

５　正会員（理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長、監事、顧問及び特別顧問を除く。）は、原則として、いずれかの委員会に所属しなければならない。

第６章　資産、会計、事業計画等

（資産の構成）

第４１条　本会の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

⑴　財産目録に記載された財産
⑵　会費
⑶　入会金
⑷　寄附金及び補助金
⑸　事業に伴う収入
⑹　資産から生じる収入
⑺　その他の収入

（特定財産の維持及び処分）

第４２条　第５条の事業を行うため不可欠な別表の特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　やむをえない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分し、又は担保に提供するには、理事会において、議決に加わることができる理事の３分の２以上の決議による承認を得なければならない。

３　特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により定める。

（資産の管理）

第４３条　本会の財産は、理事長が管理・運用し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

（事業年度）

第４４条　本会の事業年度は、毎年１月１日から同年12月31日までとする。

（会計区分）

第４５条　本会の会計は、事業年度ごとに一般会計、特別会計及び基金会計の３種に区分して処理する。

２　一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
３　特別会計は、一般会計で処理するには不適当と認められる大規模又は特殊の事業に関する収支を事業別に経理する。
４　基金会計は、基金に属する財産の管理運用を経理する。

（事業計画及び予算）

第４６条　本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前までに理事長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。
３　前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。
４　理事長は、第２項の規定により収入し、及び支出したときは、その事業年度開始の日から90日以内に総会の承認を得なければならない。
５　理事長は、第１項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

（事業報告及び会計報告）

第４７条　理事長は、当該事業年度終了後、速やかに、当該年度にかかる次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。
⑴　事業報告書
⑵　事業報告書の附属明細書
⑶　公益目的支出計画実施報告書
⑷　財産目録
⑸　貸借対照表
⑹　正味財産増減計算書
⑺　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
２　監事は、厳正なる監査を行い、意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
３　理事長は、前項の意見書を添えて、第１項第１号及び第３号から第６号に掲げる書類を総会に提出し、第１項第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、第４号から第６号までの書類についてはその承認を求めなければならない。
４　第１項第３号の書類については毎事業年度の経過後３か月以内に行政庁に提出しなければならない。
５　剰余金の分配は行わない。
６　理事長は、総会の承認後、直ちに、法令の定めるところにより本会の貸借対照表を公告しなければならない。

（資産の返還請求の禁止）

第４８条　会員は、その資格を喪失するに際し、本会の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

第７章　管　　理

（定款等の備置き）

第４９条　理事長は、定款その他の諸規則、会員名簿及び会員の異動に関する書類、理事・監事の名簿、認定・認可等及び登記に関する書類、定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類、財産目録、役員の報酬規定、事業計画及び収支予算書等、事業報告書及び計算書類等、監査報告書及びその他法令で定める帳簿及び書類を常に事務所に備え置かなければならない。
２　前項に規定する帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによるとともに、第９章に定める情報公開規定による。
３　第１項に規定する帳簿及び書類を主たる事務所に５年間、従たる事務所に３年間備え置くものとする。

（会員による書類の閲覧）

第５０条　会員は、前条第１項の書類をいつでも閲覧することができる。
２　理事長は、正当な理由なくして閲覧を拒むことができない。

（事務局）

第５１条　本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３　事務局長及びその他の職員は、理事

会の決議を経て、理事長が任免する。

4　前各号のほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第５２条　本定款は、総会において総正会員の３分の２以上の同意を得て変更することができる。

（解散及び残余財産の処分）

第５３条　本会は、一般社団・財団法人法第148条各号に規定する事由に基づいて解散する。

2　総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の議決権数の４分の３以上の同意を得なければならない。

3　本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附する。

（清算人）

第５４条　本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2　清算人は、就任の日から６か月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

（解散後の会費の徴収）

第５５条　本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第９章　情報公開及び個人情報の保護

（情報の公開）

第５７条　本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

（個人情報の保護）

第５８条　本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

（公告）

第５９条　本会の公告は電子公告による。

2　やむを得ない理由により電子公告によることができない場合は、佐賀新聞に掲載する方法による。

第10章　雑　　則

（規則等）

第６０条　本定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附　　則

1　本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益社団法人設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

資　格　規　定

第１章　総　　則

第１条　本規定は一般社団法人佐賀青年会議所会員の資格並びに入会希望者の取扱い、会費納入、会員の失格について定める。

第２章　入　　会

第２条　推薦及びその資格

１　正会員として入会を希望する場合、その推薦者は正会員２名であること。但し、特別会員が推薦する場合は別途２名の正会員を必要とする。

２　正会員として入会を希望するものに対して推薦となる正会員（以下推薦者という）は次の条件をそなえていること。

⑴　一般社団法人佐賀青年会議所に２年以上在籍している事。

⑵　所定の会費を完納している事。

⑶　過去１年間に推薦月からさかのぼって例会（総会）及び委員会に関して60％以上の出席であること。但し役員は理事会を含む。

第３条　仮入会手続

１　推薦者は所定の入会希望調書（別紙書式）及び推薦書（別紙書式）を事務局に提出すること。なお入会希望調書には入会希望者の写真２葉を添付すること。

第４条　入会希望者の審査

１　理事長は入会希望者の審査を総務委員会に委任する。

２　総務委員会は審議される２週間前までに調書を受理して入会希望者に対して、下記につき所定審査及び調査を行う。

⑴　定款第７条に定められた資格を有すること。

⑵　正常な事業に従事する者であること。

⑶　健全な社会人としての良識と教養を有すること。

⑷　本会議所の諸行事に参加する意思と能力を有すること。

⑸　会費その他の負担金を納入する意思と能力を有すること。

⑹　推薦者が本規定第２条の２項に合致していること。

⑺　前に他の青年会議所の会員であった事実の有無。

⑻　他の団体への加入の有無及び加入している場合にはその役員等をした事があるか。また、現在していることの有無。

第５条　仮入会許可の決定

１　理事会は総務委員会からの上申に基づき報告及び意見を聴取し、出席理事の３分の２以上の賛成によって仮入会の許可を決定する。但し反対者が２名以上でその反対理由が理事会に於いて承認された場合は入会出来ない。

２　仮入会の審議される日は理事会日とする。

３　理事会が仮入会の許可を決定した場合は、その旨を総務委員会に通知すると共に、事務局を通じて推薦者及び本人に通知する。

第６条　仮入会の期間及び義務

１　仮入会の期間は３ヶ月以内とする。

２　理事会に於いて仮入会を許可されたものは、その期間中下記の事項を履行すること。

⑴　例会（総会）への出席

⑵　理事長の指定する研修及び行事

⑶　佐賀青年会議所における基礎知識の研修

３　上記の事項を履行した者に限り正会員となる資格を与える。

４　理事会において仮入会を認められた者に対して定款第14条に定める会費を請求する。但し、前項の費用を請求の日より１ヶ月以内に納入しない場合は、自動的に仮入会の許可は取消されたものとみなす。

第７条　資格の取得及び入会の手続き

１　総務委員長は仮入会員がその期間中に正会員になるべき条件を満たしたか否かを出席カード等により審査し理事会に上申する。

２　理事会は総務委員長からの上申に従って正式に入会の諾否について決定する。

３　正式に入会が認められた仮入会員が

正会員の資格を希望する場合は別に定められた書面により理事長に届出を行うと共に速やかに入会金を納入する。

4　正式に入会が認められ上記の手続きを終わった者に対し新会員として全会員に通告する。

第８条　推薦者の義務

推薦者は新入会員に対して下記の責任を負う。但し責任期間は２ケ年とする。

⑴　新入会員の各種会議、会合への出席

⑵　権利義務の遂行及び品行

⑶　入会金及び会費の納入

第３章　入会金並びに会費

第９条　会費の納入

1　入会金、会費は所定の納期に原則として預金口座にて納入するものとする。

⑴　入会金　正会員　40,000円

ただし、会員が卒業あるいは退会した後に同じ企業、団体から、１年以内に入会する同数以下の会員の入会金は、20,000円とする。

また、特例として同じ企業、団体から後任として入会し、在籍期間が重なる場合も適用する。

上記いずれの場合も、同一銀行口座を指定口座とする場合に限る。

⑵　会費　正会員（年額）120,000円

第１期（１月～３月）　30,000円

１月20日

第２期（４月～６月）　30,000円

４月20日

第３期（７月～９月）　30,000円

７月20日

第４期（10月～12月）　30,000円

10月20日

賛助会員（年額）

法人１口　30,000円

個人１口　10,000円

2　臨時会費は理事会に於いて定め、その都度徴収する。

3　会費その他の徴収は総務委員会の責任とする。但し理事会の承認を経て総務委員会はその責任においてその徴収を第三者に代行させることがある。

4　各納期より３ヶ月以上の会費滞納者については、総務委員会は理事会に報告しなければならない。

第４章　会員の失格

第１０条　会員の除名手続

定款第18条に定められた除名の手続きは下記による。

⑴　総会で除名を審議する場合は、当該会員に総会で弁明する機会を与えるため、少なくとも10日以前に文書でその旨本人に通知しなければならない。

この通知は直接本人に手渡すか或は本人の住所宛配達証明便で発送する。

なお推薦者にも同様とする。

第１１条　退会の手続

定款第17条に定められた退会の手続きは下記による。

⑴　退会を希望する時は退会届を理事長に提出する。

⑵　理事会がこれを承認した時をもって退会とする。

⑶　退会会員はその期日までの会費を納入しなければならない。

但し既納の会費は返還しない。

⑷　退会した会員の氏名はJC機関紙及び例会又は総会の席上で公表する。

第１２条　会員資格喪失の手続き

1　定款第16条第５項に定められた会員資格喪失の手続きは下記による。

⑴　定款第16条第５項に定められた会費納入期限の３か月前に達しても会費の納入がない会員に対し、当該会員の所属する担当委員長、担当室長、担当副理事長は会費納入の催促をしなければならない。

⑵　前号の催促による期限から３か月を経過するも、本人の意思確認をもって未納入会費を支払う意思が無かったときには、総務委員会より会員資格喪失届を理事長に提出し、理事会において

これを承認し理事会の決議により会員資格喪失とする。

(3) 資格喪失となった当該委員に対し会員資格喪失通知書を書面にて送付する。

2 会員資格喪失に伴う権利及び義務は下記による。

(1) 会員が定款第16条の規定によりその資格を喪失したときは、以後本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は理事会においてこれを免除する決議がなされたときを除き、これを免れることはできない。

(2) 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第１３条 休会の手続き

1 休会を希望する会員は、理由を附して休会願いを提出しなければならない。

2 理事会は休会願いを審議し休会を承認した場合はその旨本人に通知する。

3 休会中といえども会費は納入しなければならない。

4 休会者には出席の義務を免除する。

5 休会の事由が消滅した場合は、速やかに届出るものとする。

第５章 特別会員の資格

第１４条 特別会員の資格

1 制限年齢に達した正会員は特に申出ない限り特別会員の資格を有する。

2 特別会員は総会その他各種会合に出席することができる。但し、特別会員は本会議所の役員となる事は出来ない、又評決権も有しない。

第６章 賛助会員の資格

第１５条 賛助会員の資格

1 賛助会員は総会で意見を述べることができる。ただし、評決権はない。又本会議所の役員になることはできない。

2 入会を希望するときは、所定の入会申込書を提出するものとする。その後入会申込書に基づき、本会議所理事会において入会の可否を決議するものとする。

3 賛助会員の会員資格は入会初年度に限り入会月より12月31日までとし、翌年度より１月１日から12月31日の１ヶ年とする。ただし再入会を妨げない。

4 賛助会員は有効期間終了日３ヶ月以上前までに退会する旨の申し出によって退会することができる。申し出がない場合は翌年も会員資格を自動更新する。

5 賛助会員は入会と同時に初年度分会費を納入するものとし以後は毎年２月末までに当該年度分を納付する。ただし年度途中での退会に際しての会費の返却は行わない。

6 賛助会員は当該年度分の会費を所定の期日までに納めない場合は、当年の資格を喪失するものとする。

7 会員は会員資格を第三者に譲渡できない。

第７章 雑 則

第１６条 細 則

本規定に定めるものの外、本会議所の会員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

第１７条 附 則

本規定は、平成27年９月１日から施行する。

平成27年９月１日改正

平成29年10月１日改正

運 営 規 定

第１章 総 則

第１条 本会議所の運営についての細則は、本規定の定めるところによる。

第２章 例会ならびに出席

第２条 例会は原則として毎月１回14日に行う。ただし、他の事業や行事を考慮

に入れ出来る限り会員が出席しやすい日に開催することが望ましい。

第３条　出席に関する事項

１　会員は総会、例会および委員会等の会合に出席の義務を有する。

２　国際青年会議所（世界、アジア）、日本青年会議所、九州地区、佐賀ブロックの各大会に出席した場合は、本人の希望により、総会または例会に各１回出席したものとして取り扱う事ができる。

３　全ての会合において、欠席、遅刻、早退する場合は事前に届出なければならない。

４　公用出張により第１号に定める各会合に出席できない時は、別に定める様式をもって届出をなした場合に、当該会合は出席したものとみなす。公用出張の範囲は、理事長が決定する。

５　会員の会合に出席する際はJCバッチを着用しなければならない。ただし、６月１日から９月30日の間に開催される会合においてはクールビズ適用期間とし、襟付シャツなど正装着用を原則とする。（該当期間のJCバッチ着用は、任意とする。）

第３章　室および委員会

第４条　当該年度の理事長が理事会において協議の上決定する。また、各委員会において、小委員会または分科会を設置することがある。

第５条　構　　成

１　室および委員会は佐賀青年会議所正会員により構成する。

２　各室および委員会には、室長１名、副室長２名以内、委員長１名、副委員長２名以内、運営幹事若干名を置くことができる。

第６条　編成および所属

１　室および委員会は前年度末までに、理事会において編成する。

２　委員会への所属

⑴　定められた委員会定数以内で行う。

⑵　副委員長、運営幹事は委員長が指名する。

⑶　事業の連携を考慮し出向者の所属希望を優先する。

⑷　前年度総会、例会および委員会の出席率を考慮し、会員の所属希望を優先する。

⑸　同率の場合は、残余在籍年数の少ないものを優先する。

３　新入会員の配属は、資格規定６条に定める出席を考慮し正会員に準る。

第７条　正副室長、正副委員長、運営幹事の任務

１　室長の任務

室長は特別事業の遂行ならびに委員会事業の遂行を円滑にならしめるため、分掌する各委員会の長を指揮する。

２　副室長の任務

⑴　室長を補佐し、室長事故あるときは代行する。

⑵　室内委員会相互の連絡、調整

⑶　室合同会議への出席動員および管理

３　委員長の任務

⑴　委員長は委員会を総括し、その運営に当たる。

⑵　委員長は委員会を招集し、主管る。

⑶　委員長は委員会決定事項を理事会に答申提案する。

４　副委員長の任務

⑴　委員長を補佐し、委員長事故あるときは、代行する。

⑵　小委員会または分科会を総括しその運営に当たる。

⑶　事業計画の具体化のために相当職務を掌握し会務を遂行する。

⑷　委員会開催のための資料等、事前準備を行う。

５　運営幹事の任務

⑴　委員長、副委員長を補佐する。

⑵　委員相互間の連絡調整を行う。

⑶　例会、総会、委員会への出席要請を行う。

⑷　委員会名簿、議事録、帳簿の保管および管理を行う。

第８条　運　　営

１　各室は、所属する各委員の事業を調整し指導する。

２　各委員会は、それぞれの分掌につ

き、企画、研究、審議する。
3　各委員会で、企画、研究、審議された事業は、理事会にはかりその実施を決定する。
4　実施決定の事業は、担当委員会が中心となってその実施にあたり、全会員の協力のもとに推進する。
5　各委員会は、毎月一回定例会合をもち、必要に応じて随時開催する。
6　各委員会は、定例会合の議事録を作成し会合後一週間以内に事務局に提出する。
7　各委員会は、前年度末迄に当該年度の事業計画案を理事会に提出する。
8　各委員会は、遅くとも事業実施の前月の理事会に、別に定める様式をもって事業計画予算書を提出し、その実施を決定する。
9　各委員会は、事業終了後速やかに別に定める様式をもって事業報告決算書を理事会に提出する。
10　各委員会の事業内容、決算内容の監査について、監事の要求あるときは何時でも応じなければならない。

第４章　細　　則

附　　則

本規定は、平成７年１月１日から施行する。
平成６年10月20日改正

庶　務　規　定

第１章　目　　的

第１条　本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為、事務局、会計、経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定する。

第２章　事　務　局

第２条　事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理保存しなければならない。
(1)　本会議所の定款及び諸規定
(2)　総会、例会及び理事会の議事録
(3)　本会議所内部に関する書類
(4)　日本青年会議所及び他青年会議所に関する書類
(5)　事務局日誌
(6)　本会議所会報綴
(7)　日本青年会議所及び他青年会議所会報綴
(8)　受信簿、発信簿
(9)　会計諸帳簿
(10)　その他重要と認められる書類

第３条　事務局は備品台帳を整備し、貸し出し回数、廃棄等の記録を行い備品を完全に整備しなければならない。廃棄に当たっては理事会の承認を受けなければならない。

第４条　外部により受信した書類は、正副理事長及び各委員長が閲覧し処理するものとする。用済後は速やかに事務局に戻し、全て事務局に於いて保管するもする。

第５条　総会、例会及び理事会の議事録は毎回確実に作成し、必要に応じて、それぞれ会員或は理事会に通知しなければならない。

第３章　会計経理

第６条　会計に用いる帳簿は次のものとする。
(1)　帳　簿
金銭出納帳、総勘定元帳、会費徴収簿
(2)　決算書類及び諸表
賃借対照表、予算、収支、増減対照表、事業報告書、財産目録、未収金明細書、監査報告書、未払金明細書
(3)　伝　票
出入金伝票、振替伝票

第７条　会計帳票は次の区分に従い保存するものとする。
(1)　決算書類　永久保存
(2)　其の他の書類
次年度より起算して３ヵ年間保存

第４章　慶　　弔

第８条　会員及び家族の慶弔に関しては次の規定により慶弔金（品）を贈る。
(1)　会員の結婚　10,000円又は相当品

(2) 会員の死亡　50,000円又は花環
(3) 会員の傷病（原則として全治１カ月以上）
5,000円又は相当品
(4) 長子出生　5,000円又は相当品
(5) 会員直系の父母、子女の死亡
20,000円又は花環
(6) 会員の配偶者の死亡
20,000円又は花環
(7) 会員が天災、火災、その他の不慮の災害による住宅その他失した場合には理事会にて決定する。但し火急の場合は正副理事長協議の上決定する。
(8) 公務中（JC活動中）怪我、死亡は慶弔規定によらず其の都度理事会を開きこれを定める。

第９条　前条に定めた慶弔金（品）を贈るについては実務は総務委員会の所管とし、該当事項発生したときは総務委員会は理事長の承認を得て準備を行う。

第１０条　該当事項発生したときは、前項金品贈呈のほか、理事長の指名により慶弔、見舞の訪問を行う。

第１１条　慶弔金（品）を受納したものはこれに対し返礼しないものとする。

第１２条　特別会員の慶弔の場合は理事会の決定による。

第１３条　この規定に定めないものは、その都度理事会に於いて決定する。
但し緊急を要する場合は、正副理事長に於いて決定し理事会の事後承認を受けることもできる。

第５章　旅　　費

第１４条　理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては次の通り旅費を支給する。
(1) 目的地迄の往復旅費
(2) 宿泊費は実費
(3) 食事費

第１５条　理事長の命じた会員の公務出張に対して理事長の承認を経て前条に準じた旅費を支給することができる。

附　　則

本規定は、平成３年１月１日から施行する。

昭和50年１月１日制定
平成２年10月29日改正

役員選任の方法に関する規定

第１章　目　　的

第１条　この規定は、本会議所定款第20条第４項により、本会議所の次年度の役員の選任の方法を定めたものである。

第２章　選挙管理委員会

第２条　理事長選考委員及び理事を選挙により選任するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。ただし選挙管理委員は第３章に定める理事長選考委員と兼ねることはできないものとする。

第３条　選挙管理委員会は、委員長１名、委員４名以内とし、当該理事長が理事会の承認を得て指名により選任する。

第４条　選挙管理委員会の委員長及び委員の任期は、当該年度の10月総会までとする。

第５条　委員長は、選挙管理委員会を代表する。

第３章　理事長選考委員会

第６条　次年度の理事長を選任するため、理事長選考委員会をおく。

第７条　理事長選考委員会は、７名以内とする。
２　選考委員会の構成は、次のとおりとする。
(1) 理事長選考委員５名以内
(2) 正会員の理事長経験者の中から、当該理事長が指名した１名
(3) 当該理事長
(4) 委員長を当該年度理事長、副委員長を理事長経験者とする

第８条　理事長選考委員は、６月の例会において無記名投票によって選出する。ただし、６月例会に出席できない者は、期日前投票することができる。
２　同得票の場合には、生年月日の早いものを上位とする。

第９条　理事長選考委員の被選挙資格につい

ては、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

⑴　本会議所の正会員として４年以上在籍する者

⑵　本会議所役員として２年以上の経験を有する者

⑶　本会議所常任理事の経験を有する者

⑷　本会議所理事長経験を有しない者

⑸　次年度において正会員の資格を有する者

⑹　前年度における例総会出席率75％以上を満たしている者

第１０条　理事長選考委員会は、次年度の理事長候補者１名（以下「理事長候補者」という。）を選任し、推薦書を作成し、氏名を８月までに開催される理事会に報告する。

２　理事長選考委員会が行う理事長選考の方法は以下の通りとする。

⑴　理事長選考委員会委員長は、選挙によって選出された理事長選考委員に対し、次年度理事長の立候補の意志を確認し、立候補を希望する者（以下、「立候補者」という。）は、選挙結果発表後、７日以内に立候補届、経歴書及び次年度理事長所信を提出しなければならない。ただし、立候補者がいなかった場合は、理事長選考委員による協議を行い、次年度理事長を決定する。

⑵　立候補者が１名の場合は、立候補者を除く選考委員の投票により信任を決定する。投票の結果、信任が過半数を占めなかった場合は、第１号ただし書きの規定によるものとする。

⑶　立候補者が複数の場合は、立候補者を除く選考委員の協議を行い、次年度理事長候補者を選出する。ただし、協議が不調に終わった場合は、理事長選考委員全員の投票により次年度理事長候補者を選出することとし、投票の結果、過半数を占めた候補者を次年度理事長候補者とし、過半数を占める候補者がなかった場合は、第１号ただし書きの規定によるものとする。

⑷　上記、第２号、第３号に規定する理事長選考委員による選挙に関しては、公正を期するため、選挙管理委員会があたり、得票数は公表しない。

第４章　理事選挙

第１１条　次年度の理事（理事長候補者を除く。）のうち当該年度の５月末現在の正会員数の５％以上10％未満の理事を、正会員の直接選挙により選任する。ただし、定数は理事長候補者が決定する。

第１２条　選挙の行われる当該年度の５月末現在の正会員は、理事の被選挙権を有する。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

⑴　前年度及び当該年度において、本会議所の役員の地位にある者

⑵　理事長候補者

⑶　次年度において正会員の資格のない者

⑷　前年度及び当該年度入会の者

⑸　前年度における例総会出席率50％以下の者

第１３条　理事選任選挙の投票は無記名の連記制とする。

第１４条　同得票の場合には、生年月日の早いものを上位とする。

第１５条　選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、理事長候補者及び当選者へその旨を通知し、当該当選者の受諾を得た後にその氏名を理事会に通知する。

第５章　理事、副理事長及び専務理事の指名

第１６条　理事長候補者は、前章に定める理事選挙により選任された理事の他、当該年度の５月末現在における正会員の中から理事を指名することができる。

第１７条　理事長候補者は、次年度の副理事長及び専務理事を指名し、その氏名を８月開催の理事会に通知する。

第６章　その他

第１８条　本規定の定めにもとづき、次年度の役員は、８月及び10月に行われる総会において選任するものとする。

第１９条　選挙管理委員長は開票結果および投票済みの投票用紙を当該年末まで厳重に保管する。

第２０条　理事長選考委員選挙及び理事選挙の結果に異議のあるものは正会員の２名以上の同意を得て、書面にて異議の理由を付記し、選挙管理委員長または理事長に対し異議を申し立てることができる。
なお異議申し立てができる期間は選挙結果発表後７日以内とする。またこの期間内に理事長候補者及び理事の確定を行ってはならない。

第２１条　次年度理事長候補者及び理事の選任に関し本規定に定めのない事項は、選挙管理委員会が別に定める。それ以外の事項については理事会が定める。

褒　賞　規　定

第１条　目　的
本会議所はJC信条である修練、奉仕、友情の実践活動の昂揚をはかり且つJC活動に貢献して名誉をたたえるため褒賞を行う。

第２条　推　薦
１　本会議所総務委員会は褒賞推薦者の提出期日を決定する。
２　褒賞の推薦母体は次の通りとする。
(1)　役員（理事を含めて全員）
(2)　委員会

第３条　各推薦者は所定の期日までに推薦書を総務委員会へ提出する。

第４条　褒賞の対象となる期間は当該事業年度に於ける功績について行う。
但し、必要に応じて、それ以前の活動も考慮されることがある。

第５条　総務委員会は提出された書類を整備検討の上、意見を添えて褒賞委員会へ提出する。

第６条　理事会は褒賞委員を若干名任命する。

第７条　理事会は褒賞委員会より提出された書類を審査し、決定する。

第８条　褒賞の分類は次のとおりとする。
(1)　会員個人褒賞（特別会員を含む）
(2)　委員会褒賞
(3)　特別褒賞
(4)　事務局員褒賞

第９条　理事長は理事会の決定に従い例・総会などに於いて具体的褒賞理由を説明して行う。

附　　則

本規定は、平成３年１月１日から施行する。
平成２年10月29日改正

褒賞委員会内規

Ⅰ　個人褒賞
(1)　在籍一年以上で理事以外の会員
(2)　例・総会及び委員会への出席率がそれぞれ90％以上の会員
(3)　他の会員に比べて特に顕著な活動が認められた会員

Ⅱ　委員会褒賞
(1)　例・総会及び委員会の出席率がそれぞれ平均80％以上の委員会
(2)　他の委員会に比べて特に顕著な活動が認められた委員会

Ⅲ　特別褒賞
(1)　例・総会及び委員会への出席率がそれぞれ90％以上の会員
(2)　他の会員に比べて特に顕著な活動が認められた会員

後　援　内　規

後援名義依頼及び使用について
一般社団法人佐賀青年会議所に対する外部諸団体からの後援依頼については、次の規定により許可するものとする。
(1)　原則的に、宗教的、政治的及び営利的な催しについては後援しない。青年会議所の理念に基づき、公共性を第一義に考慮する。
(2)　後援を依頼する団体は、別紙様式により、理事長宛に後援依頼書及び誓約書を提出しなければならない。
(3)　提出された書類により、理事会に於いて前記第１項の原則に基づき、後援の諾否

を決定する。

(4) 理事会の期日の都合により前項の審議に間に合わない時は、正副理事長により決定し、後日、理事会への承認を得ることができる。

運営資料編

委員会運営について

＜委員会運営の基本方針＞

1．委員会運営の成功、不成功は委員長、副委員長、運営幹事の三役の協力いかんによってほぼきまる。選ばれた委員としての自覚を持ち、副委員長と運営幹事はその責務を遂行し、全面的に委員長に協力補佐する。
2．貴重な時間を割いて集まる各委員のために周到な準備と十分な配慮を必要とする。
3．副委員長、運営幹事は委員会事業遂行のため、犠牲を払うことを躊躇してはならない。JCの本来のあり方から考えれば、その都度英知を提供しなければ委員会事業目的は達成できない。
4．事業遂行の必須条件は委員会、役員会および役員とのち密な連絡、協力である。文書連絡等は委員会として誠意をもって対応すること。
5．日本青年会議所会頭方針、理事長方針、事業計画書を熟読し十分理解する。

＜委員会開催について＞

1．委員会は原則として毎月１回以上開催する。
2．委員会は年間スケジュールによってこれを開催する。
3．１月の合同委員会で第１回委員会を開催する。この第１回目開催以前（年内）に事業計画、委員編成、予算編成を終了しておくこと。
4．年内に顔合わせのため事前会合を開催することが望ましい。
5．委員会開催場所は年間スケジュールに従って、年契約をしておくことが望ましい。この会場確保は運営幹事があたる。
6．委員会開催案内は、運営幹事の責任のもとに作成、発送、チェックを行うこと。

＜資料・文書・印刷について＞

1．委員会資料印刷発送、議事録の印刷発送は委員会独自で行うこと。事務局は一切おこなわない。
2．委員会開催状は事務局より発送する日に合わせて利用して結構です。
3．委員会が発送する文書には委員長名を必ず記すこと。
4．委員会で発信した印刷物、資料は必ず事務局専務理事宛１部送付すること。

＜佐賀青年会議所委員としての自覚と注意と心得＞

1．佐賀青年会議所委員スタッフとして、事業計画遂行には英知と行動をもって参画する。
2．委員会決定の事業計画は各委員が責任と自覚と研究によって完遂する。
3．委員会からの通知、資料、文献には必ず目を通し、保管しておくこと。
4．委員会の出欠席の返事は必ず行うこと。
5．委員会議事録の作成および署名捺印の徹底厳守。
6．各委員の委員会資料の期間までの提出の厳守。
7．佐賀青年会議所が行う行事への積極的参加。
8．委員会運営に大きな欠陥を生じさせた委員、出欠席の返信が連続２回以上なく、また欠席の連絡がない場合は、所属副理事長あるいは室長との協議の上理事会の承認を得て、交替変更、除名を行う。
9．事務局担当者との職務を越えた範囲での依頼、代行、調査は行わない。

＜委員会遵守事項＞

1．委員会開催５分前に集合して着席する。
2．委員会には必ずJCバッチをつけて出席する。
3．やむを得ず欠席または遅刻するときは、必ず運営幹事に事前または当日連絡をする。
4．委員会出欠は必ず開催日５日前までに運営幹事に到着するように投函する。
5．委員会の資料、議事録はファイルに整理保管し、委員会に必ず持参する。
6．理事会議案提出を行う委員会は原則として常任理事会の開催７日前に終了しておく。
7．委員会はその職務範囲を越えて事務局員

に代理、代行、請負を行わせない。
8．委員会議事録は委員会委員、室長、担当副理事長及び理事長の配布以外に１部を佐賀JC事務局総務に委員会終了後７日以内に送付すること。

委員長・副委員長・運営幹事の役割について

＜委員長・副委員長・運営幹事の役割について＞
各委員会構成は、委員長、副委員長、運営幹事、委員の４構成とする。
なお、この４構成の人数については理事会においてそれぞれ各委員会ごとに決定されている。委員会編成についても理事会において総枠が決定されている。

＜委員長および特別委員長＞
1．委員長は委員会を代表し会務を総括する。
2．特に定める場合以外、委員会の議長となる。
3．担当副理事長・室長を補佐する。
4．理事会、常任理事会に副理事長・室長を通じて議題を提出し、理事会に出席し、関係議題について意見をのべることができる。
5．室会議、拡大会務役員連絡会議に出席する。
6．各種大会、コンファレンス、コングレス、セミナー、シンポジウムには積極的に参加する。
7．事業計画遂行のためのスポンサーからの協賛金、寄付金などがあった場合には事前に事業計画書を提出し、理事会の決定をえる。また、事業終了後ただちに、事業決算書を提出し､理事会で決定をえる。

＜副委員長＞
1．副委員長は委員長を補佐し、万一事故あるときはその職務を代行する。
2．事業計画の具体化のために、相当職務を掌握し会務を遂行する。
3．事業計画遂行のための資料、文献、印刷物を運営幹事と十分調整し、事前に準備する。
4．各事業計画の具体化に伴う予算配分を十分配慮し、チェックする。
5．委員長とともに各種大会、コンファレンス、コングレス、セミナー、シンポジウムに積極的に参加する。

＜運営幹事＞
1．幹　事
⑴　委員長・副委員長を補佐し諸事を遂行する。
⑵　委員会の渉外担当を行う。
⑶　委員長の指示に従い、正副委員長・運営幹事連絡会を召集し設営する。
⑷　委員会委員の行動および役割・性格を把握する。
⑸　委員会委員名簿の作成およびその保管をする。
⑹　委員の冠婚葬祭に伴う連絡を行う。
⑺　事務局との連絡をする。
2．幹　事（運営面）
⑴　委員会会場を確保する。（商工会館およびその他会場）
⑵　委員会開催案内状を作成し、委員会委員全員および担当副理事長・室長、佐賀JC事務局担当者に必ず発送する。（開催２週間前に行うことが望ましい）
⑶　委員会出席・欠席のハガキのチェックと記入および返信状の督促をする。
⑷　委員会会議場の事前準備および設営をする。
⑸　委員長の指示に従い委員会次第を作成、印刷する。
⑹　委員会議事録をフォームに従って作成する。
⑺　委員会議事録は委員会開催後１週間以内に必ず佐賀JC事務局総務（１部）へ発送する。
⑻　委員会事業遂行に伴う資料の作成および印刷をする。
⑼　各種セミナー参加のチェックと督促を行う。
⑽　委員会運営に伴う諸事項を行う。
⑾　委員会における懇親会の設営を担当する。
⑿　その他関係事項を行う。
3．幹　事（会計面）
⑴　佐賀JCから年間の委員会事業費を保管・管理・記帳をする。
⑵　委員会事業費の支払いをする。（印刷所および関係会社の指定支払先に事業終了後行う）
⑶　委員会内部における諸会議の支払いをする。
⑷　懇親会費の徴収および領収書の発行をする。

⑸　委員会委員の冠婚葬祭費用の支払いをする。
⑹　委員会備品の調達および支払いをする。
⑺　各会議費の食事代、コーヒー代の支払いをチェックする。
⑻　各種資料、印刷費の請求書、領収書の保管、管理をする。
⑼　会計に伴う諸事項をチェックする。
⑽　会計台帳の記帳をし、証憑書類とともに総務委員長に提出する。(年末回収)
⑾　各幹事との密なる連絡をし、委員会運営の円滑化をはかる。
⑿　委員会取引銀行の開設をする。

委員会の開き方について

1．招　集

1　開催日時・場所は、召集権者（委員長及び委員会）が決定する。
2　会議は、議事日程を示して召集すること。
＜例えば＞
①開催日時　②場所・TEL　③議題：議事日程　④登録料の有無　⑤宿泊の有無
＜議事日程＞
1. 開会宣言　2. JC宣言文朗読ならびに綱領唱和　3. 議長選任　4. 出席者確認　5. 資料および議題の確認　6. 議事録作成人指名　7. 議事録署名人指名　8. 前回議事録承認　9. 委員長挨拶　10. 佐賀JC理事会報告　11. 副委員長・幹事報告　12. ①審議事項　②報告事項　13. 次回開催日時・場所の確認　14. 委員会講評　15. 閉会宣言
⑴　召集通知は、委員会構成員のほか、佐賀JC事務局および関係者にも発送すること。
⑵　議題と資料の提出を督促する。
⑶　当日議題の提出は避けるよう指導することが望ましい。
⑷　資料の提出のない議案の審議は、時間を浪費することが多いから、必ず資料を提出するように指導すること。

2．議題の提出

1　会場の開催期日一週間以前に、議題を提出するようにする。
2　議題は、必ず、必要部数の資料を添えて提出するようにする。
3　議題の提出に際しては、「審議事項」と「協議事項」の区別を明確にする。
4　「審議事項」は、「○○企画案承認の件」のように、具体的な提案として提出し、その承認を求めるようにすること。
5　「審議事項」として上げる前に、「協議事項」として提出し、意見を交換しあってから提案を再構成し、次回に「審議事項」として上程するような配慮をすること。

3．議事日程の作成

1　議事日程の作成は、議長の権限である。
2　議長は、議事日程の作成に際しては、重要案件や時間をかけて審議を尽くしたい案件を優先的に配列すること。
3　前回の会議で「特別議事」に指定された議案は、冒頭に審議することを要するが、「委員会付託」「棚上げ」「継続審議」などの議案については、議長は適宜に配列できる。

4．会議進行上の注意

1　議　長
⑴　議長は、議事整理権を適切に行使し、予定時間内に、全議事が終了するように努めなければならない。
⑵　定足数に満たないときでも定刻に開会し、直ちに暫時休憩するように運営する。
⑶　議案の審議にはいるときは、議長は議題を読みあげてから、提案説明を求めること。
⑷　議長は、全員に均等の発言の機会を与えるように努めなければならない。
⑸　議長は、議事進行に徹すること。
⑹　議長は、委員の発言が本題を離れて、横道にそれだしたときは、直ちに注意を与えること。
⑺　議長は、発言時間を制限したり、要旨を書面で提出させるなど、議事進行に有益な措置を講ずること。
⑻　議長は、提案説明が済んだら、先に質問のみ発言を許すことが望ましい。
⑼　「質問」か「意見」かはっきりしないものについては、発言者にどちらであるかをたずね、「意見」だったら、あとで意見を発表する機会を約して、発

言を中断させること。
⑽ 「質問」時間中に「意見」が出てきたら、「質問」の形に直すように指示すること。
⑾ 「質問」が出尽くしたら「意見」を聞く。
⑿ いろんな意見が出て、議論がまとまらないときは、議長は「どなたかまとめてください」と催促するなり、誰かを指名するなりして、「動議」を出させ議事の進行を図ること。
⒀ 議長は、適切な時期に討論を打ち切り採決すること。
⒁ 採決に際しては、議題を読み上げること。また、案件に応じて適宜の採決方法により、挙手による場合は、賛成・反対のほか「白票」も確認すること。

2 構 成 員

⑴ 構成員は、会議の目的を理解し、自分の資格と役割を認識して、会議に参加する。
⑵ 構成員は、協力して、建設的な会議を創造する。
⑶ 構成員は、事前に議案と資料を熟読し、研究しておくこと。
⑷ 発言するときは、議長の許可を得ること。
⑸ 発言は議案の趣旨にそって、簡潔・明瞭に行う。
⑹ 「質問」と「意見」と「動議」の区別をハッキリさせる。
⑺ 「動議」がセカンドされると、取り下げになるためには採決を要するから、動議は慎重に提出すること。
⑻ 構成員にも、事態の推移に対する的確な判断力が望まれる。
⑼ 議事進行が雑談に陥ったり、紛糾しているときは、「議事進行」や「暫時休憩」に動議を利用する事。

3 オブザーバー

⑴ オブザーバーは、その出席・傍聴・発言など､すべての議長の許可を要する。
⑵ 発言については、許された範囲内で、簡潔・明瞭に行うこと。

委員会議事録作成について

1．議事録作成人

1 体調を整えておくこと。
2 サブ・セクレタリーと打合せをしておくこと。
3 議事法テキストまたは動議リストに目をとおしておくこと。
4 前回議事録を通読しておくこと。
5 議事日程および会議資料を通読しておくこと。
6 録音テープに頼らずメモをとること。
7 会議出席者の席と名前を書いた図面。(ところどころ名前を入れただけでも、役に立つ)
8 発言中の不明なところは、すぐに発言者に対して、その箇所または発言要旨の教示を乞うこと（サブ・セレクタリーに行動してもらうとよい)。

2．作成通数

内 訳 1．佐賀JC事務局用（1部）
2．署名人用（1部）
3．議長用（1部）
4．委員会委員用（委員部数）
5．室長および担当副理事長用（各1部）

3．作成期限

一週間以内とする。
次回開催日まで余裕のないときは、3～4日で作成しなければならないので、サブ・セクレタリーと適宜に二分して、分担することがよい場合がある。

4．作成の要領

1 簡潔を旨とすること。
2 決して録音テープに頼らないこと。委員会要求されているのは､「議事録」であって､「速記録」ではない。会議の経過と結果の容量を記録すれば足りるものである。
3 とはいうものの、1回だけの発言の機会しかなかった人については、できるだけ、議事録の記載にとどめるように、配慮したい。
4 記録をとるに際して、議案によっては、資料に直接書き込むほうがよい場合もある。
5 議事日程と資料を参照しながら、記録を読み返し、次の諸事項につき、必要な訂

正加除をすること（青字の使用がよい）
⑴　議題の通し番号
⑵　資料番号
⑶　資料の訂正箇所
⑷　提案説明の小見出し
⑸　補足説明の小見出し
⑹　特別意見・質疑応答・討論の小見だし
⑺　発言者の役職の表示の整理
⑻　字句の修正・補完
⑼　重複発言の取捨（上記３を配慮する）
⑽　議長の発言は、収録しない方針を貫くこと
⑾　文章の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないよう注意すること
⑿　必要な場合は文章を補うこと
⒀　不穏当な発言や不適当な表現と思われるものについては、念のため発言者に照会すること
⒁　「質問」と「意見」を区別すること
⒂　可能なかぎり「質疑応答」と「討論」に整理して、配列しなおすこと
⒃　提出された動議については、何の動議か、小見出しを使うこと
⒄　カッコや補助記号を整合させるこ
6　再度読み直しながら、大胆な削除を加えること。
7　ていねいに清書すること。
8　用紙は、字数を数えやすくするためマス目の用紙を使用すること。

5．作成上の注意

1　会議の名称は、略記せず、正式に記載すること。
2　日時・場所・出席者を記載。
・出席者名は、役職ごとに、姓のみで可。
・会議構成員とオブザーバーは分けて書くこと。
・欠席者名は書かなくてよい。
3　開会宣言者と時刻を表示する。
4　議長就任を明記する。
・選出方法または就任根拠規定を示すこと。
5　議事録作成人・署名人（誰が誰を）
6　前回議事録の承認（方法と結果）
7　資料の確認
・担当者は明記すること。
・資料は、当日配布資料を含めて、議事日程の順にしたがい、通し番号を付して、列記すること。
・資料の訂正箇所は、議題ごとに掲げること。
8　議題の確認
・担当者を記載すること。
・議題の訂正をしたときは、訂正後の議題を掲げれば足りる。
9　新議題を採択したときは、議題を掲げ提出者と採択した旨を記載すること。
10　議事日程の変更は、変更後の日程を掲げれば足りる。
11　理事長や議長の挨拶は、特に必要な部分のみでよい。
12　審議内容
⑴　議題を全文掲げること。
⑵　資料および訂正箇所の表示
⑶　提案説明者の表示。説明内容は、資料に提案趣旨が記載されているときは、省略すること。
⑷　補足説明についても同様。
⑸　発言者の役職は、初回時のみ表示すれば足りる。
⑹「質疑応答」と「討論」に大別すること。
⑺　外部講師の意見については、別項扱いとすること。
⑻　議事録上の配列は、提案説明・意見・質疑応答・討論・採決の順にすること。
⑼「動議の提出」は、その旨小見出しを使うとわかりやすい。
⑽　セカンドの有無を明記する（セカンド者名は不要）
⑾　議長職権による議事進行については、特に必要なもののみ記載すれば足りる。
⑿　採決は、何について、どのような方法でしたか、明記する。
⒀　賛成、反対、白票数を明記する。
⒁　案件によっては、可決された原案または修正動議の要旨を摘記すること。
（参考例）
議長は、議案を整理して議場にはかり、挙手によって採決の結果、賛成×、反対×、白票×で、次の通り承認可決した
１）　原案通り承認
２）　一部修正し承認
13「協議事項」は採決を要しない。提案者と協議の概要を摘記すれば足りる。
14　報告事項、請票、所見等についても、簡潔にまとめること。
15　閉会宣言者と閉会時刻を明記する。

16　最後に、日付と会議の名称を表示して、関係者署名捺印のこと。

議事録作成に関する諸注意事項

1．はじめに

会議のあるところに記録ありという言葉がある。ところがこの記録というものが、いかに重要な意義をもっているか観念的にはわかっているようでいて、案外理解されていないようである。

JCのように先進的な団体においてすら、その取扱いは残念ながらかなり無神経で粗雑だといっても過言ではない。

記録－それには様々の形があるが、ここでは、表題の議事録について考えてみたい。

日本JC会務担当各委員会の議事録を一通り集めてみると、様式、内容、方法など、全く千差万別で驚くばかりである。例えば、総務室各委員会の議事録が異なるのは仕方のないことである、だが、それはあくまで審議事項・報告事項・討議事項などの表現の方法や内容が異なるという程度にとどめるべきであって、その他については、統一見解の合意点が求められるべきであろう。

同一委員会においても、回数が進むと議事録に変化が生ずるのは、第１回委員会で議事録作成人に指名された委員が書いた議事録がベースとなり、第２回目以降はそれが踏襲され、その年度が終わるまで続けられるためかと考えられる。とすれば、第１回委員会の議事録は、かなり重要であり、それは指導すべき正副委員長・幹事の責任も当然大きいといわなければならない。

2．議事録の本質

1　議事録とは会議の記録である。即ち、会議の経過及び結果を書きしるした「事実の記録」でなければならない。さらにいうならば、事実の記録とは、会議における事実の“解説”であってはならないし、“意見”とも違う。事実があって、それを正確に記録した事実そのものを指す。

要するに事実に即さない要素が少しでも加われば、それはもはや議事録ではなくなるということを意味する。

従って、あくまでも絶対中立、客観的でなければならない。

2　議事録には、会議における実際のてんまつが、そのまま表現されることが望ましい。詳細に記述されれば、いくら長くなってもよいというものではない。新聞の全頁を一字のがさず読むと５時間かかるそうであるが、そんな代物、記録であっても議事録とはいい難い。

会議自体には各々存在目的があり、それに応じて、会議に記録にも記載すべき事柄がおのずから違ってくるのは当然である。結果が重要であることは勿論だが、経過そのものに重要性のある場合もある。他日の証拠や責任に重点のおかれたこともありうる。

従って一定の事柄が、一定の枠内に必ずしも記載されなければならないというわけのものでもない。だが、通り一片のメモでは困る。誰が読んでも理解できるように、一定のルールにしたがって、事実の記録が要領よく筆記されたものであるべきである。

3　通常、会議の記録とされているものには、次の三つがある。これを混同しないように留意されたい。

・速記録…速記した記録、つまり会議の経過を逐一発言されたとおりに記録したもの（例：裁判所）
・議事録…議事の経過なり結果を要領よく記載したもの
・会議録…速記録と議事録的記載事項の合体（例：国会）

議事録作成ルール

1　ロバート議事法の精神にのっとり、下記の４つの権利を満たす内容を持つべきである。

(1)　多数者の権利（過半数の賛成）
(2)　少数者の権利（少数意見の尊重）
(3)　個人の権利（プライバシーの権利擁護）
(4)　不在者の権利（欠席者にも議事録を送付）

2　そのためには、会議の４Ｗ１Ｈは必ず記載されなければならない。

(1)　When（開催年月日）
(2)　Where（場所）
(3)　Who（出欠者名）
(4)　What（会議に付した議件）
(5)　How（審議の経過と結果）

3　1970年度日本JC会員開発委員会で発表した「議事録記載事項」にも次のように書かれている。

⑴　会議の種類と名称
⑵　日時と場所
⑶　議長による議事録作成人および署名人の指名
⑷　定足数
⑸　議事日程
⑹　前回議事録の承認
⑺　報告事項の要点
⑻　質疑応答の内容の要点
⑼　すべての議題と動議、その決定および提案者の氏名並びに議事経過
⑽　採決の方法と結果（投票については票数）
⑾　閉会の時刻
⑿　その他議長が会議において必要と認めた事項

4　議事録作成人は、会議の日より少なくとも一週間以内に議事録を作成し、自ら署名捺印の上、議長、議事録署名人の署名捺印を得たい。

そしてその会議の出席義務者全員に、出欠にかかわらず､その写しを配布すること。

議事録の標準フォーム

会議の名称は、いつ、誰が見ても容易に、すぐ判断できるよう、略記することなく、正式な名称を書くべきである。

公益社団法人　日本青年会議所
○○○○年度　第○回　○○○委員会議事録

Ⅰ⑴　開催年月日（○曜日）○○：○○～○○：○○
⑵　場　所
地方会議の標準規則は､「場所」は記載事項に入っていない｡国では国会議事堂、県や市では県庁や市役所の各々定められた会議場があるためである。そたがってJCの如く、しばしば会場をかえて行う会議では明記するほうが望ましい。
⑶　出席者名
⑷　欠席者名
欠席者の記入している議事録が時折みられるが、これは罰則のようであまり感心しない。むしろ責任の所在を明らかにするには、出席者名を書くべきである。また、遅刻、早退は明記する必要がない。これは慣例になっている。つまり、出席者数と表決参加者は必ずしも一致しなくてもよいということである。これは、表決の際、所要で席をはずした者も、会議の決定には責任を担わなければならないということと同義である。

以上⑴～⑵までは、本でいえば目次であり、次のⅡ以下とは区別されなければならない。

Ⅱ⑴　開会…開会時刻
⑴～⑹までの順序は、会議にしたがって記入すべきであり、これが会議の開催順序そのものではない。
○○○○幹事の司会により開会
⑵　JC宣言文朗読並びに署名人の指名
⑶　議長就任
⑷　議事録作成人並びに署名人の指名
○○○○委員長より下記の如く指名
議事録作成人○○○○委員
議事録作成人○○○○委員
⑸　定足数の確認（出欠点呼）
出欠者名を列記してある議事録があるが、これはあくまでも定足数の確認であり、本会議が成立することを報告する項目でなければならない。
⑹　議事日程並びに配布資料の確認
正しい会議を運営するためには、審議事項の項目に「その他」という項目は設けるべきではない。また、議事日程は未審議になるかもしれない議件の記録の意味もあり、たとえ当日変更があっても、最初に通知されたものを議事録に書き残しておくべきである。
⑺　前回議事録の承認
⑻　委員長挨拶

Ⅲ　報告事項
⑴　委員長報告
⑵　副委員長報告
⑶　幹事報告
⑷　その他

Ⅳ　審議事項
審議事項とは、結論を出した後、実行されなければならないものであり、協議事項や討議事項は方向性を見出すためのものである。したがって、審議・協議・討議は当然区別されるべきである。

○○○○委員長これより議長となり、各議案を審議
⑴　第１号議案「A」
・提案者名
・提案趣旨
・セカンドの有無
・審議経過

審議経過はその会議が議事法に従って行われれば書きやすい。

a　提案者および提案説明

b　セカンドの有無→セカンドした者の名前は記入の要なし。審議する必要があると思ってセカンドしても採決の際は必ずしも賛成するとは限らないからである。

c　質問を全部受けてしまう。

d　賛成または反対意見を全部出させる。

e　採決→決定

意見の種類は次のとおりである。

・賛　　成
・反　　対
・条件付賛成（修正、再修正）
・保　　留
・議決あるいは決定事項

⑵　第２号議案「B」

⑶　第３号議案「C」

項目を設ける必要があれば、協議事項または討議事項をつくる。

Ⅴ　次回開催日の決定

Ⅵ　閉会…閉会時刻

議　　長　署名　捺印
議事録作成人　署名　捺印
議事録署名人　署名　捺印

議長－委員長とは限らない。副委員長や他の委員が議長を務めるケースもあり得る。議長－委員長であれば問題はないが、そうでない場合は、次の点だけは留意するべきである。

すなわち、議事録とは、その会議全体に容認したものである故、その権限と責任の究極の帰するところは会議全体であり、具体的には、その代表者である議長である。

実際には議事録を作成するのは議事録作成人または委員会セクレタリーであっても、それは議長の監督の下に行うのであるから、つまるところ、議長が議事録作成の最高責任者である。

以上の点から考えると､次の処理が望ましい。

a　議長－委員長の場合

議長○○○○　とする。

b　議長－委員長でない場合

委員長が議長、議事録及び署名人を指名することを条件として連名にする。

委員長　○○○○
議　長　○○○○
議事録作成人○○○○
議事録署名人○○○○

議事録署名人が何らかの理由で署名捺印を拒否した場合でも、議長の署名捺印さえあれば、付箋をつけてその旨記載しておけば、正式な議事録として次回委員会へ提出可能である。

行政裁判所判決でも次の如くである。

「町村会、議事録ハ、外ヘ署名ヲ欠イテモ、コレガ為ニ、議事録タルノ効力ナシトイフヲ得ズ…」

1971年12月14日、日本JC総務委員会（予定者会議）の席上次の項目を専務理事通達として、日本JC統一見解で発表された。

⑴　議長の署名・捺印を必ず必要とする。

⑵　「議事録作成人」という表現を統一する。

⑶　「議事録署名人」という表現を統一する。

議事録作成について

１．作成者

１　体調を整えておくこと。
２　サブ・セクレタリーと打合せをしておくこと。
３　議事法テキストまたは動議リストに目をとおしておくこと。
４　前回議事録通読しておくこと。
５　議事日程および会議資料を通読しておくこと。
６　録音テープに頼らずメモをとること。
７　会議出席者の席と名前を書いた画面。（ところどころ名前を入れただけでも、役に立つ）。
８　発言中の不明なところは、すぐに発言者に対して、その箇所または発言要旨の教示を乞うこと（サブ・セクレタリーに行動して貰うとよい。）

２．作成通数

４通（内訳）

１．事務局保存（印刷用正本）用
２．署名人用
３．議長用
４．作成人控

(注)専務理事に送ったほうがよい場合もある。

３．作成期間

一週間以内とする。

次回開催日まで余裕のないときは、３～４日で作成しなければならないので、サブ・セクレタリーと適宜に二分して、分担することがよい場合がある。

4．作成要領

1　簡潔を旨とすること。

2　決して録音テープに頼らないこと。委員会要求されているのは、「議事録」であって、「速記録」ではない。会議の経過と結果の容量を記録すれば足りるのである。

3　とはいうものの、１回だけの発言の機会しかなかった人については、できるだけ、議事録の記載にとどめるよう、配慮したい。

4　記録をとるに際して、議案によっては、資料に直接書き込むほうがよい場合もある。

5　議事日程と資料を参照しながら、記録を読み返し、次の諸事項につき、必要な訂正加除をすること（青字の使用がよい）

⑴　議題の通し番号
⑵　資料番号
⑶　資料の訂正箇所
⑷　提案説明の小見出し
⑸　補足説明の小見出し
⑹　特別意見・質疑応答・討論の小見出し
⑺　発言者の役職の表示の整理
⑻　字句の修正・補完
⑼　重複発言の取捨（上記３を配慮する）
⑽　議長の発言は、収録しない方針を貫くこと
⑾　文章の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないよう注意すること
⑿　必要な場合は文章を補うこと
⒀　不穏当な発言や不適当な表現と思われるものについては、念のため発言者に照会すること
⒁　「質問」と「意見」を区別すること
⒂　可能なかぎり「質疑応答」と「討論」に整理して、配列しなおすこと
⒃　提出された動議については、何の動議か、小見出しを使うこと
⒄　カッコや補助記号を整合させること

6　再度読み直しながら、大胆な削除を加えること。

7　ていねいに清書すること。

8　用紙は、字数を数えやすくするためマス目の用紙を使用すること。

5．作成上の注意

1　会議の名称は、略記せず、正式に記載すること。

2　日時・場所・出席者を記載。
・出席者名は、役職ごとに、姓のみで可。
・会議構成員とオブザーバーは分けて書くこと。
・欠席者名は書かなくてよい。

3　開会宣言者と時刻を表示する。

4　議長就任を明記する。
・選出方法または就任根拠規定を示すことが望ましい。

5　議事録作成人・署名人（誰が誰を）

6　前回の議事録の承認（方法と結果）

7　資料の確認
・担当者を明記することが望ましい。
・資料は、当日配布資料を含めて、議事日程の順にしたがい、通し番号を付して、列記することが望ましい。

8　議題の確認
・担当者を記載することが望ましい。
・議題の訂正後の議題を掲げれば足りる。

9　新議題を採択したときは、議題を掲げ、提出者と採択した旨を記載することが望ましい。

10　議事日程の変更は、変更後の日程をかかげれば足りる。

11　会頭や議長の挨拶は、特に必要な部分のみでよい。

12　審議事項

⑴　議題を全文掲げること。
⑵　資料および訂正箇所の表示。
⑶　提案説明者の表示。説明内容は、資料に提案趣旨が記載されているときは、省略することが望ましい。
⑷　補足説明についても同様。
⑸　発言者の役職は、初出時のみ表示すれば足りる。
⑹　「動議の提出」は、その旨小見出しを使うと分かりやすい。
⑺　セカンドの有無を明記する。（セカンド署名は不要）
⑻　議長職権による議事進行については、特に必要なもののみ記載すれば足りる。
⑼　採決は、何について、どのような方法でしたか、明記する。
⑽　賛成、反対、白票の票数を明記する。
⑾　案件によっては、可決された原案または修正動議の要旨を摘記すること。

（参考例）

議長は、原案を整理して議場にはかり、挙手によって採決の結果、賛成×、反対×、

白票×で、次の通り承認可決した。
1）　…
2）　…

13 「協議事項」は採決を要しない。提案者と協議の概要を摘記すれば足りる。
14 報告事項、監事所見等についても、簡潔にまとめること。
15 閉会宣言者と閉会時刻を明記する。
16 最後に、日付と会議の名称を表示して、関係者署名捺印のこと。

（参考例）

年月日
○○青年会議所６月定例理事会
議長・理事　　○○○○
議事録作成人　○○○○
議事録署名人　○○○○
同　　○○○○

17 清書し終わったら、読み返すこと。
18 発言者に出欠マークがついているか、出欠簿を点検すること。
19 事務局送付分については、次のとおりゴシック活字使用の指示をすること。
(1) 議事次第
(2) 議　　題
(3) 資料の訂正箇所
(4) 「質疑応答」「討論」の小見出し
(5) 「発言者名」
(6) 修正動議
(7) 採決、およびその結果

会館管理・運営規定

第１条　この規定は一般社団法人佐賀青年会議所会館の使用について規定する。

第２条　この会館は会館建設の趣旨にのっとり、また青年会議所運動の目的を推進する場として会館を効果的に使用することを目的とする。

第３条　この会館は前条の目的を達成する為に会員及び非会員の広く貸し出す。

第４条　会館を使用する者は所定の書式により理事長に申し込むものとする。

第５条　会館の使用は原則として申し込み順により許可する。会館使用の申し込みが重複競合した場合には次の順序により許可する。
(1) 佐賀青年会議所公式スケジュールによる諸会議及び委員会
(2) 佐賀青年会議所・地区協議会・ブロック協議会が主催する会議
(3) 会員(特別会員を含む)を伴う諸会議
(4) 非会員による諸会議

第６条　会館及びその他の使用料金については下記の通りとする。
会　員１時間につき　500円
非会員１時間につき　1,000円
空調設備使用料金１時間につき
500円
会館使用料金について理事長が必要と認めた使用に関しては割引きあるいは、これを免除することができる。

第７条　この会館の開館時間は下記の通りとする。
月曜日～金曜日(午前９時～午後時)
土・日曜日・祝日は原則として開館しない。

第８条　会館の使用時間については原則として開館時間内とし理事長の許可を得た場合はこの限りではない。

第９条　この会館を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。
(1) 危険物を持ち込まない事。
(2) 施設・設備・備品等を破損又は亡失した時は修理、または弁償する事。
(3) 準備・後片付けはすべて使用者で行う事。
(4) 火の用心には特に注意をする事。
(5) 使用責任者は会議終了後施錠を確認して退館する事。
(6) その他管理者の注意する事項。

第１０条　会館内駐車場での利用者の物品、車両その他の盗難、車両破損等の被害については利用者の責任とし、当会議所は一切の責任を負わないものとする。

第１１条　理事長が次の各号に該当する場合に会館の使用許可を取り消すことができる。
(1) 一般社団法人佐賀青年会議所の運営に支障をきたすと判断した時。
(2) 保安上の危険があると判断した時。
(3) 使用目的または条件に違反して会館を使用すると判断した時。

第１２条　理事長はこの規定の実施のため必要な諸規則を理事会を経て定めることができる。

第１３条　この規則は昭和61年１月23日より実施する。

第１４条　この規則は平成11年１月１日より実施する。

減価償却積立金規則

第１条（目的）
　この規定は、本会議所に設置されている減価償却積立金について、その目的及び管理等の方法を定めるものである。
第２条（積立金の目的）
　減価償却積立金（以下、「当積立金」と言う。）は、佐賀青年会議所会館が、建築後50年程度にて建替えを要することから、その建替え費用とするために金銭を積み立てるものである。
第３条（積立金の使用目的）
　１　当積立金は、佐賀青年会議所会館の建替え・新築費用以外の目的に使用することはできない。
　２　前項の規定に関わらず、佐賀青年会議所会館の維持・管理及び改修に必要な場合及び本会議所の運営上必要であると理事会が認める場合に限り、当積立金を使用することができる。
第４条（管理方法）
　１　当積立金は、当会議所の一般会計から分離・独立して管理するものとする。
　２　当積立金の管理方法を変更する場合には、理事会の議決を経ることを要する。
第５条（積立金の使用）
　当積立金を使用する場合には、その使用目的及び使用金額について総会に諮り、その承認を得ることを要する。但し、緊急の場合、理事会の承認を以て使用することができる。尚、この場合速やかに総会での承認を得るものとする。
第６条（積立金への繰入）
　当会議所は、総会の決議をもって、当会議所の毎年の支出額より、一定金額を当積立金に繰り入れることができる。
第７条（規則の変更）
　本規則を変更する場合、理事会に諮り、その承認を得ることを要する。
第８条（細則）
　当積立金に関し本規則に定めのない事項は、理事会が別に協議して決する。
第９条（附則）
　当規則は、平成22年12月６日より施行する。

周年事業積立金規則

第１条（目的）
　本会議所に、周年事業積立金を置く。
第２条（積立金の目的）
　周年事業積立金は、当会議所が設立年度より起算して５年又は10年ごとに記念事業を行うにあたり、当会議所が目的とする公益事業を行うための費用とするために、金銭を積み立てるものである。
第３条（積立金の使用目的）
　当積立金は、当会議所が設立年度より起算して５年又は10年ごとに開催する記念事業のための費用としてのみ使用することができる。
第４条（管理方法）
　１　当積立金は、当会議所の一般会計から分離・独立して管理するものとする。
　２　当積立金の管理方法を変更する場合には、理事会の議決を経ることを要する。
第５条（積立金の使用）
　当積立金を使用する場合には、その使用目的及び使用金額について総会に諮り、その承認を得ることを要する。
第６条（積立金への繰入）
　当会議所は、総会の決議をもって、当会議所の毎年の支出額より、一定金額を当積立金に繰り入れることができる。
第７条（事業計画の策定）
　本会議所は、記念事業終了後遅滞なく、次回の記念事業のための計画を立案しなければならない。
第８条（規則の変更）
　本規則を変更する場合、理事会に諮り、その承認を得ることを要する。
第９条（細則）
　当積立金に関し本規則に定めのない事項は、理事会が別に協議して決する。
第10条（附則）
　当規則は、平成22年12月６日より施行する。

正味財産増減計算書

平成31年1月1日から令和1年12月31日まで　　（単位：円）

科目		金額
Ⅰ 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
① 経常収益		
(1) 受取入会金		
	受取入会金	540,000
(2) 受取会費		
	正会員会費	12,090,000
	臨時会費	891,000
	賛助会員会費	250,000
(3) 事業収益		
	登録費収益	70,000
	広告料収益	1,510,000
(4) 受取補助金等		
地方公共団体補助金	栄の国まつり事業	2,330,000
	教育事業	100,000
	国際交流事業	300,000
(5) 受取寄付金		
	受取寄付金	100,000
(6) 雑収益		
	受取利息	541
	雑収益	1,030,720
	(A)経常収益合計	19,212,261
② 経常費用		
(1) 事業費		
	委員会事業費	7,410,600
	事業費合計	7,410,600
(2) 管理費		
	給料手当	1,541,600
	福利厚生費	19,452
	会議費	97,603
	通信運搬費	596,840
	減価償却費	507,150
	広報費	250,000
	消耗品費	589,089
	印刷製本費	1,583,831
	研修費	287,000
	光熱水料費	649,978
	賃借料	909,001
	保険料	94,920
	顧問料	0
	租税公課	31,000
	渉外費	653,961
	支払負担金	2,390,120
	支払手数料	66,362
	雑費	614,036
	管理費合計	10,881,943
	(B)経常費用合計	18,292,543
	評価損益等調整前当期経常増減額 (A)－(B)	919,718
	評価損益等計	0
	当期経常増減額	919,718
2. 経常外増減の部		
① 経常外収益		
	経常外収益合計	0
② 経常外費用		
	雑損失	2,110,000
	経常外費用合計	2,110,000
	当期経常外増減額	△ 2,110,000
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,190,282
	法人税・住民税及び事業税	81,000
	当期一般正味財産増減額	△ 1,271,282
	一般正味財産期首残高	17,528,892
	一般正味財産期末残高	16,257,610
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高		16,257,610

貸 借 対 照 表

2019年12月31日現在　　（単位：円）

科　目		金　額		
Ⅰ資 産 の 部				
①流 動 資 産				
現　金		58,184		
預　金		814,533		
未収会費		1,734,000		
未収金		200,000		
	流動資産合計	2,806,717	2,806,717	
②固 定 資 産				
(1)特定資産				
周年事業積立預金		500,000		
減価償却積立預金		5,250,793		
	特定資産合計	5,750,793		
(2)有形固定資産				
建物		24,500,000		
減価償却累計額 △		16,945,500		
	有形固定資産合計	7,554,500		
(3)無形固定資産				
電話加入権		145,600		
	無形固定資産合計	145,600		
	固定資産合計		13,450,893	
	資産の部合計			16,257,610
Ⅱ 負 債 の 部				
①流 動 負 債				
未払金		0		
	流動負債合計		0	
②固 定 負 債				
		0		
	固定負債合計	0	0	
	負債の部合計			0
Ⅲ 正味財産の部				
①指定正味財産				
②一般正味財産		16,257,610		
	正味財産の部合計		16,257,610	
	負債及び正味財産合計			16,257,610

（一社）佐賀青年会議所2019年度収支決算書（案）

平成31年1月1日から令和1年12月31日まで

○収入の部

（単位：円）

項　目	勘 定 科 目	単価	人員	当初予算額	補正後予算額	決算額	差　異	摘　要
受取入会金	入会金	40,000	40	1,600,000	1,600,000	540,000	−1,060,000	40,000円×11名　20,000円×5名
受取会費	正会員会費	120,000	94	11,280,000	11,650,000	12,090,000	440,000	新入会員16名
	臨時会費			0	891,000	891,000	0	新鎧JC受入9,000円×99名
	賛助会員会費(法人)	30,000	5	150,000	150,000	150,000	0	法人会員5口 本年度増減0
	賛助会員会費(個人)	10,000	30	300,000	300,000	100,000	−200,000	個人会員10口 本年度増減0
事業収益	登録費収益(出店料)			0	70,000	70,000	0	9月さがかんきょうまつり出店料10,000円×7
	広告料収益			0	1,510,000	1,510,000	0	佐賀城下栄の国まつり協賛金
受取補助金	栄の国まつり事業			2,330,000	2,330,000	2,330,000	0	佐賀城下栄の国まつり補助金
	教育事業			0	100,000	100,000	0	佐賀県青少年育成県民会議より
	国際交流事業			0	100,000	100,000	0	佐賀県国際交流協会より
	国際交流事業			0	0	200,000	200,000	西日本国際財団より
受取寄付金	10月新鎧JC受入事業			0	0	100,000	100,000	佐賀青年会議所シニア・クラブより
雑収益	受取利息			1,000	1,000	541	−459	定期利息
	佐賀ブロック協議会事務委託費			140,000	140,000	140,000	0	
	シニア・クラブ事務委託費			200,000	200,000	200,000	0	
	卒業生記念品代	10,000	22	220,000	230,000	230,000	0	23名
	ジュース自販機収入			120,000	120,000	58,596	−61,404	
	その他			20,000	35,000	42,124	7,124	カード利用手数料・栄の国まつりゴミ拾い手当
	その他			0	0	360,000	360,000	雑損失で計上していた未収金費回収分
定期預金解約	減価償却積立預金繰入収入			0	1,000,000	1,000,000	0	佐賀共栄銀行No.1027900-004
	周年事業積立預金繰入収入			0	0	0	0	
	当期収入合計(A)			16,361,000	20,427,000	20,212,261	214,739	
	前期繰越収支差額			2,570,892	2,570,892	2,570,892		前期の流動資産から流動負債を差引いた額
	収入合計(B)			18,931,892	22,997,892	22,783,153	214,739	

○支出の部

項　目	勘 定 科 目	単価	人員	当初予算額	補正後予算額	決算額	差　異	摘　要
支払負担金	JCI会費	1,690	93	157,170	180,830	182,520	−1,690	10.5＄(単価1,690円)
	日本JC基本金		0	45,000	60,000	72,500	−12,500	
	日本JC付加金	5,000	93	465,000	535,000	510,000	25,000	
	国際協力資金	1,825	93	169,725	195,275	197,100	−1,825	
	WeBelieve購読料	3,000	93	279,000	321,000	288,000	33,000	
	九地区運営負担金	4,000	93	372,000	428,000	384,000	44,000	運営負担金2,000円・地区大会登録料2,000円
	佐賀ブロックLOM負担金			30,000	30,000	30,000	0	
	佐賀ブロック会員負担金	3,500	93	325,500	374,500	336,000	38,500	
	出向費(日本JC)	20,000	5	100,000	160,000	160,000	0	8名
	出向費(九州地区)			0	0	0	0	
	佐賀JCシニア・クラブ入会金	10,000	22	220,000	230,000	230,000	0	23名
	支払負担金　計			2,163,395	2,514,605	2,390,120	124,485	
事務費	給料手当			1,550,000	1,550,000	1,541,600	8,400	
	福利厚生費			20,000	20,000	19,452	548	労働保険料等
	通信運搬費			600,000	600,000	596,840	3,160	電話FAXネッ利用料・郵送料・葉書切手代・郵送関係費
	広報費			250,000	250,000	250,000	0	WEBサイト更新制作料
	印刷製本費			1,450,000	1,550,000	1,583,831	−33,831	基本資料・会員名簿・新入会員追加シール・印刷関係備品
	消耗品費			500,000	580,000	589,089	−9,089	事務用品・ネームプレート・JCバッジ・卒業生記念品代等
	光熱水料費			650,000	650,000	649,978	22	電気・ガス・灯油・水道代
	支払手数料			80,000	80,000	66,362	13,638	振替手数料・振込手数料・法人INB基本手数料
	保険料			94,920	94,920	94,920	0	JC会館火災保険料
	租税公課			35,000	35,000	31,000	4,000	理事登記簿変更代・収入印紙代
	法人税			81,000	81,000	81,000	0	法人市民税60,000円・法人県民税21,000円
	事務費　計			5,310,920	5,490,920	5,504,072	−13,152	
雑費	雑費			100,000	100,000	99,544	456	新聞代・事務用品以外の備品
	警備料			234,576	234,576	234,576	0	JC会館警備料
	会館維持費			280,000	280,000	279,916	84	ゴミ収集代・会館WAX清掃代・修繕費等
	雑費　計			614,576	614,576	614,036	540	
顧問料	会計顧問料			216,000	216,000	0	216,000	会計顧問料
	顧問料　計			216,000	216,000	0	216,000	
会議費	会場使用料			100,000	100,000	97,603	2,397	会場使用料・西神野運動広場駐車場使用料
	会議費　計			100,000	100,000	97,603	2,397	
賃借料	土地賃借料			494,680	494,680	494,680	0	JC会館土地賃借料
	リース料			470,000	470,000	414,321	55,679	JC会館備品リース料・再リース料
	賃借料　計			964,680	964,680	909,001	55,679	
渉外費	渉外費			200,000	250,000	245,787	4,213	御樽代・お土産代
	慶弔費			120,000	120,000	113,132	6,868	結婚出産祝い・佛花代・電報代
	理事長活動費			250,000	250,000	249,042	958	寸志・理事長経験者バッジ等
	褒賞費			40,000	40,000	40,000	0	個人褒賞・理事長特別褒賞等
	諸会費			8,000	8,000	6,000	2,000	西神野自治会会費・外部団体会費等
	渉外費　計			618,000	668,000	653,961	14,039	
事業費	総務委員会			0	0		0	
	郷土愛満ち溢れるまちづくり委員会			2,745,000	4,155,000	4,026,733	128,267	
	人づくり委員会			415,000	296,000	290,518	5,482	
	国際委員会			650,000	1,946,000	1,841,910	104,090	
	ビジネス委員会			330,000	280,000	272,900	7,100	
	広報委員会			200,000	152,000	147,200	4,800	
	地域コミュニティ構築委員会			415,000	510,500	502,263	8,237	
	次世代環境委員会			265,000	335,000	329,076	5,924	
	事業費　計			5,020,000	7,674,500	7,410,600	263,900	
研修費	佐賀ブロック大会登録料	3,000	94	282,000	282,000	279,000	3,000	93名
	九州地区大会			0	0	0	0	
	大会参加補助費			0	0	0	0	
	登録料			8,000	8,000	8,000	0	京都会議登録料
	研修費　小計			290,000	290,000	287,000	3,000	
その他支出	雑損失				2,110,000	2,110,000	0	2017年～2019年未収会費・未収金(卒業生記念品代2名分)
	雑損失　小計				2,110,000	2,110,000	0	
定期預金開設	減価償却積立預金繰入支出			0	0	0	0	
	周年事業積立預金繰入支出			1,030,000	1,030,000	0	1,030,000	
	当期支出合計(C)			16,327,571	21,673,281	19,976,393	1,696,888	
	当期収支差額(A)−(C)			33,429	−1,246,281	235,868	−1,482,149	
	次期繰越収支差額(B)−(C)			2,604,321	1,324,611	2,806,717	−1,482,106	今期の流動資産から流動負債を差引いた額

財　産　目　録

2019年12月31日現在　　（単位：円）

貸借対照表科目		金額
Ⅰ 資産の部		
①流動資産	現金預金	872,717
	現金	58,184
	普通預金	814,533
	佐賀銀行 No.1665919	814,533
	佐賀信金 No.0000088	0
	佐賀共栄 No.0202018	0
	未収会費	1,734,000
	未収金	200,000
	流動資産合計	2,806,717
②固定資産		
(1)特定資産	周年事業積立預金	500,000
	佐賀銀行 No.850275	500,000
	減価償却積立預金	5,250,793
	佐賀銀行 No.81635	600,000
	佐賀銀行 No.850289	150,000
	佐賀信金 No.0681717	1,000,750
	佐賀共栄 No.1027900-003	1,000,000
	佐賀共栄 No.1027900-004	0
	佐賀共栄 No.1027900-005	1,000,000
	佐賀共栄 No.1027900-006	500,000
	佐賀共栄 No.1027900-012	500,043
	佐賀共栄 No.1027900-010	300,000
	佐賀共栄 No.1027900-011	200,000
	特定資産合計	5,750,793
(2)有形固定資産	建物（JC会館取得価格）	24,500,000
	減価償却累計額 △	16,945,500
	有形固定資産合計	7,554,500
(3)無形固定資産	電話加入権（TEL 32-1565 76年6月購入）	72,800
	電話加入権（FAX 30-6964 82年1月購入）	72,800
	無形固定資産合計	145,600
	固定資産合計	13,450,893
	資産合計	16,257,610
Ⅱ 負債の部		
①流動負債		
	未払金	0
	流動負債合計	0
②固定負債		
		0
	固定負債合計	0
	負債合計	0
	正味財産	16,257,610

監査の結果、計算書類は(一社)佐賀青年会議所の2019年12月31日現在の財政の状態及び同日をもって終了する事業年度の収支の状態を正しく示しているものと認める。

2020年度1月6日
一般社団法人佐賀青年会議所

監事　徳永康宏

監事　秀島健介

2019年度会費・入会金徴収内訳(案)

項　目			人　員	金　額
当初予算			94　名	11,280,000
年初実数			94　名	11,280,000

		退会日	正会員会費 増加額	氏　名	正会員会費 減少額
会員資格喪失者 退会者	1	2019/2/28	20,000	梅﨑　浩輔	100,000
	2	2019/9/30	90,000	福田　翔馬	30,000
	3	2019/9/30	90,000	内田　恵介	30,000
	4	2019/9/30	90,000	川﨑　晃	30,000
	5	2019/9/30	90,000	古賀　浩二朗	30,000
	6	2019/9/30	90,000	成清　光	30,000
	7	2019/9/30	90,000	中島　健太郎	30,000
	8				
	増加額　計		560,000	減少額　計	280,000
①現会員からの会費 合計					11,000,000

新入会員	入会金　@20,000円	1年以内に同じ企業・団体からの入会者	5名	100,000
	入会金　@40,000円	新規入会者	11名	440,000
	4月仮会員承認	会費(4～12月)@90,000円	10名	900,000
	7月仮会員承認	会費(7～12月)@60,000円	1名	60,000
	9月仮会員承認	会費(9～12月)@40,000円	1名	40,000
	10月仮会員承認	会費(10～12月)@30,000円	1名	30,000
	11月仮会員承認	会費(11～12月)@20,000円	3名	60,000
②新入会員からの会費 合計			16名	1,090,000
③入会辞退者からの仮会員会費 合計			0	0
会費徴収額 合計 ①+②+③				12,090,000
入会金徴収額 合計			16名	540,000
会員総数※うち卒業生23名				103名
次年度スタート会員数				80名

公益社団法人日本青年会議所
九州地区協議会
佐賀ブロック協議会
関係資料編

公益社団法人　日本青年会議所　２０２０年度会頭所信

石田　全史

青年会議所には、素晴らしい出会いがある。
出会いには、人の未来を変える力がある。
私は、誰かの未来をより良く変える存在でありたい。

【はじめに】
１０年後の未来を想像してください。

あなたが暮らす地域の文化は誇りとして受け継がれ、産業は人びとの生活を支える基盤となっている。まちを訪れる人やそこに暮らす人が増え、人びとの所得と幸福度は向上し、地域経済には好循環が起きる。そして地域から日本を支える本来の姿を取り戻している。
我が国は、日本人としての誇りと公共心を持った国民で溢れ、新たな命の誕生に心を踊らせている。権利の行使と義務を果たす責任を自覚した国民によって、誰もが何度でも挑戦できる持続可能な社会が実現し、自主自立国家を確立している。
世界の中の日本は、他国からの圧力に屈せず、自らの力を持って、世界との関係を深化させ、世界の恒久的平和に貢献する国となり、世界からの尊敬と信頼を集めている。

私は令和という時代に、このような未来を描いている。
地域社会の再建が、明るい豊かな国家を築く、そして世界に貢献する日本へ。
描くことができる未来は、必ず実現できると確信している。

厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりの日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい。そのような願いが込められ、令和という時代は幕を開けた。
悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然、このような日本の国柄を次世代へ紡いでいくために、物心両面において豊かな令和の時代を創っていかなくてはならない。
これこそまさに、我々青年に課せられた使命である。

【組織の現状から組織の改革への決断】
１９６０年日本青年会議所は、そのあり方を再確認する必要に迫られ「ＪＣ三信条」「定款」「ＪＣＩクリード」を基礎に、幅広い層からなる会員の思想を束ねた「綱領」が制定された。綱領は、組織としての理念を確立し、会員個人の運動目標を明確に位置づけた。
そして地域社会、国家、国際社会が抱える問題とその解決に向けた責任を自覚することを前提として「明るい豊かな社会を築き上げよう」と、行動指針を定めたのである。
我々は、常に自己研鑽に励み、努力を惜しまず、地域社会を改善する政策を掲げ、市民

意識を変革する運動によって、故郷を少しでもより良くしたいと志を抱き、何事にも挑戦する青年の集いだと信じている。

しかしながら年々会員数は減少を続け、存続すら危ぶまれる会員会議所も複数存在している。政治や行政に主体性を持って参画し、責任ある発言ができる青年の存在が失われてしまったら、その青年が暮らすまちの未来はどうなるのだろうか。誰かが何とかしてくれるという根拠のない妄想に逃げ込み、他人事と捉えていたら、恐らく近い将来には一部の地域にしか存在しない組織になってしまうだろう。

我々はこの現実を悲観的に捉えず、時代に即した組織へと改革できる絶好の機会であると受け止めよう。会員会議所の抱えている事業や運動が、会員減少や組織縮小によって、負担と感じるのであれば、先入観を捨て勇気を持って、整理する決断も必要である。その際、仮に事業や運動がたった一つになっても、全く恥じることはない。むしろ会員の企業、家庭生活に悪影響を及ぼし、名ばかりの会員で連なる組織になることは、さらなる衰退を招いてしまう。まちの経済的発展と会員企業の成長、人びとの生活の質の向上を成し遂げるための政策を掲げ、それぞれの地域に根ざした草の根運動を続けることこそ、組織への信頼獲得と会員拡大につながると信じている。

【地域社会・国家・国際社会における経済の現状】

日本における青年会議所運動がはじめて灯された１９４９年９月、東京青年商工会議所はその設立趣意書において「苦難を打開してゆくために採るべき途は、国内経済の充実と国際経済との密接なる提携」と宣言した。７０年以上の月日が流れ、日本も世界も大きく変容し、国民の価値観も青年会議所を取り巻く環境も変化を続けているが、今なお色褪せぬ宣言である。我々の採るべき途を愚直に進んでいこう。

地域社会に目を向ければ、就業者の約６割が三大都市圏以外の地方で働いており、名目ＧＤＰの約半分を占めている。日本経済の成長には、地域経済の再建が欠かせない。しかし三大都市圏に労働力や投資が集中、地方は高齢化と過疎化が進行し、超人手不足に陥っている。豊かな自然や文化など、地方にはこれから開花する可能性を秘めた価値が眠っている。地方への投資が、地域経済を再建し、日本経済を再興へと導くのである。

そして我が国の経済は、２０１２年時点から名目ＧＤＰ５８兆円、実質ＧＤＰ３７兆円の増加と過去最高を記録。就業者数は２５１万人増加し、なかでも保育の受け皿拡大等によって女性の就業者が２０１万人増加した。若者の失業率は４．６％と、実に１９９２年以来の低水準にまで回復。賃金については、４年連続で２％程度の高い賃上げが実現し、５年連続で最低賃金も引き上げられてはいるが、実質賃金がマイナスとなっている点には注意が必要である。経済力について幾つかの指標があるが、一人当りの購買力平価ＧＤＰ（ＵＳドル）のランキングでは、日本はＯＥＣＤに加盟する３４カ国の中で１８位と高くはない。我々の責任は物心両面の豊かさを実感できる国家経済を築いていくことにある。

国際社会を見渡せば、日本にとって最大の輸出相手国であり、中国に次ぐ輸入相手国で

あるアメリカと、世界第１位の経済大国になりつつある中国との米中貿易紛争の緊張が、再び表面化する可能性を無視することはできない。特に世界の実質ＧＤＰに占めるアジアのシェアは、２０５０年には４８．１％へと激増すると予測されており、アジア諸国との連携はますます重要になる。我が国は、アメリカにとってアジアにおける最大の外交パートナーとして存在感を発揮しているが、アジア諸国の成長速度が西側世界を上回る「イースタニゼーション」が進むという分析を踏まえ、世界における経済大国としての影響力を維持できるよう、国際社会との親密な関係を深めていかなくてはならない。

「日本近代経済の父」と称される渋沢栄一は、企業の経営における道徳の重要性を説き「真の富とは道徳に基づくものでなければ、決して永くは続かない」と述べている。この「道徳経済合一説」は、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の概念にも通じる。企業の経営の根底には、人の役に立ち世の中の役に立つという道徳が欠かせない。そして我々は綱領に沿って社会的・国家的・国際的な責任を自覚し、好循環を起こす人と企業による地域経済の再建と持続可能な成長戦略による国家経済の再興、そして民間外交と国際協力による国際社会との連携に全力を尽くし、経済的発展と幸せを実感できる、全ての人びとが笑顔で生きがいを持ち、暮らしていける日本を築いていこう。

【世界から注目される２０２０年】

近代オリンピックの提唱者であるピエール・ド・クーベルタン男爵は、オリンピックのあるべき姿（オリンピズム）として「スポーツを通して、心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神を持って理解し合うことで、平和でより良い世界の実現に貢献する」といった理想を掲げた。近年では、「環境」という柱を加え、世界の平和と地球環境について考える機会としている。

この４年に一度の世界的なスポーツを通した平和の祭典に、２０５の国と地域から選手やそれを応援する人びとが日本に集まる。

我々の組織においても、ＪＣＩ世界会議が横浜の地で開催され、１１３の国と地域から世界の恒久的平和を希求する仲間が日本を訪れる。我々は一丸となっておもてなしの精神を持って迎え入れよう。地域と世界がつながる時代において、横浜大会へ当事者意識を持って関わることは、国際会議の経験や海外の会員との交流といった、実りある機会となるに違いない。多様性と包摂性を持って、世界から集まる人びとが、日本という国の魅力を感じられる機会を創出していこう。

【人びとが自然と集う組織への進化】

この１０年で人びとの社会的価値観は大きく変化した。一方で会員を受け入れる我々の組織体制は変化してきただろうか。拡大手法や成功事例は幾つも存在しており、成功している会員会議所も少なくないが、近年卒業者数と年間退会者数の合計値を入会者数が上回った年は、残念ながらない。そこで女性や２０代を対象とした拡大戦略の立案を提案した

い。女性会員の比率８％や平均在籍年数４年、入会者の平均年齢３３歳、女性や２０代の会員はこの組織にとって貴重な存在であり、我々の事業や運動により良い変化を起こす可能性を秘めている。日本は男女格差が大きいジェンダー後進国であり、青年が自らの意思と選択によって活躍できる、多様性ある社会を実現していくためにも女性会員の拡大に力を入れる。青年に成長と発展の機会を提供し、社会で活躍できる人材を輩出する組織であり続けるためにも、女性や２０代の心を掴む、柔軟かつ解放的な組織へと進化させる。

日本の青年会議所の未来を見据え、６万７千人を超える会員が存在していた時代から現在の組織の規模を踏まえ、社会により良い変化を起こす人材を育成する組織体制の構築や役割の明確化、さらには会員が減少しても社会に大きなインパクトを与える運動を展開するための連携体制の構築など、最大限の効果を発揮できる組織改革も必要である。

地域における優秀な若者の流出を防ぐために、高等教育機関や若年層の社会人を対象とした起業家の育成に力を入れなければならない。そのような若者と全国各地で地域の未来を共に創り上げるというプロセスから、故郷への誇りを持ち、社会に貢献する人材を育成していこう。いずれは、我々と一緒に活動する仲間となるだろう。会員拡大戦略として、全国各地で社会に貢献する起業家の育成事業を展開していこう。

また、時代の変遷期において改訂されてきたＪＣ宣言文について、社会の変化や会員を取り巻く環境からも検証する必要がある。そして改訂が必要であるという答申がなされれば、我々が描く理想の未来を明確に表現したＪＣ宣言文改訂への議論を進める。さらには２０１０年代運動指針の検証を行い、新しいＪＣ宣言文との整合性を図り、２０２０年代行うべき運動の方向性を示した中期戦略を策定する。

日本青年会議所の役割の一つに、会員会議所のリーダー育成を目的とした成長と発展の機会を提供するというミッションがある。近年は理事長経験者から「就任前にもっと経験を積み、多くの知識を得ておくべきだった」という声を耳にする機会が増えている。

それらの課題を解決するために、地域により良い変化をもたらす力と、組織力を最大化できるマネジメント力を兼ね備えたリーダーを育成するカリキュラムが必要である。また平均在籍年数が４年という由々しき事態を打開するためにも、入会間もない会員の底上げに力を入れ、各地会員会議所の組織力の向上に努める支援も必要である。

観光庁のデータによれば、５年前には約１３４０万人だった外国人旅行者数は、現在では約３１００万人を超えている。最近では地方においても、外国人旅行者の姿を見る機会が増えており、その受け入れ環境の整備が急務である。

地域の国際化に向けた課題を見つけるためには、世界８０を超える国と地域から海外の青年会議所のリーダーが集う国際事業の開催地への立候補も魅力的な選択肢である。世界から集まる同志から、地域の印象について本音を聞ける機会でもあり、その地域の魅力や文化などを伝えることもできる。人と人との交流は、地域と地域を結ぶ可能性を充分に秘めており、自身の価値観においても大きな変化が生まれる経験になることを約束する。

こうした国際事業へのボランティアを活用することで、地域の国際化の課題解決に向け

た研究の一環として、積極的に関わってほしい。
この国際事業で得られる知識や経験は、グローバルネットワーカーとして、実社会で役立てていくこともできる。世界情勢を理解し、俯瞰的な視点を持つ日本人として国際化が急務な地域で活躍することを期待している。またこの一期一会の出会いが、持続的な関係となるよう、関わった人びとが再会できる機会とその仕組みを創出する。

年々会員は減少傾向にあるが、個人能力開発のＪＣＩ公式コースやＪＣＩ推奨コース、日本ＪＣ公認プログラムの受講者は、確実に増えている。その背景にはこの組織の目的と意義、歴史を理解したいという意欲を持った会員の存在がある。さらには、組織に関する知識の習得だけではなく、ビジネスでも役立つスキルを身につけることもできる。また、会員でなくとも受けることができるプログラムも存在するため、これを活用し会員拡大につなげてほしい。そしてこの制度は受講して終わりというわけではなく、トレーナーとして登録すれば、実践することが可能である。より多くのトレーナーを輩出できる仕組みと活躍できる場を創出しなければならない。

青年会議所の魅力の一つに、事業計画と予算の作成がある。会社においても同様の業務はあるが、青年会議所との明確な違いは二つある。一つ目は利益といっても、公の利益を追求すること、二つ目に資金は金融機関や市場からの調達ではなく、会員より預かっている会費や企業からの協賛金を利用することである。さらには事業構築のプロセスを通して社会により良い変化を起こす人材を育成するとともに、社会にアクティブ・シチズンを生み出していくという特徴もある。青年会議所の事業実施と予算執行は、会員や共感を抱き協力してくれた方々の想いが詰まったものであることを忘れてはならない。
社会課題の解決に向けた政策の立案、人びとの意識や行動に変化を起こす事業の構築、運動を広める戦略を学べる機会を創出する。事業や運動の成功事例となるロールモデルを共有するとともに、活用できる支援体制を構築する。また全国各地の会員会議所が抱える継続事業の検証や改善策など、運動の最大化に貢献できる相談窓口を設置する。

【社会的な責任の自覚】
国家は地域の集合体であり、地方における人口減少は地域経済規模の縮小に留まらず、日本経済の成長をも妨げてしまう。日本経済の底上げを図るために、地域経済を再建する必要がある。都道府県の枠を超えた広域経済圏の確立に向けて、青年としてのビジョンを描こう。日本には四季があり素晴らしい風景や自然も存在している。地域の文化や特異性を活かしつつ、インバウンドを促進させる時代に即した戦略も必要である。我々は政治や行政に頼らず、自立した豊かな地域を実現するために、そこに住み暮らす人びとの意識を変革する運動を進めていかなくてはならない。また、総務省が発表した２０１９年４月期の失業率は２．４％となり、厚生労働省が発表した有効求人倍率は１．６３倍である。雇用情勢は確実に改善していると言われるが、地方と都市部の賃金格差等により生産年齢人口

の流出が進み「労働力喪失時代」の到来が危惧されている。その労働力を補うために外国人労働者をさらに受け入れる政策には、警鐘を鳴らさざるを得ない。つまり我が国の未来を考えた時、優先すべきは地方企業の労働生産性を高める支援策と所得向上の政策による都市部との所得格差を是正することである。

政府が主導し産学官連携で実現を目指すＳｏｃｉｅｔｙ５．０によって、近い将来には情報化社会を進化させた「超スマート社会」が訪れる。地域の課題を解決すると同時に、変化に伴って生み出される「新しい価値」には、ビジネスチャンスも潜んでいる。

一方で地方においてシャッター通り商店街が、地方都市の再開発の障壁となっている。空き家等対策特別措置法などの現行法の効果や各種取り組みを検証し、まちづくりの弊害となっている不動産の利活用を促進させる新たなビジネスモデルや法改正の提言をも視野に入れた解決策の構築が急務である。

２０１５年９月国連サミットにて採択されたＳＤＧｓを受けて、同年１１月、世界会議金沢大会開催期間中にＪＣＩと全ての国家青年会議所は、ＳＤＧｓにコミットする「金沢宣言」を採択した。２０１９年１月には、外務省とＳＤＧｓ推進におけるタイアップ宣言に署名し、全国の会員会議所とＳＤＧｓ推進宣言を総会にて審議した。２０３０年までに「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、次世代への推進、達成に向けたプロジェクトなど協働で進めることを宣言したものである。

ＳＤＧｓの推進をより加速させるために、全国各地のネットワークと組織力、行動力を発揮しなければならない。日本で一番ＳＤＧｓを推進する組織として実績を積み、世の中から認知されれば、社会に与えるインパクトは絶大なものである。２０１９年に引き続き全ての事業と運動にＳＤＧｓを紐付けして力強く推進する。

すでに世界中の企業がＳＤＧｓを経営戦略の中に取り込むことで、財務情報だけでなく環境・社会・ガバナンスに関する取り組みも考慮したＥＳＧ投資を呼び込もうと力を入れている。ＳＤＧｓを企業の経営戦略に入れることが、必然となる日も近いだろう。全国のつながりと会員企業の経済活動を通して、社会に存在するあらゆる課題を解決しながら、持続可能な社会の創造に貢献していこう。

日本青年会議所は、２０１８年より国の「知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会」に参画してきた。従来の「知的財産立国」を基盤に、世界から共感を得られる新たな「価値デザイン社会」の構築に取り組む。日本の社会的価値を世界に向けて高めていくためには、「脱平均」の発想で尖った才能を持つ個人や挑戦する企業への支援を強化し、チャレンジを促していく環境整備が必要である。多様性や多面性を重視しながら、分散した多様な個性を融合し、消費者側のリアルタイムな評価をもとに「新しい価値」を構想しオープンイノベーションを加速させていくことで、世界からの共感を集め、日本への信頼を獲得することができる。地域に「新しい価値」をデザインし、地方創生への道を切り拓こう。

またあらゆるモノが、データ化される時代への備えも必要である。ＩＴを活用し情報を

集めた企業が競争優位に立った時代から、「リアルデータ」の活用がビジネスの主役になる時代へと突入している。我々の周りには、デジタル化されていない膨大な物的資産と経験や勘といったアナログ情報が存在する。人の経験や勘といったアナログ情報のデジタル化とデータ分析によって「新しい価値」を産み出すデジタル変革が、これからの企業経営に必要である。単なる業務の効率化ではなく、企業経営者の意思決定の高度化が可能になるだろう。デジタル変革によって、企業・産業・社会に変革を起こそう。

国や地域を愛する想いから、社会のあらゆる分野において活躍する傑出した若者を発掘して栄誉を讃えるとともに、世に向けて広く発信することによって活動の域を拡大させ、社会により良い影響をもたらす、ＴＯＹＰへと進化させる。

国際的に最も盛んなスポーツとされるサッカーを通して、地域の未来を担う子供たちに「グッドルーザーの精神」を伝えるＪＣカップは、地域間の交流人口増加やコミュニティの活性化など、魅力ある地域への発展のために開催してきた。日本国内の大会から日韓戦の実現、そしてアジア大会の開催も視野に大会規模の拡大を目指す。また、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる特別な年でもある。特にパラリンピックの成功は、日本が世界に誇るレガシーとして未来へ紡がれていくものである。ロンドン五輪の成功例に学び、日本の社会的包摂の実現に向けて、オリンピック・パラリンピック競技大会への支援策を模索していきたい。

【国家的な責任の自覚】

我々は出産・子育てに携わる当事者世代の切なる声を集約し、少子化対策をテーマにした国民討議会を通して、厚生労働省へ提言を行ってきた。日本の出生率は３年連続で低下し、２０１８年の出生数は過去最低を更新し出生数から死亡数を引いた人口の自然減は、４４万４０８５人で、過去最大の減少幅となった。ベビーブーム世代を境に、出産可能な年齢にある女性がさらに減少することからも出生数の増加は急務である。しかし２０１９年度の国の一般会計歳出１０１兆４５７１億円のうち、少子化対策の費用は、わずか２兆３４４０億円であり、国の少子化対策が劇的な効果を上げる可能性は低い。出会い・結婚・妊娠・出産・育児・保育・教育に関わる適切な支援策や他国において既に効果が出ている政策を参考に、子供を産み育てることが幸せと感じられる社会を創ることが必要である。子供は成長すれば、社会の構成員として税金や社会保険料を支払うようになる。一方で、この課題は一朝一夕で解決できるものではない。国に頼るだけでなく、高齢者や子供などを支えていく責任世代であることを自覚した上で、子育てに対する支援は、国家の繁栄につながる投資であり、成長戦略としての姿勢を崩さず、引き続き提言する。

国民の政治参画において、衆議院・参議院の国政選挙や地方選挙の投票率は年々低下の一途を辿っており、特に若年層の低投票率は大きな課題である。選挙における投票棄権とは、地域や国の未来への無関心であり、有権者が果たすべき責任の放棄である。２０１６

年の参議院選挙では、はじめて１８歳以上に選挙権が認められたことで、与野党各党は、これまでにない若年層を意識した政策を掲げた。若年層の投票率が向上すれば高齢者偏重の政治が変わる可能性は充分にある。投票行動が自身の未来につながるという事実を認識し当事者意識を育む若年層への主権者教育を確立しなければならない。

海外に住む日本人を対象にインターネット投票の実証実験がはじまり、２０２０年には公職選挙法改正に向けた動きもある。投票率向上のための一つの有効な手段としてネット投票は推進していかなければならないが、投票率という数字の上昇だけでなく、政治参画への意識も高めていかなければならない。近い将来には、憲法改正の国民投票が行われる可能性もある。その際に国民が主権者としての責任を自覚した一票を投じることができるよう、より一層の啓発活動に力を入れる。

我が国の安全保障について、周辺諸国による軍事活動の活発化といった国際情勢の緊迫化への対応、サイバー攻撃の規模や影響の拡大といったテクノロジーの進化による新たな脅威への対策も練らなければならない。さらには、生活面において、国土・食料自給率・エネルギーやインターネット犯罪などの対策も含めた議論が必要である。日米同盟を基軸とする安全保障の重要性は変わらないが、米中の経済戦争が激化している中、世界最大の経済大国へと成長する中国との関係は今後ますます重要になってくる。戦略的互恵関係のさらなる深化はもちろん、果たすべき役割を考えなければならない時期に来ている。

内閣府が２０１８年に行った世論調査では、自衛隊に「良い印象を持っている」と回答した人が全体の約９割を占めた。東日本大震災や熊本地震における自衛隊の救援活動は、国民のみならず世界中から称賛されている。そのような自衛隊の重要性と任務が拡大する中、現行憲法における自衛隊の位置づけや集団的自衛権についても、イデオロギーに依らない冷静な国民的議論を巻き起こしていくことが、我が国の防衛力の確立へとつながる。

１９７１年長崎で開催された全国理事長会議において「北方領土返還促進決議」が採択された。それ以降、時代の担い手である青年として、国民への北方領土問題解決に向けた啓発運動に努めてきた。我々は、四島返還と日ロ平和条約の締結に向けた運動を展開する最後の砦であると言っても過言ではない。また文部科学省の新学習指導要領に基づき２０２０年４月から小学校で使われる全ての社会科の教科書には、北方領土は「日本固有の領土」と明記される。これを好機と捉え、啓発運動により一層の力を入れていく。

また我が国は誰でも自由に不動産を所有することができるが、人口減少が進行する中、外国人が容易に不動産を取得できる現状に、国が行う重要な社会インフラ整備と国防の観点から強い危機感を持っている。海外の事例を学び、国内における外国人の不動産所有と利用に関する規制を設けることは、国土と国民生活を護るという視点から重要である。

我が国の国土面積は全世界のたった０．２８％であるが、全世界の活火山の７％は日本に存在し、Ｍ６以上の地震の２０．５％は、日本で発生している。内閣府が想定する大規模

地震には、首都直下地震となる相模トラフ沿いの海溝型地震と中部圏・近畿圏直下地震となる南海トラフ地震があり、３０年以内にどちらも７０％の確率で発生すると予測されている。我が国の中枢機能や重要文化財、太平洋ベルトに位置する国を支える産業が、この危険予測地帯に位置している。これらの地域以外でも大規模な災害が起こる可能性は充分にあり、近年では火山の噴火や豪雨など人びとの生命と財産を脅かす災害は多発している。自然の力の前で人間の力は無力であり、誰にも食い止めることはできない。しかし被害を最小限に食い止める「減災」という考え方も存在する。災害発生時のメカニズムを知り、備え方と発災時の対処を学ぶ「防災と減災」を義務教育化に向けた運動として確立する。国民の生命と財産を護るために、経済的価値と防災と減災に関する備えといった両方向の視点を持って、この国のかたちをより良いものへと変えていこう。

また、これまで発生した災害に対し、全国の会員が一丸となり被災地への支援を行ってきた実績がある。ＮＰＯ団体・民間企業・災害医療機関や防災と減災のエキスパートなどパートナーを拡充して、コレクティブ・インパクトを意識したプラットフォームとなり、有事の際に迅速かつ効果的な被災地支援が可能となる組織体制を構築する。

これからの世代の平均寿命は１００歳を超えると予測されており、超高齢化社会の先にある長寿化社会は目前に迫っている。社会的包摂の視点から、育児をしながら働くことを望む女性、退職後の知識や経験を活かして働きたい高齢者、障碍のある方や難病を患っている方々が、生きがいを持って働ける環境や職場の創出が必要である。企業が発想を転換することで、我が国に眠る労働力が開花する可能性がある。また、一度社会において失敗しても再チャレンジできる環境を整えるために、現行法の課題を見つけ、法整備に向けた提言をまとめる。一般的な教育やモノ・サービスを手に入れにくく、社会から疎外される恐れがある相対的貧困の解消やいつでも学び直しができるリカレント教育の確立も同時に進めていかなければならない。さらには全国には２０歳～３４歳の若年無業者が約４８万人、４０歳～６４歳でひきこもりの状態にある人が約６１万人とも言われ、地域の実態に即した自立就労支援の充実も急務である。全ての人びとが活躍できる社会環境を整備し、地方の労働力人口の確保から、東京一極集中の是正につなげていこう。

人は必ず死を迎える。その時まで生きがいを持ち続け働ける社会、何度でも挑戦できる社会を目指し、世界に先駆け超高齢化・長寿化社会の先進事例を創っていこう。

【国際的な責任の自覚】

スイスの国際経営開発研究所（ＩＭＤ）が発表している「世界競争力ランキング」によれば、日本の総合順位は６４カ国中３０位と低迷している。なかでも評価が低かったのが「起業家精神」と「国際経験」であった。しかし我々は、国際的なつながりをもつ組織であり、希望すれば誰でも国際の機会に触れることができる。そのつながりを活かし、世界に向けて人や企業の進出を後押しすることも可能である。世界には、日本の企業の進出を心待ちにしている国や地域が存在している。日本の文化や精神性といった魅力を人と企業

の進出により、民間外交と国際協力を通して、日本と世界との距離を近づける。
また、我が国の悲願である旧敵国条項の削除に伴う国連憲章の改正手続きや常任理事国入りを実現するために、政府の途上国への開発援助とＳＤＧｓ達成に向けた我々の運動の実績からも外務省と連携し、国際連合へ働きかけていくことも我々の責務である。

大東亜戦争敗戦後、日本人は食糧難と貧困に喘ぎ、混乱の中で苦しい生活をしていた。アメリカをはじめ先進諸国から生きるために必要な援助物資や「ガリオア・エロア資金」などの援助を受けた。１９５３年には、世界銀行から低金利の融資を受け、黒部第４ダムや東海道新幹線、東名・名神高速など経済発展に必要な社会基盤を整備した。我々は世界の国々に支えられ経済大国まで成長できたことを忘れてはならない。当時支援してくれた国々は、自国の利益のために手を差し伸べたのだろうか。同じ地球で苦しむ人びとがいるのであれば、見返りを求めず手を差し伸べることも必要である。そして未来を担う子供たちには、世界の現状を理解し、経済大国としての責任を自覚した、世界に貢献する日本人として、成長できる実体験の機会を創出する。
２０１５年からＳＤＧｓゴール６の達成に向けて「ＳＭＩＬＥ　ｂｙ　ＷＡＴＥＲ」事業を推進し、アジア・太平洋地域の「水と衛生」に関する問題への解決に取り組んできた。国内での啓発運動により活動資金を集め、支援を必要とする国のリサーチを行い、持続性を担保しながら民間開発支援をしている。「ＳＭＩＬＥ　ｂｙ　ＷＡＴＥＲ」のブランド化を図り、支援を必要とする国ごとにパートナーを選定し、アジア・太平洋地域の「水と衛生」に関する課題解決を加速させていかなければならない。

国際通貨基金（ＩＭＦ）は、２０１４年衝撃的な事実を発表していた。世界のＧＤＰを購買力平価で測った場合、中国が世界最大の経済国へ成長を遂げ、世界４大経済国のうち、３カ国がアジアの国であった。さらに２０２５年には、世界の人口の３分の２がアジアで暮らしていると予測している。人口で勝るアジアで急激な経済発展が実現した結果、世界のパワーバランスはアジアへとシフトしている。
我々は中華全国青年聯合会と未来志向な関係を構築するため、訪中・訪日事業を行ってきた。日中両国の次世代を担う青年の相互の理解は、これまで以上に必要になる。両国の経済的発展とアジア及び世界の平和に向けて、関係を深化させていかなくてはならない。また東南アジアで活動する国家青年会議所は、ＪＣＩ　ＡＷＡＲＤＳの受賞や女性の会員の比率など、我々が見習うところがある。アジアにおける国際的課題を共有するとともに、ビジネス交流を通して、明るい豊かなアジアの未来を共に描く機会を創出する。
またロシアに対しては、２０１６年の日露首脳会談において、我が国は８項目の「協力プラン」を掲示し、高い評価と賛意が表明された。その後は、ＪＢＩＣ・ＲＤＩＦによる１０億ドルの共同投資枠組みの設立、デジタル経済の実現に向けた協力関係など、互恵的な日露経済関係を進展させている。そして２０１９年９月よりロシア企業や研究所の常勤者への最長５年のマルチビザの発給や学生のビザ申請の簡素化の措置がなされる。

政府の打ち出したロシアへの「協力プラン」を加速させ、両国の発展のために、日本とロシアの起業家との経済交流や学生同士の文化･教育交流にも力を入れなければならない。極東地域の平和を実現するために、積極的な民間外交を推し進めよう。

国際の機会を各地の会員会議所へ提供するためには、ＪＣＩとの連絡調整が重要である。我々が位置するアジア・太平洋地域以外にもアフリカ・中東、アメリカ、ヨーロッパ地域会議に登録さえすれば、会員なら誰でも自由に参加することができる。海外の青年会議所の実施する素晴らしい事業や運動に触れることができるという、学びの機会も存在する。そして先人たちの弛まぬ努力によって、世界中からの信頼を集め、日本のパスポートは、１９０カ国と単独世界一となった。これを活かさない手はない。世界を旅すれば、人生における価値観が変わる瞬間が必ず訪れる。

国際会議における他国の会員との交流の機会を掛け替えのない時間とするために、言葉の壁を超えて通じあえる交流が必要である。ＪＣＩという組織が描く世界の恒久的平和に向けて、一体感を抱くことができる機会を創出する。

【原理原則を意識した効率的な組織運営】

マスコミの使命は、不偏不党の立場から国民に正しく情報を伝え、社会をより良い方向へ導くというものである。しかし、既存のマスコミは相次ぐ不祥事により、信頼性を低下させ、一方でインターネットやＳＮＳの普及により、フェイクニュースが蔓延している。誤情報の拡散は人の命を奪う可能性すらあるにも関わらず、法規制はまだ整っていない。利益追求のために事実を捻じ曲げて報道し、デマを流しておきながら、言論の自由を盾にすることは決して許されない。我々は真実を報道する機関であることを第一義とし、一般報道のファクトチェックはもちろん、欧米諸国に比べて遅れているメディア・リテラシー教育について、教育機関や家庭における学習の必要性からも教科化を見据えた運動を確立する。そして人びとに有益なコンテンツを充実させ、報道機関としての存在価値を高めていかなくてはならない。またクラウドファンディングとの連携により、公益事業に対しての寄付については、税制控除を受けられ、資金調達と運動発信が同時に可能となる「ふるさと」納税に変わる画期的な報道機関へと進化させ、社会の発展に貢献していきたい。

そして組織の認知度や存在価値を高めるために、組織のブランディングに取り組む。

認知度やイメージといったものは受け手が判断するものであり、受け手が必要とする、或いは心の琴線に触れる情報を届ける広報戦略が必要である。我々は、２０１９年に報道機関として大きな一歩を踏み出している。ブランディングの視点で練り上げた新しい広報戦略と報道機関が連携することで、組織の認知度と存在価値を高めることができる。各地の会員会議所の活動は素晴らしく、発信する素材と土壌は整っている。我々は、総合調整機関として、地域を世界へ発信し、社会にインパクトを与え、組織のブランドを確立する。

日本青年会議所の予算の約９割が会員からの収入である。持続可能な組織として維持し

ていくためには、会員数の拡大と並行して、外部からの収入の獲得が必要不可欠である。これは全国の会員会議所でも同様のことが言える。我々の運動に対して、外部からいかに共感を得るかを企画から練り上げ、クラウドファンディングを活用することでこの課題の解決に挑戦する。内外からの収入を予算執行するにあたっては、厳正な審査を行い、会計の透明化と財務体質の健全化を図らなければならない。

一人の無責任な行動や言動により、組織全体の信用が失墜する時代である。昨今の企業不祥事からも明らかなように、単なる法令遵守ではなく、倫理的責任を追求される事例もある。その倫理的責任を果たすためにも、組織のコンプライアンスへの意識を高め、徹底していくとともに、ガバナンスの強化も図っていく。

青年会議所はその名の通り、物事を会議で決定するという特徴を持つ。我々の会議には合議制による民主的な意思決定という良いイメージもあれば、長時間にわたる会議、効率が悪いといった負のイメージも残念ながら耳にする。厳正な議論を積み重ねて物事を決定するというプロセスを通して、信頼関係が築かれていく。会員企業や家庭生活に悪影響を及ぼさぬよう、効率的な会議運営のあり方を検証し改善しなくてはならない。そして活発な議論を巻き起こし、より良い運動をつくる貴重な時間となるように心がけていこう。

【組織連携による運動の最大化】

日本青年会議所は、本会と１０の地区に編成された地区協議会、各都道府県に存在するブロック協議会から構成され、全国各地の６９４青年会議所を会員として成立している。世界を見渡せば１１３の国と地域に国家青年会議所が存在し、世界中には約１５万５千人の仲間がいる。卒業された先輩諸兄姉も含めれば、世界の恒久的平和を希求する人びとが想像もつかない数で存在している。これこそが組織の最大の強みである。地区・ブロック協議会は、本会の運動を推進することだけに留まらず、会員会議所から一番近い存在として、心を寄せてほしい。そして我々は、密なる連携によって運動を最大化していこう。

意識変革運動とは､人びとの意識や行動を変えること｡一人の発想に共感する者が集い、やがて大きな声となる。これが運動のはじまりである。その運動の拡大と継続が人びとの心を動かし、社会を変える起点となる。我々は自己の利益を省みず、勇気を持って社会のあるべき方向性を示し、責任ある発言ができる唯一無二の組織であることに誇りを持ち、運動を続けていこう。

【おわりに】

２０１１年の東日本大震災は、これまで漠然と描いていた未来が崩壊した瞬間だった。

広範囲に渡る激震と巨大な津波により、多くの生命や財産が失われた。さらには原子力発電所の放射性物質の飛散により、故郷は消滅の危機に瀕している。

多くの方々が、地震や津波で犠牲になった。

その中には、志半ばで帰らぬ人となった仲間もいる。

「生きる」ということは、当たり前のことではなく、奇跡の連続である。そして故郷は、唯一無二の心の拠り所である。どのような状況においても故郷を護ることができるのは、そこに住み暮らす人びとしかいないのだ。これが、震災で得た私の教訓である。

２０２０年には、あの震災から１０年目を迎える。未だ復興は道半ばであるが、復興へ一歩一歩と前に進んでいくことが私の生きがいであり、原動力でもある。

震災後、只々呆然と立ち尽くし、将来に対する希望を失い、絶望感に浸る日々を送っていた。そのような私に、現実を受け止め、未来を切り拓く勇気を与えてくれたのが、この組織で出会った人びとである。青年会議所どころではないと感じたこともあった。しかし、青年会議所がなくなったら、故郷の未来はどうなるのだろうかと自問自答を繰り返した。

そこで導き出された答えは、夢を語り、希望に満ちた、世界に誇れる故郷の未来を描くこと。そう決意したら、再び前を向いて歩き出すことができた。

気付いたら、一緒に活動する仲間が集まってくれた。

挑戦する前から無理だと決めつける、そのような先入観は捨て、大きな夢を語り、仲間を集めて、未来を創ろう。我々は、必ず変化を起こすことができると信じている。

己の信じた道を突き進む、真実一路が世の中を変えるのだと私は思う。

先入観を捨て
夢を描き、仲間を信じて、新しい時代を創りだそう
軌跡を紡ぎ、奇跡を起こそう

公益社団法人日本青年会議所
2020年度　スローガン

真実一路

軌跡を紡ぎ、奇跡を起こそう！

公益社団法人日本青年会議所
2020年度　基本資料

基本計画
(基本理念・基本方針)

基本理念

全ての人びとが
笑顔で生きがいを持てる国
日本の創造

基本方針

1．組織改革と人材育成による人びとが自然と集う組織への変化

2．好循環を起こす人と企業による地域経済の再建

3．持続可能な成長戦略による国家経済の再興

4．民間外交と国際協力による国際社会との連携

5．ＪＣの存在価値を高める効率的な組織運営

公益社団法人日本青年会議所
2020年度　基本資料
事業計画

［1］日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIとともに連携して行う運動･事業

1．柔軟かつ開放的な組織改革と会員拡大を行うための事業の実施
2．地域社会でＳＤＧｓを推進する事業の実施
3．選挙における各種討論会の実施

［2］日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIや各国青年会議所に対して、参加や参画など協力を依頼して行う事業

1．京都会議　【1月】
2．金沢会議　【2月】
3．サマーコンファレンス　【7月】
4．全国大会北海道札幌大会　【9月】
5．国際アカデミー
6．日本アカデミー
7．TOYP大賞
8．褒賞
9．各種視察団・使節団の派遣
10．国際協力

［3］JCIが主催し、日本青年会議所が連携して行う運動・事業

1．JCI　ASPAC（カンボジア／アンコール）　【6月】
2．JCI　世界会議（日本／横浜）　【11月】
3．JCI　AWARDSへの申請　【5月・10月】
4．JCI　TOYPへの申請　【5月】

［4］日本青年会議所が会頭所信に基づき、地区協議会と連携する事業

1．柔軟かつ開放的な組織改革を行うための事業の実施
2．地域社会でＳＤＧｓを推進する事業の実施
3．地域経済ビジョンを策定・推進する事業の実施
4．ＪＣカップ Ｕ－11 少年少女サッカー予選大会の実施
5．関係諸団体との互いに強みを生かした防災ネットワークの構築

［5］日本青年会議所が会頭所信に基づき、ブロック協議会と連携する事業

1．柔軟かつ開放的な組織改革を行うための事業の実施
2．会員拡大の支援
3．地域社会でＳＤＧｓを推進する事業の実施
4．選挙における各種討論会の実施
5．多面的な安全保障に関する国民的議論を巻き起こす事業の実施

公益社団法人 日本青年会議所
2020年度 基本資料（案）
組 織 図

公益社団法人日本青年会議所　2020年度　基本資料（案）

グループ構成　（会議・委員会）

【1】組織グループ　（3会議／4委員会　）

組織改革と人材育成による人びとが自然と集う組織への進化

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）組織改革会議【新設】					
1. 時代に即した組織への改革	1	柔軟かつ開放的な組織改革の調査・実施・提案	地区協・ブロ協	通年・京都会議・サマコン	メンバー・一般
	2	組織改革に関する有識者との連携・情報共有		通年	メンバー・関連団体
	3	時代に即したJCプロトコルの検討・改訂・推進		通年	メンバー
	4	LOMの活動に即した法人格移行に関する相談窓口の設置		通年・京都会議・サマコン	メンバー
2. グループ運動の効果を高める業務	1	有識者・各団体との協議・連携		通年	メンバー・関係団体
	2	日本JC政策とSDGsとの連携		通年	メンバー・一般
	3	JCブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー
	4	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		8月～12月	メンバー
（2）組織拡大戦略会議【名称変更】					
1. LOMの会員拡大への支援	1	拡大を切り口とした組織戦略の研究・発信		通年・京都会議・総会	メンバー
	2	女性や20代をメインターゲットとした拡大戦略の立案・推進		通年・京都会議	メンバー
	3	ブロックと連携した会員拡大支援	ブロ推	通年	メンバー
	4	LOMの会員拡大情報の収集、支援、相談窓口		通年	メンバー
	5	日本JCシニアクラブとの連絡調整		通年	メンバー
2. 地域への青年会議所運動の推進	1	新設LOM及び発展のための支援・情報収集・相談窓口の設置		通年	メンバー
3. 中期的な会員拡大戦略の推進	1	高等教育機関や若年層社会人等と連携した事業の企画・実施		通年	メンバー
（3）組織グランドデザイン確立会議【新設】					
1. JC宣言文改訂議論の推進	1	理想の未来を明確にしたJC宣言文改訂議論の推進		通年	メンバー
2. 中長期ビジョンの研究・策定	1	2010年代運動指針の検証		通年	メンバー
	2	2020年代中長期ビジョンの策定		通年・京都会議	メンバー
3. 次世代のJAYCEEに軌跡を紡ぐ記録の編纂	1	BIBLE　OF　JAYCEE改訂およびWEB化の実施		通年	メンバー
	2	NEW　JAYCEE改訂およびWEB化の実施		通年	メンバー
	3	日本JC70周年記念誌「明日への黎明」発行に向けた準備		通年	メンバー
（4）日本アカデミー委員会【継続】					
1. LOMを牽引するリーダーの育成	1	地域によりよい変化をもたらし組織力を最大化するリーダーの育成		6月	メンバー
	2	第4回日本アカデミーの企画・運営		6月	メンバー
	3	受講者による啓発活動の企画・支援		7月～10月	メンバー
	4	日本アカデミーリユニオンの開催		7月～10月	メンバー
2. ブロックアカデミー事業との連携	1	ブロックアカデミー事業の推進・支援		通年	メンバー
3. JCのネットワークを活かしたつながりの構築	1	国内友好JC・姉妹JC締結への協力支援		通年	メンバー
（5）国際アカデミー委員会【継続】					
1. 国際社会で活躍できるリーダーの育成	1	地域の魅力や文化を発信し地域と地域を結ぶ人的交流の創出		7月	JCI・メンバー
	2	第33回国際アカデミーの企画・運営		7月	JCI・メンバー
	3	ミニ国際アカデミーの実施		ASPAC・世界会議	JCI・メンバー
	4	国内グローバルネットワーカーによる啓発活動の支援		通年	メンバー
	5	グローバルネットワーカーのリユニオンの企画・開催		世界会議	JCI・メンバー

		6	国際アカデミー開催希望LOMの調査・対応	8月～10月　LOM
	2. JCIのネットワークを活用した世界とのつながりの構築	1	海外姉妹JC・友好JC締結への協力・支援	通年　LOM
		2	日本のファンをつくる事業の企画・実施	通年・世界会議　JCI・メンバー
（6）JCプログラム推進委員会【継続】				
	1. 実践的知識を身に付けた人材の育成	1	JCIコース及びJC公認プログラムの導入推進・実施	通年　メンバー
		2	JCIコース及びJC公認プログラムのトレーナーの育成	通年　メンバー
		3	日本JCトレーニングガイドラインの改定案の策定	通年　メンバー
		4	日本JC公認プログラムの再調査・検証の実施	通年　メンバー
		5	LOMからの依頼による各種プログラムの窓口	通年　メンバー
	2. LOM会員拡大への貢献	1	日本JC公認プログラム実践を通じた会員拡大の推進	通年　メンバー・一般
（7）ロールモデル推進委員会【名称変更】				
	1. 地域経済再建への貢献	1	事業構築のロールモデルを学ぶプログラムの実施	通年　メンバー
	2. 社会課題の解決に寄与した事業と人材の褒賞	1	褒賞事業の募集・選考会の実施	通年・全国大会　メンバー
		2	褒賞事業の企画・運営・実施	通年・全国大会　メンバー・一般・関連団体
	3. JCI　AWARDS獲得へのサポート	1	JCI　AWARDS獲得に向けた戦略の構築	通年　メンバー・JCI
		2	JCI　AWARDS申請に関する幅広いLOMへの支援	通年・ASPAC・世界会議　メンバー・JCI
	4. LOMの課題解決に向けた支援	1	会員会議所の運動最大化に貢献できる相談窓口の設置	通年　メンバー

公益社団法人日本青年会議所　2020年度　基本資料（案）

グループ構成　（会議・委員会）

【2】社会グループ　（1会議／1特別委員会／4委員会　）

好循環を起こす人と企業による地域経済の再建

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）SDGs推進会議【継続】					
1. 持続可能な地域社会の構築	1	地域社会でSDGsを推進する事業の企画・実施	地区主・ブロ連	通年・京都会議・サマコン	メンバー・一般・関係省庁
	2	次世代へSDGsを推進する事業の企画・実施		通年・金沢会議	メンバー・一般・関係省庁
2. グループ運動の効果を高める業務	1	有識者・各団体との協議・連携		通年	メンバー・有識者・関係団体
	2	日本JC政策とSDGsとの連携		通年	メンバー
	3	JCブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー
	4	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		通年	メンバー
（2）サマーコンファレンス運営特別委員会【継続】					
1. 地域経済再建のロールモデルの確立	1	パートナーシップで持続可能な社会を実現するサマーコンファレンスの企画・運営・実施		通年・サマコン	メンバー・一般
	2	協議会と会員会議所が主体的に発信するサマーコンファレンスの企画・運営・実施		通年・サマコン	メンバー・一般
（3）地域ビジョン確立委員会【名称変更】					
1. 地域経済を再建するビジョンの構築	1	地域経済ビジョンを策定・推進する事業の企画・実施	地区推	通年・全国大会	メンバー・一般・関係団体
2. 地域経済を再建する不動産利活用の実現	1	不動産の有効活用を実現する事業の企画・実施		通年	メンバー・関係省庁
3. 地域間の所得格差改善による企業の労働力確保	1	企業の生産性向上と所得向上を実現する推進運動の企画・実施		通年	メンバー・一般
4. 関係諸団体との連携	1	全国青年友好団体との連携・情報共有		通年	メンバー・関係諸団体
（4）価値デザイン委員会【名称変更】					
1. 新たな価値創造を通じた地域デザインの実現	1	プラットフォームを活用した価値デザインをする人材と企業を支援する事業の企画・実施		通年	メンバー・一般
	2	価値をデザインする人材と企業を創出する事業の企画・実施		通年・サマコン	メンバー・一般
2. デジタルを活用した新たな価値を生み出す企業の創出	1	企業のデジタルリテラシーを向上させる事業の企画・実施		通年・サマコン	メンバー・一般
3. 関係諸団体との連携	1	業種別部会連絡会議等との連携・情報共有の窓口		通年	メンバー・関係諸団体
（5）TOYP委員会【名称変更】					
1. TOYPによる社会によりよい変化を起こす機会の創出	1	JCI JAPAN TOYP事業の募集・選考会の企画・実施		1月～7月	メンバー・一般
	2	JCI JAPAN TOYP事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁
	3	JCI JAPAN TOYP事業の要素分析・データベースの整理・蓄積及び活用		通年	メンバー・一般
	4	JCI JAPAN TOYP事業のブランディングの企画・実施		通年	メンバー・一般
2. TOYPによる世界によりよい変化を起こす機会の創出	1	JCI TOYP事業の発信・申請支援		通年・京都会議・世界会議	メンバー・一般
（6）地域スポーツ活性化委員会【名称変更】					
1. スポーツを通じた地域間交流やコミュニティの活性化	1	JCカップU－11少年少女サッカー予選大会の実施	地区連	2月～8月	メンバー・一般・関係諸団体
	2	JCカップU－11少年少女サッカー全国大会の実施		9月	メンバー・一般・関係諸団体
2. スポーツを通じた社会的包摂の実現	1	スポーツを通じた社会的包摂の実現に向けた事業の企画・実施		2月～8月	メンバー・一般・関係省庁
	2	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会との連携		1月～9月	メンバー・一般

公益社団法人日本青年会議所　2020年度　基本資料（案）
グループ構成　（会議・委員会）

【3】国家グループ　（2会議／5委員会　）

持続可能な成長戦略による国家経済の再興

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）人口政策推進会議【名称変更】					
1. 国家経済を成長させる人口政策の実現	1	多子社会の実現へ向けた国民意識を喚起する事業の企画・実施・運営		通年・京都会議・サマコン	メンバー・一般
	2	多子社会の実現へ向けた仕組みを構築する事業の企画・実施・運営		7月・サマコン	メンバー・国会議員
2. 子育て環境の支援体制の検証	1	諸外国における子育て支援策の調査・研究		通年・サマコン	メンバー・一般
3. グループの運動の効果を高める業務	1	有識者・各種団体との協議・連携		通年	メンバー・有識者・関係団体
	2	日本JC政策とSDGsとの連携		通年	メンバー
	3	JCブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー
	4	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		通年	メンバー
（2）全国大会運営会議【継続】					
1. 2020年度の運動の検証並びに2021年度への継承	1	第69回全国大会北海道札幌大会の企画・実施・運営		全国大会	メンバー・一般
2. 開催地をはじめとする全国の地域の発展	1	第69回全国大会主管LOMの連絡・調整		通年	主管LOM
3. 次代の全国大会の方針の研究と検証	1	第70回・第71回大会主管LOMに関する調査・連絡・調整		通年	主管決定LOM
	2	第72回以降の全国大会主管立候補の調査・研究		通年	主管候補LOM
	3	時代に即した全国大会の方針研究と調査		通年	メンバー
（3）国民主権確立委員会【新規】					
1. 国民の主権者意識の向上	1	若年層への政治参画意識を育む事業の企画・実施・運営		通年・サマコン	メンバー・一般・関係諸団体
	2	政策リテラシーおよび主権者教育を推進する事業の企画・実施・運営		通年・サマコン	メンバー・一般
2. 当事者意識による政治選択の実現	1	投票率低迷の社会的問題を解決する事業の企画・実施・運営		通年・サマコン	メンバー・一般・関係省庁
	2	選挙における各種討論会の実施・支援		通年	メンバー・一般・関係諸団体
（4）メディアリテラシー確立委員会【新規】					
1. 情報化社会での教育体制の構築	1	受信者によるメディアリテラシー教育を推進する事業の企画・実施・運営		通年・サマコン	メンバー・一般
	2	発信者によるメディアリテラシー教育を推進する事業の企画・実施・運営		通年	メンバー・一般・関係省庁
2. 様々な情報を選択できる社会の実現	1	多様なメディアを比較し選択できる仕組みを構築する事業の企画・実施・運営		通年	メンバー・一般
（5）安全保障確立委員会【名称変更】					
1. 多面的な安全保障体制の構築	1	多面的な安全保障に関する国民的議論を巻き起こす事業の企画・実施・運営	プロ連	通年・サマコン	メンバー・一般・関係諸団体
	2	国民を守る持続可能な安全保障政策を確立する事業の企画・実施運営		通年	メンバー・一般
2. 国土と国民生活を守る防衛策の確立	1	領土領海問題および国内不動産外国人取得を規制する事業の企画・実施・運営		通年	メンバー・国会議員
（6）国土強靭化委員会【継続】					
1. 災害に強い日本の防災体制の確立	1	国民の生命財産を守る防災・減災に関する事業の企画・実施・運営		通年・サマコン	メンバー・一般
	2	防災インフラの充実に伴う経済的価値を生み出す事業の企画・実施・運営		通年	メンバー・一般・関係諸団体
2. 防災プラットフォームの構築	1	関係諸団体との互いに強みを生かした防災ネットワークの構築	地区推	通年	メンバー・地区・一般
	2	行政機関との防災協定の締結促進・支援		通年	メンバー・一般・関係諸団体
3. 被災地の支援	1	国内で発災した災害に対する支援および検証		通年	メンバー・一般・関係諸団体
（7）総活躍社会確立委員会【継続】					
1. 国家経済を再興する多様な働き方の確立	1	生きがいを持って働ける環境や職場を創出する事業の企画・実施・運営		通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁
2. 生涯を通して活躍できる社会モデルの創出	1	全ての人びとが活躍できる社会環境を整備する事業の企画・実施・運営		通年・サマコン	メンバー・一般
	2	超高齢化と長寿社会の先進事例を確立する事業の企画・実施・運営		通年・サマコン	メンバー・一般

公益社団法人日本青年会議所　2020年度　基本資料（案）
グループ構成　（会議・委員会）

【4】国際グループ　（1会議／6委員会　）

民間外交と国際協力による国際社会との連携

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）国際ビジネス推進会議【新設】					
1. 国際ビジネスによる民間外交	1	海外進出企業と受け入れ先のマッチング支援事業の企画・実施		通年・サマコン	JCI・メンバー・関係団体
	2	アジア太平洋地域の青年経済人とのビジネスマッチング事業の企画・実施		通年	JCI・関係団体
2. 関係諸団体との連携	1	G20YEA関係会議への参加・対応・検証		通年	JCI・メンバー・関係団体
3. 日本の常任理事国入りに向けた運動の推進	1	外務省と民間企業の連携事業の実施		通年	メンバー・関係団体
4. グループ運動の効果を高める業務	1	有識者・各団体との協議・連携		通年	メンバー・有識者・関係団体
	2	日本JC政策とSDGsとの連携		通年	メンバー
	3	JCブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー
	4	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		通年	メンバー
（2）国際協力関係委員会【新設】					
1. 国際社会に貢献できる人材の育成	1	JCI　JAPAN少年少女国連大使育成事業の企画・実施		通年・7月～9月	メンバー・一般
	2	JCI　JAPAN少年少女国連大使を通じた国内事業の企画・実施		通年・金沢会議・サマコン	メンバー・一般
2. アジアにおける持続可能な開発事業	1	SMILE　by　WATER事業の検証・企画・実施		通年・金沢会議	メンバー・一般
	2	アジア太平洋諸国における持続可能な開発支援事業の企画・実施		通年	メンバー・一般
3. 関係諸団体との連携	1	NPO法人国境なき奉仕団との連携・情報共有		通年	メンバー・関係団体
	2	JCIオペレーションホープの対応		通年	JCI・メンバー
（3）JCI関係委員会【継続】					
1. JCIメンバーとの相互理解の構築	1	JCI　ASPAC　アンコール大会での日本JC主催事業の企画・実施		ASPAC	JCI・メンバー
	2	JCI　World　Congress　横浜大会での日本JC主催事業の企画・実施		世界会議	JCI・メンバー
	3	世界会議・エリア会議で掛け替えのない時間を共有できる事業の企画・実施		ASPAC・世界会議	JCI・メンバー
	4	JCIが行う事業の推進・連携・情報発信		通年	JCI・メンバー
2. JCIにおける友好関係の構築	1	JCI役員関係への対応・協力・支援		通年	JCI・メンバー
	2	JCI諸会議での日本JC役員対応		通年	JCI・メンバー
	3	アジア太平洋地域以外の海外NOMへの対応		通年	JCI・メンバー
	4	JCI関連事業との連携		通年	JCI・メンバー・一般
（4）国際会議支援委員会【新設】					
1. 国際会議の支援を通じた日本の魅力の浸透	1	JCI　World　Congress横浜大会への協力・参加推進・開催地支援		世界会議	JCI・メンバー
	2	JCI　World　Congress横浜大会の渉外窓口		通年	JCI・メンバー
	3	JCI　金沢会議の実施		2月	JCI・メンバー・一般
	4	JCI　ASPAC堺高石大会誘致への支援		6月	JCI・メンバー
2.　世界の人びとが交流する機会の構築	1	おもてなしの精神を発信する事業の企画・実施		京都会議・金沢会議・サマコン・全国大会・世界会議	JCI・メンバー
	2	インターナショナルナイトの開催		京都会議・金沢会議・サマコン・全国大会	JCI・メンバー
（5）アジアアライアンス構築委員会【名称変更】					
1. アジア太平洋地域における友好関係の構築	1	アジア諸国の国家青年会議所との意見交換会・勉強会の実施		金沢会議・ASPAC・世界会議	JCI・関係団体
	2	JCI　APDCの支援		通年	JCI・メンバー
	3	アジア太平洋地域海外NOMへの対応		通年	JCI・メンバー
	4	Peace　is　poissibleの推進		通年	メンバー・一般・関係諸団体
2. 北東アジアの未来志向な関係構築	1	日韓朝の関係構築事業の企画・実施		通年	JCI・関係団体

（6）日中関係構築委員会

1. 日中の未来志向な関係構築	1	日中の新たな未来を考える事業の企画・実施	通年	JCI・関係団体
	2	中華全国青年聯合会等との日中未来友好協定による交流事業の企画・実施	通年	JCI・関係団体
	3	日本JC日中友好の会等との連携	通年	JCI・関係団体
2. 日中間の友好関係構築	1	中国各種団体と各会員会議所との友好交流支援	通年	JCI・関係団体

（7）日露平和構築委員会【名称変更】

1. 日露平和構築のための人材育成	1	日本とロシア両国の未来を担う青少年交流事業の企画・実施	通年・4月～9月・全国大会	メンバー・一般
2. 起業家による民間外交	1	日本とロシア両国の起業家の経済・文化交流事業の企画・実施	通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	日本JC日ロ友好の会との連携	通年	メンバー・一般
3. 周辺諸国ロシアとの平和的関係の構築	1	恒久的世界平和につながる青年会議所の政策や事業の推進	通年	JCI・メンバー・一般

公益社団法人日本青年会議所　2020年度　基本資料（案）
グループ構成　（会議・委員会）

【5】総務グループ　（4会議／3委員会　）

JCの存在価値を高める効率的な組織運営

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）JCブランド確立会議【名称変更】					
1. JCブランドを確立する広報業務	1	JCの存在価値を高めるブランディング戦略の実施		通年	メンバー
	2	各会議・委員会の対外情報発信の収集と統制		通年	メンバー
	3	広報戦略会議の実施		通年	メンバー
2. 年間を通じた一貫性のある広報業務	1	効果的なブランディング戦略を構築するための専門家との連携		通年	メンバー・一般
3. 組織の認知度と存在価値を高める業務	1	JC版クラウドファンディングサイトと連携した運動発信の実施		通年	メンバー・各協議会・一般
	2	WeBelieveWEBの取材と管理・運用		通年	メンバー
4. 会員に向けた効果的な情報発信業務	1	機関紙（WeBelieve）の作成・発刊・検証		通年	メンバー
5. グループ運動の効果を高める業務	1	有識者・各団体との協議・連携		通年	メンバー・有識者・関係団体
	2	日本JC政策とSDGsとの連携		通年	メンバー
	3	JCブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー
	4	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		通年	メンバー
（2）財務運営会議【継続】					
1. 日本JCの財務基盤の強化	1	日本JC財源の確立及び新規賛助企業の拡大		通年	メンバー・一般
	2	賛助企業との連携及びブースの設営・対応・推進		通年	メンバー・一般
	3	収益部門の検証・管理		通年	メンバー・一般
	4	JC運動への共感を集めるクラウドファンディングシステムの利用促進と管理・運用		通年	メンバー・一般
	5	クラウドファンディング支援者の税制控除等を調査・研究		通年	メンバー・一般
	6	会議・委員会の諸事業と協賛企業とのマッチングを実施		通年	メンバー・一般
2. 外部資金獲得を推進	1	助成金に関する調査・検証・支援		通年	メンバー・一般
	2	LOMにおける外部資金獲得の支援		通年	メンバー・一般
3. 日本JCの財産の管理運営及び運用	1	青年会議所会館の管理・運用		通年	メンバー
	2	日本JC中長期財政ビジョン及び青年会議所会館の未来計画の検討		通年	メンバー
4. メンバーの負託に応え得る事業の推進	1	必携品の活用方法の改善		通年	メンバー
	2	相互メリットのある企業や団体との連携		通年	メンバー・一般
（3）財政審査会議【継続】					
1. 財政規律の確保と費用対効果の向上	1	予算案及び決算書の精査		通年	メンバー
	2	諸事業の予算及び決算の精査		通年	メンバー
	3	会議・委員会会計の指導・支援		通年	メンバー
	4	各協議会事業の予算・決算審査及び月次決算の指導		通年	各協議会
	5	監事・内部会計監査人グループとの連携・調整		通年	メンバー
	6	諸事業の公益目的の管理		通年	メンバー
	7	各協議会事業の公益目的に関する指導・支援		通年	各協議会
	8	協議会会計に関する相談窓口		通年	各協議会
2. 運営面での進展に寄与するための業務	1	LOM会計に関する相談窓口		通年	LOM
（4）規則審査会議【継続】					
1. 公益社団法人として精度の高い運営	1	コンプライアンスに基づく各会議・委員会の諸事業及び議案の管理体制の充実による審査		通年	メンバー
	2	コンプライアンスに関する相談窓口		通年	メンバー

	3	個人情報の管理・保護	通年	メンバー
	4	知的財産の保護とコーポレートアイデンティティに関する指導	通年	メンバー・関係団体
	5	内閣府への提出書類作成及び報告実施	通年	メンバー・関係省庁
	6	外部アドバイザーとの連携	通年	関係団体
	7	LOMの新設・名称変更等に関する支援	通年	メンバー
2. 公益社団法人としての定款並びに規則の管理	1	公益法人制度に即した定款並びに諸規則及び諸規定の把握・変更・管理	通年	メンバー
	2	各協議会規則の調査・支援に関する相談窓口	通年	各協議会
3. 運営面での進展に寄与するための業務	1	LOM規則・コンプライアンスに関する相談窓口	通年	LOM
	2	組織運営セミナーの企画	全国大会	メンバー
	3	アニュアルレポートの取り纏め及び作成	10月～12月	メンバー
（5）報道戦略委員会【新設】				
1. 組織の認知度と存在価値を高める業務	1	ホームページの管理・運用と対外向けSNSを用いた効果的な広報活動	通年	メンバー・一般
2. 会員に向けた効果的な情報発信業務	1	協議会・LOMとの情報受発信	通年	メンバー・各協議会・LOM
	2	メールマガジン及びメンバー向けSNSを用いた有益な情報の発信	通年	メンバー
	3	JCアプリの管理・運用	通年	メンバー
3. 意識調査に関する業務	1	JCCSを用いたメンバーへの意識調査	通年	メンバー
	2	JCCSの活用の普及並びに登録率と返信率向上の推進	通年	メンバー
（6）渉外委員会【継続】				
1. 日本JCの運動を円滑に遂行するための業務	1	各会議・委員会・協議会との連絡調整	通年	メンバー
	2	会頭並びに役員の国際会議並びに諸大会参加の支援	通年	メンバー
	3	会頭並びに役員の各地訪問における運動発信の支援	通年	メンバー
2. 日本JC2020年度の運動の共有・発信並びにLOMとの連携強化	1	日本JC事業説明会の検証・企画・実施	10月～11月	メンバー
	2	日本JC役員LOM訪問及び講師派遣の対応	通年	メンバー
（7）総務委員会【継続】				
1. 総会・理事会等諸会議の効率的な運営	1	日本JCの総会及び諸会議の設営	通年	メンバー
	2	適切な権限移譲を行った日本JCの諸会議の運営及び設営	通年	メンバー
	3	各会議・委員会の議案の上程期限と内容の精査	通年	メンバー
	4	日本JC議案上程システムの普及	通年	メンバー
	5	統一基本運営マニュアルの内容精査と改訂	通年	メンバー
	6	理事長予定者セミナーの企画	全国大会	メンバー
	7	会議・委員会スタッフセミナーの企画	10月	メンバー
	8	効率的な会議手法の企画実施	通年	メンバー
2.日本JC2020年度の運動の共有・発信	1	京都会議の開催	1月	メンバー・一般

公益社団法人日本青年会議所
２０２０年度　年間公式スケジュール（案）

２０１９年１２月１１日現在

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
正副会頭会議（月初）	30日　（木）	27日　（木）		2日　（木） 28日　（火）		4日　（木） 30日　（火）			3日　（木）	1日　（木） 29日　（木）		3日　（木）
正副会頭会議（月中／ＷＥＢ）	9日　（木） （ＪＣ会館）	6日　（木） （ＷＥＢ）	5日　（木） （ＷＥＢ）	9日　（木） （ＷＥＢ）	7日　（木） （ＷＥＢ）	18日　（木） （沖縄）	9日　（木） （ＷＥＢ）		10日　（木） （ＪＣ会館）	8日　（木） （ＷＥＢ）	12日　（木） （ＷＥＢ）	17日　（木） （ＪＣ会館）
常任理事会	10日　（金）	14日　（金）	12日　（木）	17日　（金）	15日　（金）	19日　（金） （沖縄）	16日　（木）		11日　（金）	16日　（金）	20日　（金）	18日　（金）
理事会	17日　（金） （京都）	15日　（土）	13日　（金）	18日　（土）	16日　（土）	20日　（土） （沖縄）	17日　（金）		12日　（土） 25日　（金） （札幌）	17日　（土）	21日　（土）	19日　（土）
総会	18日　（土） （京都）		28日　（土） （東京）						25日　（金） （札幌）			
ＪＣＩ諸会議	JCI常任理事会/理事会 （JCI JEM/JBM） 8日　（水） ～11日　（土）				アメリカ地域会議 20日　（水） ～23日　（土） ヨーロッパ地域会議 27日　（水） ～30日　（土）	アジア・太平洋地域会議 11日　（木） ～14日　（日） アフリカ・中東地域会議 17日　（水） ～20日　（土）	JCI中間常任理事会（JCI MYE） 23日　（木） ～25日　（土）				JCI世界会議 3日　（火） ～7日　（土）	
ＮＯＭ主要事業	京都会議（京都） 16日　（木） ～19日　（日）	金沢会議（金沢） 21日　（金） ～23日　（日）					国際アカデミー（福岡） 7日　（火） ～11日　（土） サマーコンファレンス 18日　（土） ～19日　（日）		全国大会（札幌） 24日　（木） ～27日　（日）			
財政審査会議	7日　（火） 8日　（水）	8日　（土） 9日　（日）	7日　（土） 8日　（日）	11日　（土） 12日　（日）	9日　（土） 10日　（日）	6日　（土） 7日　（日）	11日　（土） 12日　（日）		5日　（土） 6日　（日）	10日　（土） 11日　（日）	14日　（土） 15日　（日）	12日　（土） 13日　（日）
公益審査会議	7日　（火）	8日　（土）	7日　（土）	11日　（土）	9日　（土）	6日　（土）	11日　（土）		5日　（土）	10日　（土）	14日　（土）	12日　（土）
コンプライアンス審査会議	7日　（火）	8日　（土）	7日　（土）	11日　（土）	9日　（土）	6日　（土）	11日　（土）		5日　（土）	10日　（土）	14日　（土）	12日　（土）
その他	ＪＣＩ諸会議・大会　開催地 【ＪＣＩ常任理事会/理事会】アメリカ（セントルイス）　【中間常任理事会】アメリカ（セントルイス） 【アメリカ地域会議】パナマ（パナマ）【アフリカ・中東地域会議】ブルキナ・ファソ（ワガドゥグー）【ヨーロッパ地域会議】アイルランド（ダブリン） 【アジア・太平洋地域会議】カンボジア（アンコール）【世界会議】日本（横浜）											

公益社団法人 日本青年会議所　２０２０年度　九州地区	
	担当常任理事　江口　尚登
現　状　分　析	九州はアジアの主要都市を中心に５０以上の国際路線や１３０以上の航路にて外貿コンテナ定期船が張り巡らされており、アジアとの交易、交流環境が充実し、経済的なつながりが強い地域であり、地理的にも日本の首都東京よりも韓国の釜山や韓国、中国の上海などの東アジアに近い距離にあります。農林水産業の生産額は全国の２割以上と高い供給力を有するなど、多くの自然環境や資源に恵まれています。
目指すべき状態	■諸会議の運営に新たな仕組みや原点であるＪＣの意義を提供している状態。 ■ＳＤＧｓに共感するために、金融機関と連携しＥＳＧ投資の促進している状態。 ■九州の魅力を世界中の観光客から選ばれる九州となっている状態。 ■発災時の対応ではなく、日頃より災害対策を構築し、防災機関を設置している状態。
連　携　概　要	■時代に即した組織改革の実施 青年会議所の主体である諸会議について、誰もが参加しやすい環境づくりを構築するとともに、原点であるＪＣ運動の意義を育成することで、ブロック協議会やＬＯＭでも活用できるパッケージ化を進めていきます。 ■地域社会でＳＤＧｓを達成していくための事業の実施 各地金融機関と連携し、ＳＤＧｓとＥＳＧ投資の推進による企業の価値を高めていき、中小企業や誰でも参画できるスキームを確立することで、地域社会の活性化につなげていき、ＳＤＧｓを達成していきます。 ■地域経済ビジョンを策定・推進する事業の実施 観光インフラの整備にて観光財のキラーコンテンツ化、観光振興による地域経済の発展していくことで、効果的、積極的な情報発信や、すべての旅行者が安全・快適に観光を満喫し、また来たい九州として環境を整えていきます。 ■地区・ブロック協議会・ＬＯＭの災害支援ネットワークの構築 いつ起きるか分からない災害に対応するだけではなく、日頃より災害対策を考えていく機関を設置することで、防災、減災について一段と対応できる仕組みづくり整い、もし災害が起きても、強い九州づくりを目指していきます。
Ｓ　Ｄ　Ｇ　ｓ	【１．４．５．８．１１．１７】
政　策　手　法	■時代に即した組織改革の実施 地区協議会を持続可能な組織していくために、時代に即した新たな諸会議の仕組みを創りやＪＣの在籍年数が浅いメンバーでもＪＣ運動の意義を理解し、会議の生産性を高め、事業運動の最大化になることで、組織の活性化となります。 ■地域社会でＳＤＧｓを達成していくための事業の実施 持続可能な経済と地域の発展のために、九州地区各地域の金融機関と連携し、地域の企業が新たなスキームやプラットホームを構築することで、企業の新たな価値が高まり確立され、ＳＤＧｓを達成していきます。 ■地域経済ビジョンを策定・推進する事業の実施 九州が広域圏の経済確立するために、経済団体や観光団体とひとつのプラットホームを構築することで、自然、歴史、文化、気候、食といった各地域の恵まれた観光資源の強みやポテンシャルを磨き上げていくことで、各地域の発展から輝く九州となります。 ■地区・ブロック協議会・ＬＯＭの災害支援ネットワークの構築 九州地区に住み暮らす全ての人びとが安全・安心な地域を確立するために、ブロック協議会と連携し、九州広域圏における防災機関を設置することで、集中豪雨や大型台風、火山噴火、地震に向けての災害対策の強化となります。
カウンターパート	株式会社スノーピークビジネスソリューションズ　代表取締役　村瀬亮(実施支援)、内閣府（政策協力）、一般社団法人九州経済連合会（政策協力）一般社団法人九州観光機構（政策協力）、九州地区内金融機関（政策協力）九州地区内企業（政策支援）、国土交通省九州地方整備局（政策協力）

公益社団法人日本青年会議所 九州地区協議会 2020年度 組織図（案）

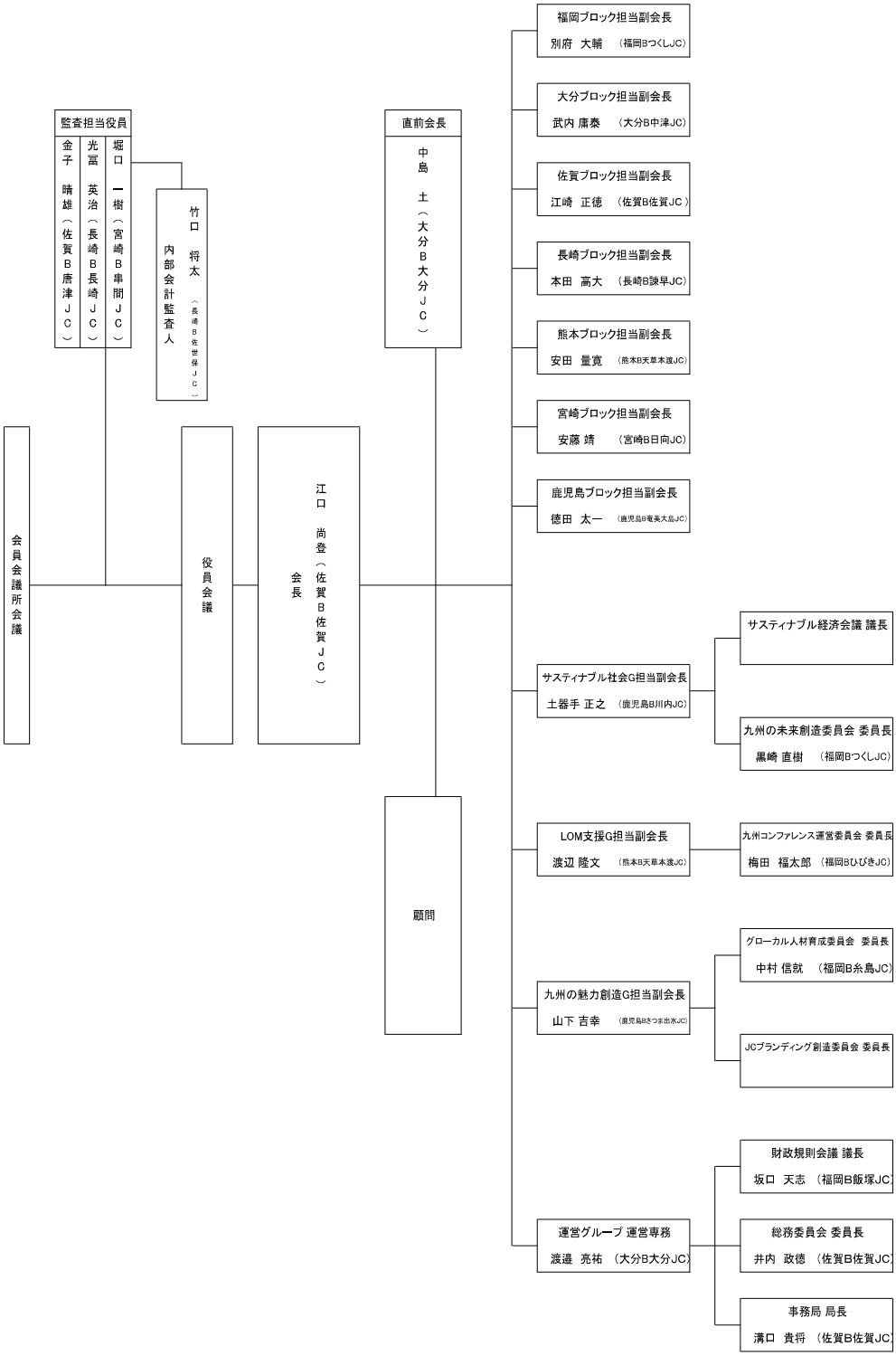

公益社団法人 日本青年会議所　２０２０年度　事業計画（案）

グループ構成（九州地区）

九州地区担当常任理事　江口　尚登

軌跡を前ぎ、奇跡を起こそう
～持続可能な新たな九州を創ろう～

グループ・会議・委員会・局名　及び　基本方針（４グループ／１会議／４委員会／１局）　事業計画		実施時期	対象者
【１】サスティナブル社会グループ			
（1）九州の未来創造委員会			
	１　インフラ整備の促進を推進する事業の企画・実施	通年・地区大会	メンバー・一般・賛助団体
	２　地域経済ビジョンを策定・推進する事業の実施（地区連携）	通年	メンバー・一般・賛助団体
	３　地域社会でＳＤＧｅを達成していくための事業の実施（地区連携）	通年	メンバー・一般・賛助団体
	４　九州内外で発災した際の支援窓口設置・支援	通年	メンバー・賛助団体
	５　地区協議会・ブロック協議会・ＬＯＭの災害支援ネットワークの構築（地区連携）	通年	メンバー・賛助団体
	６　広域圏災害対策による防災機関の新設に向けた調査・研究・提言	通年・地区大会	メンバー・一般・賛助団体
【２】ＬＯＭ支援グループ			
（１）九州コンファレンス運営委員会			
	１　地域の特色を活用した新しい九州コンファレンス２０２０の企画・運営	地区大会	メンバー・一般
	２　九州コンファレンス２０２１主管ＬＯＭ開催地に関する事業・企画の実施	通年・地区大会	メンバー
	３　九州コンファレンス主管ＬＯＭとの連絡調整	通年・地区大会	主管ＬＯＭ
	４　ＬＯＭ新設及び発展のための情報収集・支援	通年	メンバー
	５　本会・ブロック協議会・ＬＯＭと連携した会員拡大の支援	通年	メンバー
【３】九州の魅力創造グループ			
（１）グローカル人材育成委員会			
	１　グローカル人材育成の企画・実施	通年	メンバー
	２　「国境なき奉仕団」をカウンターパートとする事業の連携・企画・実施	通年	メンバー・一般
	３　ＬＯＭで活用できる研修プログラムの運用・企画・実施	通年	メンバー
	４　国際大会や世界大会などのブロック協議会との連携による支援・協力	通年	メンバー・一般
	５　ＡＳＰＡＣ並びに世界会議ジャパンナイトでのブース出店	通年	メンバー
	６　ＪＣカップリー１１少年少女サッカー全国大会予選大会の実施（地区連携）	通年	メンバー・一般
	７　ＡＷＡＲＤＳ　ＫＹＵＳＨＵの検証・企画・実施	地区大会	メンバー・一般
	８　ＪＣＩ　ＡＷＡＲＤＳの発信と申請支援	通年	メンバー
【４】運営グループ			
（１）財政規則会議			
	１　諸事業の予算及び決算の審査	通年	メンバー
	２　年間予算案及び決算書の作成・管理	通年	メンバー
	３　会議・委員会会計の指導・支援	通年	メンバー
	４　ブロック協議会・ＬＯＭの財政規則審査に関する情報提供・支援	通年	ブロック協議会・ＬＯＭ
	５　本会「財政審査会議」との連携	通年	本会・ブロック協議会
	６　本会「規則審査会議」との連携	通年	本会・ブロック協議会
	７　内部監査への対応	通年	メンバー
	８　外部監査への対応	通年	メンバー
	９　コンプライアンスに基づく各会議・委員会の諸事業及び議案のＩＣＴを活用した審査	通年	メンバー
	１０　諸会議における会議資料マニュアルに即した事前精査	通年	メンバー
（２）総務委員会			
	１　時代に即した組織改革の実施（地区連携）	通年	メンバー
	２　地区内会員会議所会議の設営及び運営	通年	メンバー
	３　地区協議会諸事業の事業公益性精査及び指導の補佐	通年	メンバー
	４　内閣府提出書類の精査	通年	メンバー
	５　コンプライアンスに基づく各会議・委員会の諸事業及び議案のＩＣＴを活用した審査	通年	メンバー
	６　アジェンダシステムの管理運用	通年	メンバー
（３）事務局			
	１　地区内会員会議所会議及び諸会議の設営	通年	メンバー
	２　ＪＣのブランディング戦略の企画・運営・実施	通年	メンバー・一般
	３　各会議・委員会・ブロック協議会との連絡調整	通年	メンバー
	４　会長の国際会議並びに諸大会参加、各地訪問の支援	通年	メンバー

年間事業フレーム

九州地区

担当常任理事　江口　尚登

全国大会（富山）　世界会議（タリン）　京都会議（京都）　ASPAC（アンコール）　サマコン　全国大会（北海道札幌）　世界会議（横浜）

運動・事業名	9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月				4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月			
	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
時代に即した組織改革の実施	調査研究								本会・ブロック協議会との連絡・調整				企画・立案				実施・検証・改善のサイクルに実施												ロールモデルパッケージ化				LOMへの提供												分析・検証								報告				引継			
地域社会でSDGsを達成していくための事業の実施	調査研究								本会・ブロック協議会との連絡・調整								企画・立案				SDGs達成に向けた事業の推進												中間検証				SDGs達成に向けた事業の推進								政策提案・発信								検証				報告				引継			
地域経済ビジョンを策定・推進する事業の実施	検証・調査研究								本会との連絡・調整				企画・立案				連携団体との会議												提言				政策の推進・連携団他との連携																検証				報告				引継			
地区・ブロック協議会・LOMの災害支援ネットワークの構築	調査研究								本会・ブロック協議会との連絡・調整				連携団体との会議				企画・立案				連携団体との会議				発信				実施								政策提案・発信								連携団体との会議				検証				報告				引継			
JCカップ　U－11少年少女サッカー全国大会予選大会の実施	調査研究				本会・ブロック協議会との連絡・調整								企画・立案				開催発信				本会・ブロック協議会との調整												地区・ブロック協議会での予選会の実施												全国大会開催				検証				報告				引継			

公益社団法人日本青年会議所　九州地区協議会　2020年度　年間スケジュール（案）【更新日12月24日】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日本青年会議所	正副会頭会議（月初）	30日（木）	27日（木）		2日（木） 28日（火）		4日（木） 30日（火）			3日（木）	1日（木） 29日（木）		3日（木）
	正副会頭会議（月中／WEB）	9日（木） （JC会館）	6日（木） （WEB）	5日（木） （WEB）	9日（木） （WEB）	7日（木） （WEB）	18日（木） （沖縄）	9日（木） （WEB）		10日（木） （JC会館）	8日（木） （WEB）	12日（木） （WEB）	17日（木） （JC会館）
	常任理事会	10日（金）	14日（金）	12日（金）	17日（金）	15日（金）	19日（金） （沖縄）	16日（木）		11日（金）	16日（金）	20日（金）	18日（金）
	理事会	17日（金） （京都）	15日（土）	13日（金）	18日（土）	16日（土）	20日（土） （沖縄）	17日（金）		12日（土） 25日（金） （札幌）	17日（土）	21日（土）	19日（土）
	ブロック会長会議												
	総会	18日（土） （京都）		28日（土） （東京）						25日（金） （札幌）			
	財政審査会議	7日（火） 8日（水）	8日（土） 9日（日）	7日（土） 8日（日）	11日（土） 12日（日）	9日（土） 10日（日）	6日（土） 7日（日）	11日（土） 12日（日）		5日（土） 6日（日）	10日（土） 11日（日）	14日（土） 15日（日）	12日（土） 13日（日）
	公益審査会議	7日（火）	8日（土）	7日（土）	11日（土）	9日（土）	6日（土）	11日（土）		5日（土）	10日（土）	14日（土）	12日（土）
	コンプライアンス審査会議	7日（火）	8日（土）	7日（土）	11日（土）	9日（土）	6日（土）	11日（土）		5日（土）	10日（土）	14日（土）	12日（土）
九州地区協議会	会務役員会議	7日（火） （佐賀）	7日（金） （飯塚）	9日（月） （糸島）	8日（水） （川内）	8日（金） （天草本渡）	8日（月） （さつま出水）	3日（金） （WEB）		4日（金） （WEB）	9日（金） （WEB）	9日（月） （ひびき）	2日（水） （佐賀）
	財政・規則審査会議	9日（木）	12日（木）	16日（月）	14日（火）	12日（火）	15日（月）	7日（火）		10日（木）	13日（火）	17日（火）	8日（火）
	役員会議	14日（火） （さつま出水）	18日（火） （天草本渡）	23日（月） （諫早）	20日（月） （対馬）	20日（水） （つくし）	22日（月） （中津）	13日（月） （さつま出水）		18日（金） （未定）	19日（月） （大分）	24日（火） （日向）	21日（月） （福岡）
	会員会議所会議	17日（金） （京都）						17日（金）（予定） （横浜）				25日（水）（予定）	
	各種大会・事業					17日（日） 九州地区サッカー大会 （予定）			29日（土）～30日（日） 九州地区大会出水大会 （予定）				
福岡ブロック	会員会議所会議	28日（火）	28日（金）	26日（木）	27日（月）	28日（木）	29日（月）	27日（月）		30日（水）	29日（木）	27日（金）	23日（水）
	役員会議	14日（火）	13日（木）	11日（水）	16日（木）	14日（木）	16日（火）	15日（水）		14日（月）	12日（月）	12日木）	11日（金）
	各種大会・事業		アカデミー第1回 全体事業・開校式		アカデミー第2回 全体事業	30日（土）～31日（日） ブロック大会inひびき （予定）							ブロックファイナル
大分ブロック	会員会議所会議	28日（火） 大分	28日（金） 別府	30日（月） 大分	28日（火） 臼杵	28日（木） 中津	29日（月） 宇佐	28日（火） 日田		28日（月） 杵築	28日（水） 佐伯	30日（月） 中津	21日（月） 大分
	役員会議	15日（水） 中津	14日（金） 日田	16日（月） WEB	14日（火） 臼杵	13日（水） 中津	15日（月） WEB	14日（火） 別府		14日（月） 大分	14日（水） WEB	13日（金） 日田	10日（木） 中津
	各種大会・事業		7日（金） ブロックファースト		15日（水） 会頭公式訪問		6日（土） ブロック大会in臼杵 （予定）					ブロックファイナル （予定）	
佐賀ブロック	会員会議所会議	27日（月） 伊万里	26日（水） 陶都有田	26日（木） 鹿島	27日（月） 唐津	26日（火） 武雄	26日（金） 佐賀	27日（月） 鹿島		25日（金） 伊万里	26日（月） 陶都有田	26日（木） 鳥栖	24日（木） 唐津
	役員会議	15日（水） 佐賀	13日（木） 佐賀	13日（金） 佐賀	10日（金） 佐賀	15日（金） 佐賀	16日（火） 佐賀	15日（水） 佐賀		15日（火） 佐賀	15日（木） 佐賀	13日（金） 佐賀	15日（火） 佐賀
	各種大会・事業						21日（日） ブロック大会in鳥栖 （予定）						
長崎ブロック	会員会議所会議	29日（水） 大村	26日（水） 長崎	26日（木） 島原	25日（土） 福江	27日（水） 諫早	27日（土） 福江	29日（水） 大村		30日（水） 佐世保	28日（水） 島原	29日（日） 大村	26日（土） 諫早
	役員会議	8日（水） 諫早	8日（土） 島原	7日（土） 福江	7日（火） 長崎	8日（金） 佐世保	4日（木） 島原	10日（金） 佐世保		4日（金） 長崎	14日（水） 諫早	10日（火） 佐世保	12日（土） 福江
	各種大会・事業												
熊本ブロック	会員会議所会議	25日（土） 天草本渡	29日（土） 荒尾	26日（木） 八代	25日（土） 玉名	30日（土） ひとよし球磨	27日（土） 山鹿	31日（金） 阿蘇		30日（水） 菊池	31日（土） 宇城	28日（土） 東熊本	26日（土） 熊本
	役員会議	12日（日） 熊本	13日（木） 熊本	11日（水） 牛深	11日（土） 宇城	14日（木） 東熊本	10日（水） 阿蘇	11日（土） 天草本渡		10日（木） ひとよし球磨	15日（木） 玉名	14日（土） 八代	12日（土） 熊本
	各種大会・事業							24日（金）～25日（土） 熊本ブロック大会in玉名					
宮崎ブロック	会員会議所会議	22日（水） 宮崎	12日（水） 宮崎	20日（金） えびの	25日（土） 宮崎	30日（土） 宮崎		31日（金） 日向		17日（木） 日向		28日（土） 宮崎	
	役員会議	11日（土） 宮崎	1日（金） 宮崎	11日（水） 宮崎	17日（金） 宮崎	22日（金） 宮崎		11日（金） 宮崎		5日（土） WEB	10日（土） WEB	19日（木） WEB	
	各種大会・事業		12日（水） ブロック会長公式訪問 宮崎				7日（日） JCフェスタinえびの （予定）						12日（土） ファイナル 宮崎
鹿児島ブロック	会員会議所会議	23日（木）	27日（木）	26日（木）	23日（木）	28日（木）	25日（木）	30日（木）		24日（木）	22日（木）	26日（木）	17日（木）
	役員会議	日（）	日（）	日（）	日（）	日（）	日（）	日（）	日（）	日（）	日（）	日（）	日（）
	各種大会・事業						1週目もしくは2週目 ブロック大会 （予定）						

JCI諸会議	JCI常任理事会／理事会 （JCI JEM／JBM）					アメリカ地域会議 20日（水） ～23日（土） ヨーロッパ地域会議 27日（水） ～30日（土）	アジア・太平洋 地域会議 11日（木） ～14日（日） アフリカ・中東地域会議 17日（木） ～20日（土）	JCI中間常任理事会 （JCI MYE） 23日（木） ～25日（土）				JCI世界会議 （横浜） 3日（火） ～7日（土）	
NOM	京都会議 （当初） 16日（木） ～19日（日）	金沢会議 （金沢） 21日（金） ～23日（日）						国際アカデミー サマーコンファレンス （） 18日（土） ～19日（日）		全国大会 北海道札幌大会 24日（木） ～27日（日）			
その他	JCI諸会議・大会　開催地 【JCI常任理事会／理事会】アメリカ（セントルイス）【中間常任理事会】アメリカ（セントルイス） 【アメリカ地域会議】パナマ（パナマ）【アフリカ・中東地域会議】ブルキナファソ（ワガドゥグー）【ヨーロッパ地域会議】アイルランド（ダブリン） 【アジア・太平洋地域会議】カンボジア（アンコール）【世界会議】日本（横浜）												

九州地区
佐賀ブロック
地域総合戦略

佐賀ブロック協議会　会長　**江崎　正徳**

１．基本理念

軌跡を紡ぎ、奇跡を起こそう
持続可能な新たな佐賀を創ろう

２．ブロック連携事業の構築

課題① 柔軟かつ開放的な組織改革を行うための事業の実施

【ＳＤＧｓ設定】

【８】すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

８．２高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

【目指すべき状態の設定】

会議においてクリエイティブなアイディアが出る仕組みを構築するとともに、移動時間や会議費用のように時間的、金銭的な負担を軽減する仕組みを定着させ、ＬＯＭやメンバー企業においての生産性を高める環境を推進します。

【政策手法（ゴールデンサークル）】

Ｗｈｙ（理由）　：活力と魅力ある組織から新しい運動を作り上げるため
Ｈｏｗ（手法）　：会議の開催時刻を含めた新たな運営スタイルを検証し
Ｗｈａｔ（対象）：メンバーが参画しやすい環境改革を実行します。

【外部協力者・種別】

株式会社ワーク・ライフバランス

課題② 会員拡大の支援

【ＳＤＧｓ設定】

【17】持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

18.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

【目指すべき状態の設定】

持続可能な開発のための組織づくりを行う上で、各ＬＯＭのパートナーシップを構築し、ＬＯＭの垣根を越えた拡大体制を作り上げます。

【政策手法（ゴールデンサークル）】

Ｗｈｙ（理由）　：各ＬＯＭの会員拡大に寄与するため

Ｈｏｗ（手法）　：ブロック協議会が拡大情報を集積する機関となり

Ｗｈａｔ（対象）：ＬＯＭの垣根を越えた拡大に対しての情報が飛び交う環境を整備します。

【外部協力者・種別】

ブロック内７ＬＯＭ

課題③ 地域社会でＳＤＧｓを達成していくための事業の実施

【ＳＤＧｓ設定】

【17】持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【目指すべき状態の設定】

これまでＬＯＭが取り組んできたものやメンバー企業が行ってきた事業に対し、ＳＤＧｓの価値観を絡めることで新たなパートナーシップを作り上げます。

【政策手法（ゴールデンサークル）】

Ｗｈｙ（理由）　：県内でＳＤＧｓを推進する企業増やすため

Ｈｏｗ（手法）　：17の目標をもとにメンバー企業の取り組みを分析し、マッチングすることで

Ｗｈａｔ（対象）：新たなパートナーシップを作り上げます。

【外部協力者・種別】
デロイトトーマツ

課題④ 選挙における各種討論会の実施

【ＳＤＧｓ設定】
【11】都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
11. 2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11. 3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
【目指すべき状態の設定】
地域の特色を活かしながら持続可能な社会を考える事業を行い地域住民が地域の強みと問題点を共通認識し、制度を支え、自立した地域を目指します。
【政策手法（ゴールデンサークル）】
Ｗｈｙ（理由）：投票率が年々低下しているため
Ｈｏｗ（手法）：公開討論会を実施することで
Ｗｈａｔ（対象）：地域住民の政治参画意識を高めます。
【外部協力者・種別】
佐賀県庁、佐賀県内各自治体

課題⑤ 国民の安全保障を確立する議論を起こす事業の実施

【ＳＤＧｓ設定】
【16】持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
16. 6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16. 7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
【目指すべき状態の設定】
現行憲法における自衛隊の位置づけや集団的自衛権についても、イデオロギーに依らない冷静な議論を巻き起こします。

【政策手法（ゴールデンサークル）】

Ｗｈｙ（理由）　：日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しているため

Ｈｏｗ（手法）　：国民的な議論を巻き起こすことで

Ｗｈａｔ（対象）：地域住民の安全保障に関する意識を醸成します。

【外部協力者・種別】

自衛隊佐賀地方協力本部

３．アクションプラン

４．１ブロック協議会としての役割

ブロック協議会は佐賀県における調整機関であると考えます。したがって日本ＪＣが推進するブロック協議会連携事業を地域の現状を加味した上で実践し、各ＬＯＭにプレゼンテーションをする必要があります。特にＷＥＢ会議やアウトドア会議をはじめ、組織改革を率先して行い、会議数の減少に歯止めをかけ、組織の活性化をはかります。また、連携事業に関しては、自らが率先して運動を推進することで、結果を検証し、ＬＯＭメンバーや地域住民に対して発信します。さらに、会員拡大におきましては、ブロック協議会がＬＯＭの垣根を越えた入会見込み者情報を集積するプラットフォームとなり、各ＬＯＭの連携をはかるとともにブロック全体の活性化に寄与します。

４．２ブロック協議会独自の事業

日本ＪＣが掲げる戦略を実現する上で必要なことは、行動と検証です。様々な運動を推進する上で、実際に動いた上での発信であればよりメンバーや地域住民に伝わります。佐賀ブロック協議会では例年ブロック大会を持ち回り制にて開催しています。本年はブロック大会開催の主管ＬＯＭと連携し、日本ＪＣが推進する運動の推進をその地域を中心として行います。また、アカデミー同士の絆を深めていくことも会員減少に歯止めをかけるとともに、新たなメンバーを呼び込む上で非常に大切であると考え、日本ＪＣの公式プログラムを学び、地域で実践できるプログラムを作りあげます。さらに、有事の際に空白地域が生まれる事が無いように、防災マップを作成し、ブロック協議会が率先して関わりを持てるよう調整します。そして、佐賀県のインフラにおいて最も大きな問題となっている新幹線西九州ルートについても地域住民の意識喚起を行うとともに議論をおこし、自分たちの地域に対して当事者意識を持った地域住民を増やします。

４．３　１年後の姿

柔軟かつ開放的な組織改革をブロックが率先して行うことで、メンバーがＪＣの組織に対して冷静に見つめなおせる状況をつくりあげるとともに、会員拡大を通じ

てブロック内の交流が生まれ、そこから新たな良循環を生み出せる環境を構築します。また、今日本が掲げる課題に地域ならではの現状を鑑み、ＳＤＧｓという新たなテーマと向き合い、ブロック協議会が試行錯誤を繰り返し、率先して運動を推進することで、そこからビジネスを繋げる事例を一つでも多く実現させます。さらに、国内の安全保障や、地域のリーダーについて特に若い世代を中心とした議論の場を設けることで、当事者意識をもった地域住民を増やし、10年後の地域に対し、多くの人々が想いを馳せ、議論が巻き起こる、活気に満ち溢れた佐賀となります。

公益社団法人日本青年会議所　九州地区　佐賀ブロック協議会
２０２０年度組織図

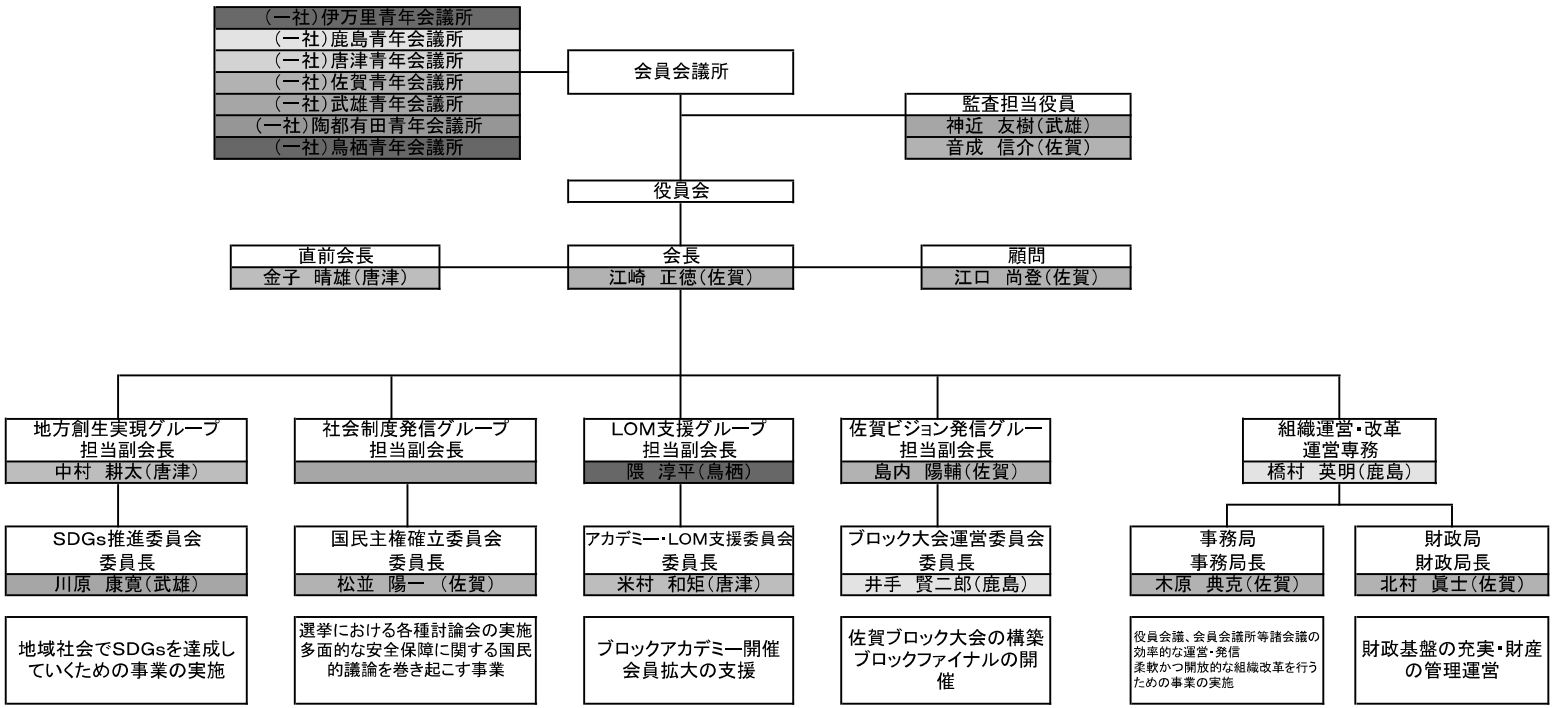

年間事業フレーム

佐賀ブロック協議会

会長　江崎　正徳

全国大会（富山）　世界会議（タリン）　京都会議（京都）　ASPAC（アンコール）　サマコン　全国大会（北海道札幌）　世界会議（横浜）

運動・事業名	9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月				4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月			
	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
柔軟かつ開放的な組織改革を行うための事業の実施	調査研究				本会との連絡・調査								企画・立案				組織改革実施												検証再構築				組織改革実施												推進				検証				報告				引継							
会員拡大の支援	調査研究				本会との連絡・調査								企画・立案				会員拡大連絡会議及び拡大支援																																								報告				引継			
地域社会でSDGsを達成していくための事業の実施	調査研究				本会との連絡・調査								開催地決定				企画・立案				SDGs推進								検証構築				発信				SDGs推進												検証				報告				引継			
選挙における各種討論会の実施	調査研究				本会との連絡・調査								候補日選定				企画・立案				開催可能LOMとの調整				討論会実施																								検証				報告				引継			
多面的な安全保障に関する国民的議論を巻き起こす事業の実施	調査研究				本会との連絡・調査								開催地選定				企画・立案				参加者募集・準備								事業実施				発信				検証				検証結果に基づく提言書作成								自治体へ提言				報告				引継			

平成31年10月29日 現在

佐賀ブロック協議会　2020年度年間スケジュール

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
佐賀ブロック	会員会議所会議		27日（月） 伊万里	26日（水） 陶都有田	26日（木） 鹿島	24日（金） 唐津	26日（火） 武雄	26日（金） 佐賀	27日（月） 鹿島	— —	25日（金） 伊万里	26日（月） 陶都有田	26日（木） 鳥栖	24日（木） 唐津
	正副会長会議		6日（月）	5日（水）	5日（木）	4日（金）	4日（月）	5日（金）	6日（月）		4日（金）	5日（月）	5日（木）	4日（金）
	ブロック委員会		7日（火）	6日（木）	6日（金）	7日（月）	7日（木） 合同委員会	8日（月）	7日（火）		7日（月）	6日（火）	6日（金）	7日（月）
	役員会議		15日（水） 佐賀	13日（木） 佐賀	13日（金） 佐賀	10日（金） 佐賀	15日（金） 佐賀	16日（火） 佐賀	15日（水） 佐賀		15日（火） 佐賀	15日（木） 佐賀	13日（金） 佐賀	15日（火） 佐賀
	主要行事												26日（木） ブロックファイナル	
	LOM理事会	伊万里												
		鹿島	9日（木）	10日（月）	9日（月）	9日（木）	9日（土）	9日（火）	9日（木）	11日（火）	9日（水）	9日（金）	9日（月）	9日（水）
		唐津	6日（月）・31日（金）	19日（水）	9日（月）・30日（月）	15日（水）	1日（金）・22日（金）	10日（水）・30日（火）	20日（月）	7日（金）・28日（金）	18日（金）	7日（水）・28日（水）	16日(月)	2日（水）・17日（木）
		佐賀	6日（月）	3日（月）	2日（月）	2日（木）	1日（金）	1日（月）	2日（木）	4日（火）	1日（火）	1日（木）	4日（水）	2日（水）
		武雄	14日（火）	12日（水）	12日（木）	13日（月）	12日（火）	12日（金）	13日（月）	12日（水）	11日（金）	12日（月）	12日（木）	23日（水）
		陶都有田												
		鳥栖	8日（水）	3日（月）	2日（月）	1日（水）	1日（金）	1日（月）	1日（水）	3日（月）	1日（火）	1日（木）	2日（月）	1日（火）・21日（月）
	LOM例会	伊万里												
		鹿島	17日（水）	17日（土）	17日（土）	17日（火）	18日（木）	18日（月）	17日（火）	17日（金）	18日（火）	16日（水）	17日（土）	14日（水）
		唐津	21日（火）	21日（金）	19日（木）	21日（火）	21日（木）	22日（月）	21日（火）	21日（金）	23日（水）	21日（水）	20日（金）	5日（土）
		佐賀	20日（月）	14日（金）	16日（金）	14日（火）	14日（木）	15日（月）	14日（火）	18日（火）	14日（月）	14日（水）	16日（月）	11日（金）
		武雄	22日（水）	21日（金）	23日（月）	22日（水）	22日（金）	22日（月）	22日（水）	21日（金）	23日（水）	23日（金）	24日（火）	4日（金）
		陶都有田												
		鳥栖	10日（金）	10日（月）	10日（火）	10日（金）	11日（月）	10日（水）	10日（金）	7日（金）	12日（土）	9日（金）	10日（火）	10日（木）
NOM	正副会頭会議		11日(木)	1日(木) 13日(火)	1日(木) 7日(水)	5日(木) 19日(木)	2日(水) 17日(木) 31日(木)	21日(木) 30日(土)	18日(水)		6日(木) 13日(木) 27日(木)	18日(木)	8日(木) 15日(木)	6日(木) 13日(木)
	常任理事会		12日(金)	14日(水)	8日(木)	20日(金)	18日(金)	22日(金)	19日(木)		14日(金)	19日(金)	16日(金)	14日(金)
	理事会		19日(金) 京都	15日(木)	9日(金)	21日(土)	19日(土)	23日(土)	20日(金)		15日(土)	5日(金) 宮崎 20日（土）	17日(土)	15(土)
	ブロック会長会議		19日(金) 京都	15日(木)	9日(金)	21日(土)	19日(土)	23日(土)	20日(金)		15日(土)	5日(金) 宮崎 20日（土）	17日(土)	15(土)
	総会		20日(土) 京都		24日(土) 東京							5日(金) 宮崎		
九州地区	会務正副		9 日（火）	8 日（木）	5日（月）	6日（金）	8日（火）	8日（金）	5日（木）		4日（火）	11日（木）	8日（木）	4日（火）
	地区役員会議		16日（火） （ 熊本 ）	22日（木） （ 鹿児島 ）	20日（火） （ 長崎 ）	23日（月） （ 宮崎 ）	21日（月） （ 鹿児島 ）	25日（月） （ 福岡 ）	17日（火） （ 佐賀 ）		20日（木） （ 大分 ）	22日（月） （ 宮崎 ）	22日（木） （ 熊本 ）	21日（金） （ 長崎 ）
	地区会員会議所		19日（金）						20日（金）				未定	
主要行事	JCI		JCI常任理事会/理事会 （JCI JEM/JBM）				アジア・太平洋地域会議 9日（水） ～12日（土） アジア・太平洋地域会議 24日（木） ～27日（日）	アメリカ地域会議 6日（水） ～9日（土） ヨーロッパ地域会議 13日（水） ～16日（土）	JCI中間常任理事会 （JCI MYE） グローバルパートナーシップサミット （GPS）			JCI世界会議 10/30日（火） ～11/3日（土）		
	NOM		京都会議 （京都） 18日（木） ～21日（日）	金沢会議 （金沢） 16日（金） ～18日（日）					国際アカデミー サマコン （横浜） 21日（土） ～22日（日）			全国大会 宮崎大会 4日（木） ～7日（日）	JCI世界会議 インド 10月30日～11月3日	
	九州地区									九州地区大会 天草				

歴代正副理事長
シニア・クラブ会員名簿
シニア・クラブ規約

歴代正副理事長・専務理事

〔昭和31年度　1956年〕
初代　理事長　七田久夫
副理事長　原敬太郎
〃　片渕善之

〔昭和32年度　1957年〕
2代　理事長　原敬太郎
副理事長　中野正邦
〃　加悦康雄

〔昭和33年度　1958年〕
3代　理事長　村岡栄
副理事長　渋江義朗
〃　西村忠治

〔昭和34年度　1959年〕
4代　理事長　永倉真一郎
副理事長　植松政雄
〃　片渕善之

〔昭和35年度　1960年〕
5代　理事長　片渕善之
副理事長　上野正治
〃　宮原好治

〔昭和36年度　1961年〕
6代　理事長　西村徳蔵
副理事長　高倉秀允
〃　兵働久弥

〔昭和37年度　1962年〕
7代　理事長　高倉秀允
副理事長　稲富義男
〃　兵働久弥

〔昭和38年度　1963年〕
8代　理事長　高倉秀允
副理事長　兵働久弥
〃　塚原堅太郎

〔昭和39年度　1964年〕
9代　理事長　兵働久弥
副理事長　塚原堅太郎
〃　北島文次郎

〔昭和40年度　1965年〕
10代　理事長　塚原堅太郎
副理事長　北島文次郎
〃　竹下忠

〔昭和41年度　1966年〕
11代　理事長　片渕善之
副理事長　竹下忠
〃　田中繁之
〃　鳥谷弘美

〔昭和42年度　1967年〕
12代　理事長　竹下忠
副理事長　香月孝
〃　鳥谷弘美
〃　北島文次郎

〔昭和43年度　1968年〕
13代　理事長　山崎昭三
副理事長　鳥谷弘美
〃　片渕善之
〃　片江正則

〔昭和44年度　1969年〕
14代　理事長　矢羽田立身
副理事長　池田実
〃　鳥谷弘美
〃　内山敬明

〔昭和45年度　1970年〕
15代　理事長　内山敬明
副理事長　岡本益善
〃　伊東敏雄
〃　牛島征四郎

〔昭和46年度　1971年〕
16代　理事長　鳥谷弘美
副理事長　小城原功
〃　小林雅治
〃　片江正則

〔昭和47年度　1972年〕
17代　理事長　伊東敏雄
副理事長　池田実
〃　七田秀徳
〃　永池公一

〔昭和48年度　1973年〕
18代　理事長　池田実
副理事長　江口義雄
〃　佐藤博司
〃　原口朝光

〔昭和49年度　1974年〕
19代　理事長　江口義雄
副理事長　小林雅治
〃　川崎寿朗
〃　楠田陽志郎

〔昭和50年度　1975年〕
20代　理事長　小林雅治
副理事長　小城原功
〃　武富英員
〃　安永宏
〃　中村敏郎

〔昭和51年度　1976年〕
21代　理事長　小城原　功
副理事長　七田秀徳
〃　江頭久
〃　松原良治
〃　芦原清彦
〃　永池公一

〔昭和52年度　1977年〕
22代　理事長　七田秀徳
副理事長　江田良孝
〃　土井洸
〃　田中進
〃　北島恭一

〔昭和53年度　1978年〕
23代　理事長　安永宏
副理事長　松原良治
〃　吉野恭輔
〃　山崎嘉之
〃　倉重末広
専務理事　中原嘉男

〔昭和54年度　1979年〕
24代　理事長　松原良治
副理事長　中村敏郎
〃　富永泰樹
専務理事　佐々木三喜郎

〔昭和55年度　1980年〕
25代　理事長　中村敏郎
副理事長　柿原雄一郎
〃　芦原清彦
〃　宮地敏昭
専務理事　増田正雄

〔昭和56年度　1981年〕
26代　理事長　北島恭一
副理事長　田中進
〃　江里口邦雄
〃　増田正雄
〃　平龍三郎
専務理事　田中洋介

〔昭和57年度　1982年〕
27代　理事長　宮地敏昭
副理事長　山崎雅秀
〃　古賀和夫
〃　倉重末広
〃　吉川笛浦
専務理事　井手保昌

〔昭和58年度　1983年〕
28代　理事長　吉川笛浦
副理事長　横尾和正
〃　坂井博之
〃　小城原進
〃　音成日佐男
専務理事　古賀久志

〔昭和59年度　1984年〕
29代　理事長　井手保昌
副理事長　来田伸吾
〃　村岡安廣
〃　元石泰史
〃　藤木泰則
専務理事　中原誠

〔昭和60年度　1985年〕
30代　理事長　倉重末広
副理事長　竹下豊明
〃　古瀬英治
〃　古賀譲治
〃　小城原進
〃　小原嘉文
専務理事　原田親

〔昭和61年度　1986年〕
31代　理事長　小城原進
副理事長　古賀譲治
〃　野田豊秋
〃　古賀久志
〃　秀島宣雄
〃　小原嘉文
専務理事　清水信弘

〔昭和62年度　1987年〕
32代　理事長　古賀譲治
副理事長　円田稔
〃　音成日佐男
〃　平川哲男
〃　秀島宣雄
〃　笠慶宣
専務理事　西久保孝幸

〔昭和63年度　1988年〕
33代　理事長　小原嘉文
副理事長　小川洋介
〃　武富邦博
〃　田中利典
〃　高園善幸
専務理事　宮原直樹

〔平成元年度　1989年〕

34代	理事長	田中利典
	副理事長	内田　健
	〃	田中洋介
	〃	武富邦博
	〃	片岡新治郎
	〃	寺田和正
	専務理事	秀島宣雄

〔平成2年度　1990年〕

35代	理事長	武富邦博
	副理事長	伊原政行
	〃	矢ケ部淳司
	〃	吉村英夫
	〃	八田康博
	〃	大島　隆
	専務理事	江里口秀次

〔平成3年度　1991年〕

36代	理事長	江里口秀次
	副理事長	中野典正
	〃	寺田和正
	〃	高園善幸
	〃	橋口浩敏
	〃	中尾清一郎
	専務理事	植松幹博

〔平成4年度　1992年〕

37代	理事長	大島　隆
	副理事長	野口　寛
	〃	木原奉文
	〃	宮原直樹
	〃	品川誠一郎
	〃	中原正博
	専務理事	江頭弘美

〔平成5年度　1993年〕

38代	理事長	中尾清一郎
	副理事長	寺田和正
	〃	土井敏弘
	〃	板谷　悟
	〃	橋口浩敏
	〃	菅　謙一郎
	専務理事	伊東慎也

〔平成6年度　1994年〕

39代	理事長	土井敏弘
	副理事長	中原正博
	〃	嬉野勝利
	〃	吉松潤二
	〃	原　健三
	〃	山下雄司
	専務理事	塚原裕一

〔平成7年度　1995年〕

40代	理事長	嬉野勝利
	副理事長	武富公二
	〃	大下博行
	〃	大坪恵介
	〃	吉田裕一郎
	〃	山下雄司
	専務理事	山本康徳

〔平成8年度　1996年〕

41代	理事長	山下雄司
	副理事長	岩井　真
	〃	武富公二
	〃	吉田裕一郎
	〃	竹内一弘
	〃	香月道生
	専務理事	千綿正明

〔平成9年度　1997年〕

42代	理事長	武富公二
	副理事長	中山晴義
	〃	井福幸弘
	〃	塚原裕一
	〃	大坪恵介
	〃	恒松　勇
	専務理事	香月道生

〔平成10年度　1998年〕

43代	理事長	大坪恵介
	副理事長	鳥屋正人
	〃	千綿正明
	〃	杉町利朗
	〃	岸川正人
	〃	山本康徳
	専務理事	福岡龍一郎

〔平成11年度　1999年〕

44代	理事長	鳥屋正人
	副理事長	福岡龍一郎
	〃	伊東慎也
	〃	香月道生
	〃	川原常宏
	〃	小宮清隆
	専務理事	武富英揮

〔平成12年度　2000年〕

45代	理事長	山本康徳
	副理事長	福岡　桂
	〃	古賀安浩
	〃	川原常宏
	〃	田島広一
	〃	松永夕雅
	専務理事	小宮清隆

〔平成13年度　2001年〕
46代　理事長　田島広一
副理事長　小宮清隆
〃　永田智
〃　坂口忠久
〃　北村栄一郎
〃　末次直栄
専務理事　太田博幸

〔平成14年度　2002年〕
47代　理事長　坂口忠久
副理事長　永田智
〃　松尾弘志
〃　荒木孝一
〃　清正夫
専務理事　藤崎和子

〔平成15年度　2003年〕
48代　理事長　末次直栄
副理事長　真崎俊夫
〃　石原隆英
〃　荒木孝一
〃　伊藤孝志
〃　下津浦信啓
専務理事　松永夕雅

〔平成16年度　2004年〕
49代　理事長　松永夕雅
副理事長　松尾弘志
〃　大久保孝司
〃　城野大輔
〃　北川弘樹
専務理事　下津浦信啓

〔平成17年度　2005年〕
50代　理事長　北川弘樹
副理事長　森裕章
〃　居石昭彦
〃　大久保孝司
〃　橋詰空
専務理事　西岡聖師

〔平成18年度　2006年〕
51代　理事長　西岡聖師
副理事長　森裕章
〃　江頭勝
〃　橋詰空
〃　古賀浩之
〃　川代勇一
アドバイザー　古賀満美
専務理事　福田真也

〔平成19年度　2007年〕
52代　理事長　森裕章
副理事長　下津浦信啓
〃　居石昭彦
〃　服巻哲也
〃　井田政和
〃　川代勇一
専務理事　小原晴義

〔平成20年度　2008年〕
53代　理事長　橋詰空
副理事長　古賀浩之
〃　川代勇一
〃　城野大輔
〃　吉原崇己
専務理事　井田政和

〔平成21年度　2009年〕
54代　理事長　古賀浩之
副理事長　合瀬博俊
〃　北村悟
〃　吉原崇己
〃　村塚敏之
専務理事　川代勇一

〔平成22年度　2010年〕
55代　理事長　合瀬博俊
副理事長　小原晴義
〃　川原田浩二
〃　長戸和光
〃　木下壮太郎
〃　荒尾彰
専務理事　相原宏

〔平成23年度　2011年〕
56代　理事長　小原晴義
副理事長　木下壮太郎
〃　黒髪清尊
〃　村塚敏之
〃　荒尾彰
〃　相原宏
専務理事　吉原崇己

〔平成24年度　2012年〕
57代　理事長　木下壮太郎
副理事長　荒尾彰
〃　木下直哉
〃　相原宏
〃　平川浩司
〃　江口尚登
専務理事　村塚敏之

〔平成25年度　2013年〕

58代	理事長	荒尾　彰
	副理事長	相原　宏
	〃	木下直哉
	〃	中村政寿
	〃	江口尚登
	〃	平川浩司
	専務理事	久保和則

〔平成26年度　2014年〕

59代	理事長	相原　宏
	副理事長	中村政寿
	〃	江口照善
	〃	関　洋太郎
	〃	中島健太郎
	専務理事	木下直哉

〔平成27年度　2015年〕

60代	理事長	江口尚登
	副理事長	中島健太郎
	〃	前田博己
	〃	堤　雄亮
	〃	関　洋太郎
	専務理事	江口照善

〔平成28年度　2016年〕

61代	理事長	中島健太郎
	副理事長	関　洋太郎
	〃	堤　雄亮
	〃	米田国生
	〃	江崎正徳
	専務理事	大塚　浩

〔平成29年度　2017年〕

62代	理事長	関　洋太郎
	副理事長	米田国生
	〃	真子　勝
	〃	新居　武
	〃	川上大輔
	〃	大塚　浩
	専務理事	瀧本　潤

〔平成30年度　2018年〕

63代	理事長	米田国生
	副理事長	平川浩司
	〃	松尾隆臣
	〃	新居　武
	〃	徳永康宏
	〃	小柳敬寛
	専務理事	江崎正徳

〔令和元年度　2019年〕

64代	理事長	江崎正徳
	副理事長	瀧本　潤
	〃	西村祐二郎
	〃	音成信介
	〃	島内陽輔
	〃	松瀬寿和
	専務理事	前田博己

佐賀青年会議所シニア・クラブ規約

第1条　名　　称

本会は佐賀青年会議所シニア・クラブと称する。

第2条　事務所

本会の事務所は佐賀青年会議所事務局に置く。

第3条　目　　的

本会は佐賀青年会議所に籍のあった者が会員相互の親睦を図ると共に佐賀青年会議所の活動を支援する事を目的とする。

第4条　事　　業

本会は目的の範囲内に於て次の事項を行う。

・　会員総会・役員会に於て、決定された事項

・　佐賀青年会議所より委託された事項

第5条　会員資格及び会費・入会金

佐賀青年会議所に籍のあった者（但し正会員の年齢制限を越えた者）は所定の手続きを経、役員会の承認の上本会に入会する事ができる。

・　佐賀青年会議所の会費を完納している事。

・　前条の入会に際しては、入会金10,000円を納入するものとする。

・　会費は年間会費とする。

　会費は前納とし毎年三月末までに納入しなければならない。

・　年間会費が未納の会員については、その年度の会員としての処遇を受けられない。

第6条　退会除名

退会を希望する会員は退会届を提出しなければならない。年度途中で退会しても既納の入会金及び会費は返還しない。

・　会員がクラブの体面を傷つけ又主旨に反する行為があった時は除名される事もある。

第7条　総　　会

本会は毎年一月会員総会で開催する。又必要に応じて役員会を開催する。

総会においては予算・決算の承認、役員の選任・解任、本会規約の設定変更を行う。

理事会においては総会に提出すべき事項、総会から委任された事項その他必要な事項を審議処理する。

且つ佐賀青年会議所の会合の出席については役員会が必要と認めた時。

第8条　基　　金

本会の運営に必要な経費は、会費を基金としてその基金より生ずる収入を以って、これに充当することを原則とする。

第9条　役　　員

本会に次の役員を置く。

但し、年齢は満50歳未満の者とする。

会　　長　　1名

副 会 長　　2名

理　　事　　10名以内

監　　事　　2名以内

理事及び監事は会員総会に於て選出する。

会長は理事の互選により定める。

会長は会員総会・役員会を招集しつつ且つ佐賀青年会議所の連絡の任に当たる。

役員の任期は二年とし、重任を妨げない。

第10条　本会の事業年度は1月1日より同年12月31日までとする。

第11条　本規約の設定及び変更は佐賀青年会議所役員会へ通達する。

附　　則

本規約は、平成9年1月1日から施行する。

平成8年1月17日改正

２００９.１１.２　制定

（一社）佐賀青年会議所
防災危機管理マニュアル

（一社）佐賀青年会議所防災危機管理マニュアル要綱

防災危機管理マニュアルの主旨と目的

主旨　：　命を尊び、市民とまちの為に、災害に毅然と立ち向かう（一社）佐賀青年会議所メンバーの危機管理活動をここに定める

目的　：　災害発生時・非常時に自身、家族、近隣の安全確保を行い、速やかに集合し、円滑な対応と確実な災害対策活動を行い、被害を最小限に防ぎ、早期復興を最大限の努力で全うする事。

対策本部・実行本部の設置と構成

１．対策本部の設置

① 非常事態宣言が発令され、災害が発生した場合とする。

② 対策本部長、対策本部役員が協議の上、発動をした場合とする。

２．対策本部構成員

① 対策本部長を理事長とする。

② 対策副本部長を直前理事長と顧問、監事とする。

③ 対策本部役員を理事長、副理事長、顧問、専務理事、監事とする。

（36 時間以内に集合した常任理事・理事より対策本部長が指名する、災害対策部隊６名を含む）

対策本部には、対策本部長、対策副本部長２名以上、対策本部役員以下、
役割ごとに分けて、次の担当部隊を置く。
（本部事務局長、本部設営備品、情報収集対応、情報発信対応、救援物資対応、ボランティア受入、ボランティア活動）の各部隊

３．実行本部構成員

① 実行本部役員を常任理事・理事とする。

② 実行本部員を佐賀青年会議所メンバーとする。

被害状況により、集まるメンバーや時期が異なる上、交代要員も含め多くの人手が必要となるが、揃うまで待つのではなく、対策本部長の指示の下、集まったメンバーで、必要な人員を分担し対応する柔軟な必要があると考える。

４．対策本部・実行本部の設置場所

① 第一候補地を、佐賀青年会議所会館とする。

② 第二候補地を、神野小学校とする。（佐賀青年会議近隣の市指定避難所施設）

５．対策本部・実行本部構成員の集合時間

① 対策本部構成員の集合時間は、災害発生時より速やかに集合する。
（理事長、副理事長、顧問、直前理事長、専務理事、監事）

② 実行本部役員の対策本部役員より連絡が入り次第、速やかに集合する。
（理事メンバー）

③ 実行本部員の集合時間は、実行本部役員より連絡入り次第、速やかに集合する。
（会員メンバー）

＊ メンバー本人、家族、近隣住民の安全と避難を最優先して、地域、避難所等で、災害応急対策活動を行い、状況把握・情報収集をした後、本部（佐賀青年会議所）に集合し、安否・情報、状況報告の上、対策本部長指示の下活動を開始する。

６．対策本部・実行本部の解散

対策本部役員、実行本部長が協議の上、解散とする。

７．見直し訓練

（一社）佐賀青年会議所防災危機管理マニュアルの定期的な見直しを行うものとする。
また、災害訓練等の実施を行うものとする。

８．本マニュアルの管理責任者

対策本部専務（専務理事）保管する。

9．災害時対策組織表

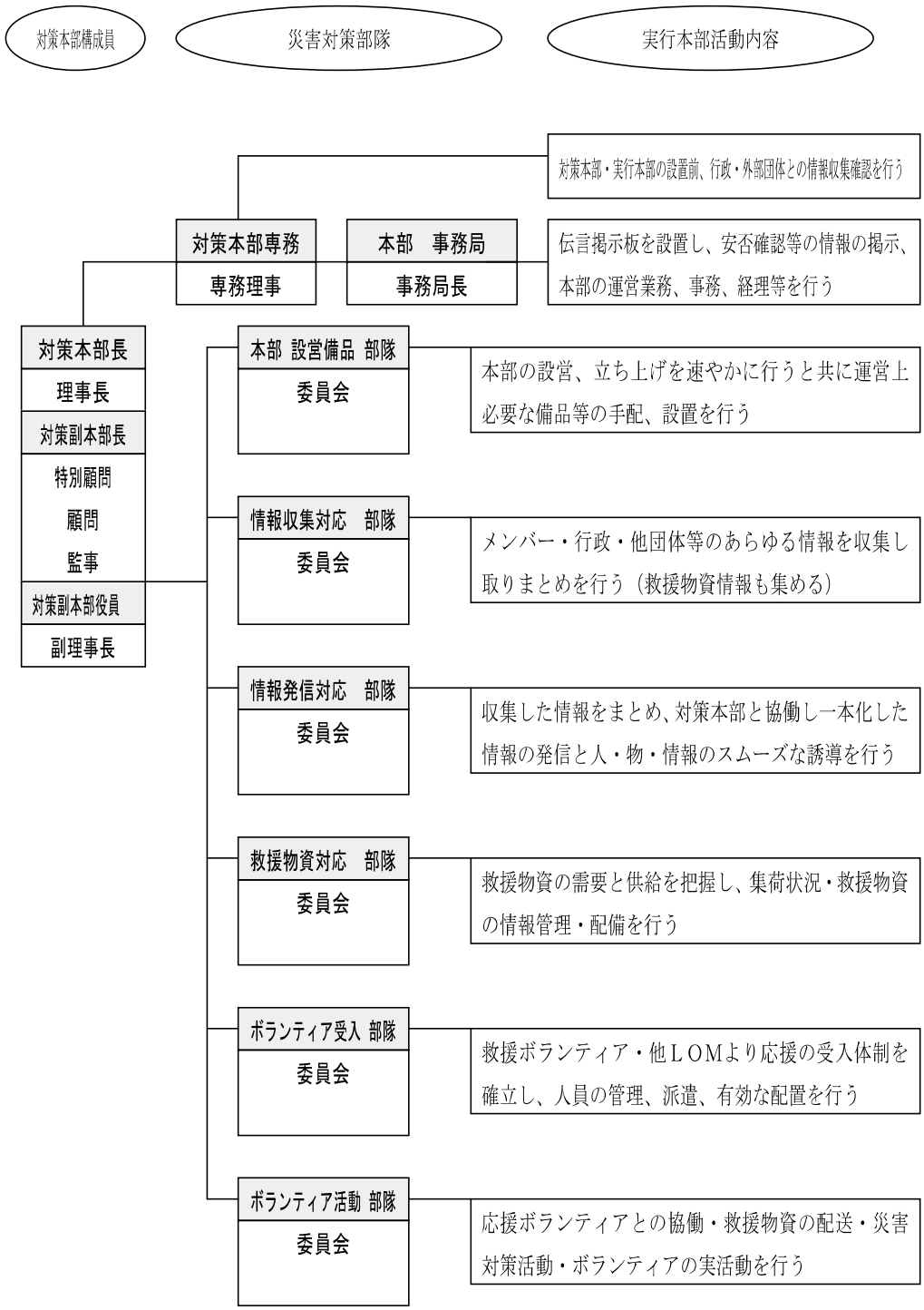
対策本部構成員
災害対策部隊
実行本部活動内容
対策本部・実行本部の設置前、行政・外部団体との情報収集確認を行う
対策本部専務
専務理事
本部　事務局
事務局長
伝言掲示板を設置し、安否確認等の情報の掲示、本部の運営業務、事務、経理等を行う
対策本部長
理事長
対策副本部長
特別顧問
顧問
監事
対策副本部役員
副理事長
本部 設営備品 部隊
委員会
本部の設営、立ち上げを速やかに行うと共に運営上必要な備品等の手配、設置を行う
情報収集対応　部隊
委員会
メンバー・行政・他団体等のあらゆる情報を収集し取りまとめを行う（救援物資情報も集める）
情報発信対応　部隊
委員会
収集した情報をまとめ、対策本部と協働し一本化した情報の発信と人・物・情報のスムーズな誘導を行う
救援物資対応　部隊
委員会
救援物資の需要と供給を把握し、集荷状況・救援物資の情報管理・配備を行う
ボランティア受入 部隊
委員会
救援ボランティア・他ＬＯＭより応援の受入体制を確立し、人員の管理、派遣、有効な配置を行う
ボランティア活動 部隊
委員会
応援ボランティアとの協働・救援物資の配送・災害対策活動・ボランティアの実活動を行う

10. 情報収集・発信先

災 害 時 連 絡 表

（JC関係機関）

氏名	電話	氏名	電話
佐賀JC	0952-32-1565	鳥栖JC	0942-82-7275
伊万里JC	0955-23-3616	陶都有田JC	0955-42-2097
鹿島JC	0954-62-5656	佐賀ブロック協議会	0952-32-1565
唐津JC	0955-73-7205	九州地区協議会	092-411-9936
武雄JC	0954-23-4333	日本JC	03-3234-5601

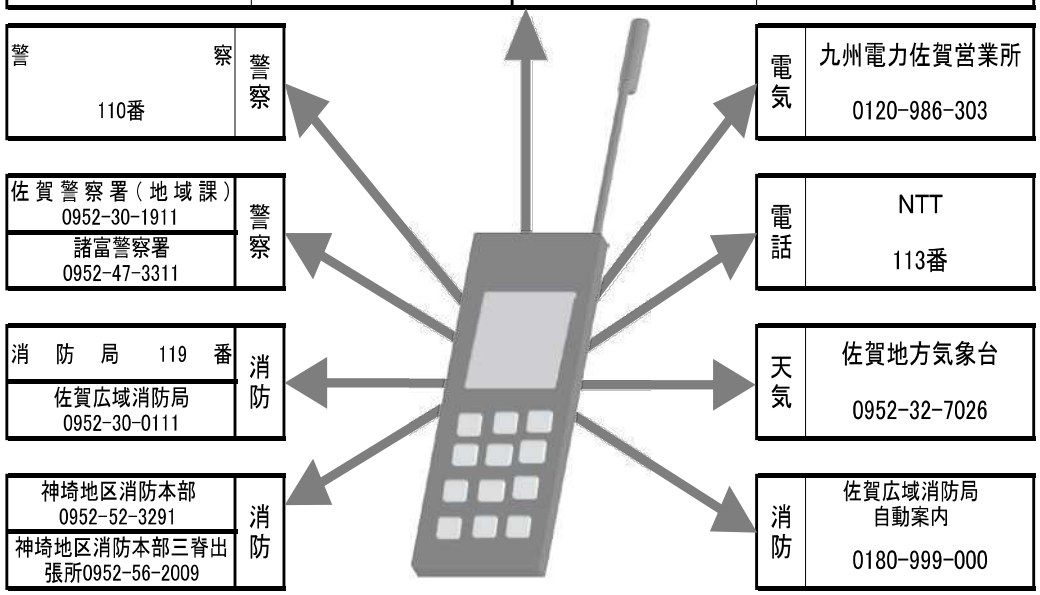

（行政関係機関）

氏　　名	電　　話	氏　　名	電　　話
佐賀市役所(災害対策本部)	0952-24-3151	佐賀市東与賀支所	0952-45-1021
佐賀市諸富支所	0952-47-2131	佐賀市久保田支所	0952-68-2111
佐賀市大和支所	0952-51-2426	佐賀市三瀬支所	0952-56-2111
佐賀市富士支所	0952-58-2111	佐賀市川副支所	0952-45-1111

災害時対応フローチャート

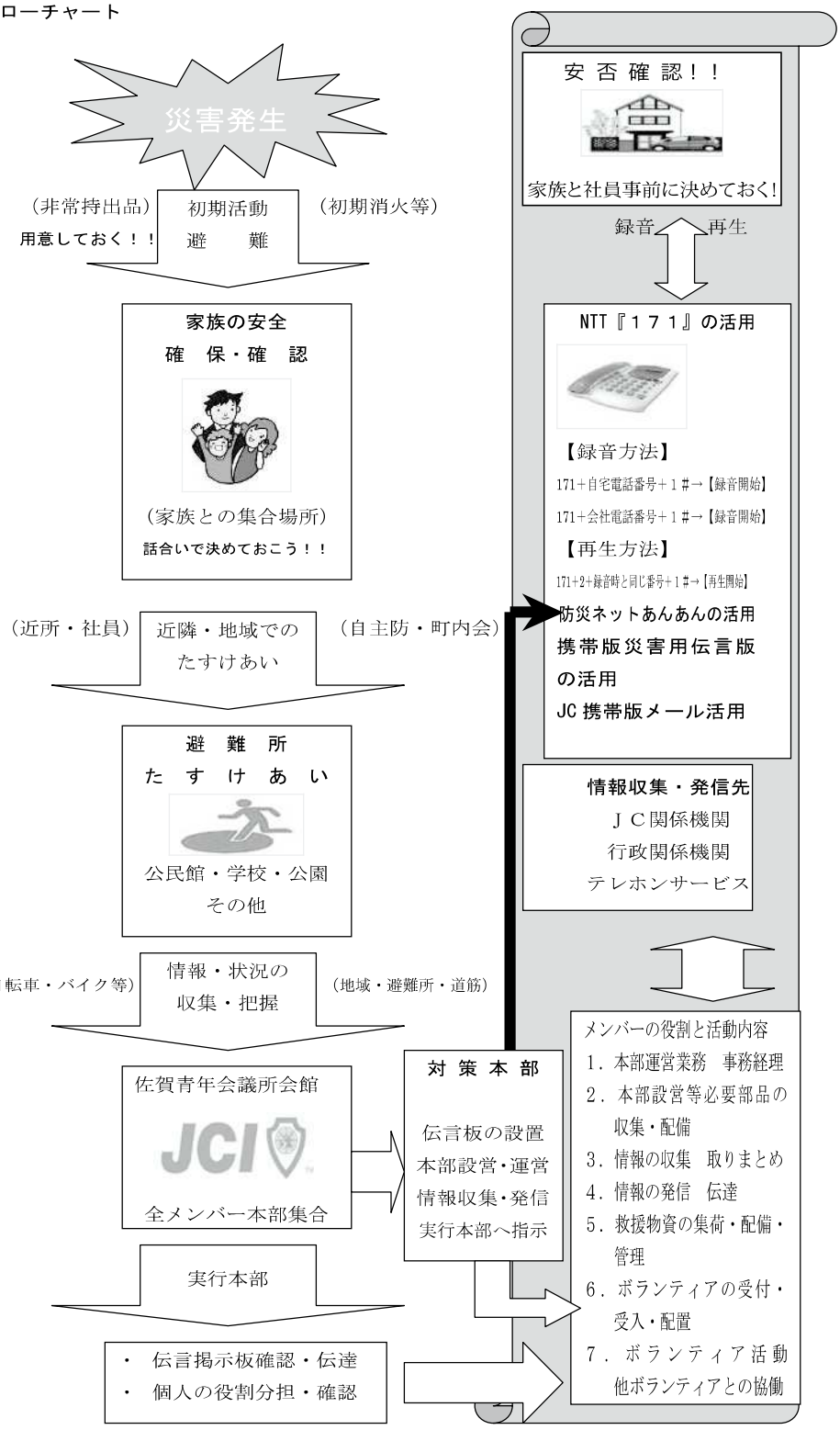

一般社団法人佐賀青年会議所の
ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

ツイッターやフェイスブックやブログに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や生活において欠かすことのできない重要な情報手段となりつつあります。

（一社）佐賀青年会議所活動においても、これらソーシャルメディアを有効に活用することで、LOM内外への情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じ会員間の交流の促進や、市民の意見を聴取することが可能となっており、今後ますます会員同士また市民・行政との相互関係の構築に当たっては重要な手段となることが見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼした企業の例など、リスク対策をしっかり行わなければならない面もあります。そのため、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解する必要があります。

そこで、（一社）佐賀青年会議所会員各位（以下「LOMメンバー」といいます。）において、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用できるよう、LOMメンバーがソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「（一社）佐賀青年会議所のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定することとしました。

1 ソーシャルメディアの定義

フェイスブック、ブログ、ツイッター、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

2 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、LOMメンバーが留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、（一社）佐賀青年会議所の会員（LOMメンバーと）としての身分を有する者に対して適用されます。

4 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

（1）LOMメンバーがソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、（一社）佐賀青年会議所の会員であることの自覚と責任を持たなければなりません。

（2）関係法令および佐賀青年会議所の定款をはじめとする各種規定等を遵守しなければなりません。

（3）基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。

（4）発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。

（5）意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。

また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。

（6）次に掲げる情報は発信してはなりません。

① 不敬な言い方を含む情報
② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
④ 単なる噂や噂を助長させる情報
⑤ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
⑥ その他公序良俗に反する一切の情報

5 ソーシャルメディアを利用して、（一社）佐賀青年会議所活動に関する情報を発信する際の留意事項

（1）（一社）佐賀青年会議所及び佐賀青年会議所に利害関係にある者は、団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。

（2）（一社）佐賀青年会議所及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。

（3）（一社）佐賀青年会議所のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。

（4）（一社）佐賀青年会議所の活動に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する必要があります。

（5）自らは直接関わらない事項であっても、（一社）佐賀青年会議所に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では（一社）佐賀青年会議所の会員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要があります。

2019年度　事業報告

2019年度　一般社団法人 佐賀青年会議所
理事長報告

第64代理事長　江崎　正徳
副 理 事 長　瀧本　　潤
副 理 事 長　西村祐二郎
副 理 事 長　音成　信介
副 理 事 長　島内　陽輔
副 理 事 長　松瀬　寿和
専 務 理 事　前田　博己

2019年度スローガン

郷土愛

～ 若者らしい発想とJAYCEEとしての誇りを胸に新しい時代を築きあげよう ～

これまででは考えられないようなスピードで進化し、多様な価値観、仕組みが入り交じる今の世の中。しかしながら、私たちの活動の根底にあるものだけは忘れずに持ち続けていたい。そのような想いをもって本年度のスローガンを「郷土愛」としました。

２０１９年度の活動を終えようとしている今、私が強く感じていることはこの一年間関わっていただいた全ての方々に対しての感謝の気持ちです。地域の皆さまをはじめ、全国各地の青年会議所メンバーの皆さま、そして何より本年の佐賀青年会議所メンバーの皆さまがそれぞれの立場で組織の事を考えて活動していただいたお陰で２０１９年度の佐賀青年会議所は活動を全うできたと考えております。

一年間の活動報告を各委員会の職務に沿って報告します。

【郷土愛溢れるまちづくり委員会】

第４８回佐賀城下栄の国まつりに本年も参画しました。こちらも多くの方々のご協力のもと、開催することができました。中でも本年は防災に対しての意識付けを行いたいという想いのもと、自衛隊をはじめ市民活動団体の皆さまと協働で防災フェスを開催し、非常に多くの方々に足を運んでいただくことができました。栄の国まつりへの参画は佐賀市を拠点として活動する私たちにとって非常に大きな意味を持っています。今後は５０回目の栄の国まつりを節目の年と捉え、多くの方々を交え、どのようなまつりを構築すべきかを協議していく必要があります。

【人づくり委員会】

私たちには会員拡大という毎年の目標があります。全ての委員会でその目標を共有していますが､人づくり委員会では担当の窓口として､拡大に対しての大きなプレッシャーがあったと思います。その中でも最後まであきらめずに拡大に尽力していただき、メンバー数こそ前年対比で減少となりましたが、１７名の新しいメンバーに入会していただくことができました。また、委員会の事業として、市長と語る会を企画していただき、当日は市内の青年団体を交えて秀島市長と交流することができました。どのような団体とも中立な立場として交流できる組織は限られていますので、今後も継続していければと考えております。

【国際委員会】

姉妹ＪＣである台南市新營国際青年商会との交流は本年で３５年目を迎えました。通常でしたら訪問と受入れを毎年交互に行っておりましたが、本年は受入れの年であると同時に新營国際青年商会の４０周年ということで多くのメンバーと共に訪問して参りました。１１月の受け入れ時には秀島市長をはじめとした佐賀市の皆さま、江里口市長をはじめとした小城市の皆さまに大変なご協力いただき、素晴らしいおもてなしをすることができました。台南市長からも都市間の交流を育む上で青年会議所の活躍に期待しているとのメッセージをいただき、今後も青年会議所間だけではなく、相互の都市の発展に寄与できる交流をし続けていく必要があります。

【ビジネス委員会】

近年青年会議所で定着しつつあるビジネス系の委員会では、メンバー向けのビジネスセミナーを行いつつ、対外事業としてＳＤＧｓとビジネスをいかに結び付けていくかを考えるセミナーを開催しました。２０１５年に国連で採択されたこの国際社会共通の目標は、意識せずとも今後私たちの社会の中に浸透していく大きな存在となります。非常に大きく漠然としたものとして片づけていくのか、自分たちの社業や活動の中に取り入れていくかで数年後のあり方は大きく変わっていくのではないでしょうか。今後は学ぶだけではなく、実践することが必要です。

【広報委員会】

私たちが発信するメッセージを多くの人々に伝える上で、広報は非常に重要な役割を持っています。これは青年会議所だけではなく、ビジネスにおいても大変重要なことであり､メンバーに向けて広報戦略の重要さ､考え方を学ぶ機会を提供するとともに､様々な広報手段にチャレンジしてまいりました。特に、ＬＩＮＥ@を活用した広報手段も実践しましたが、やはり広報に関してはすぐに結果へと結びつけるのは非常に難しく、登

録者数は伸び悩む結果となりました。しかしながら、ＨＰでは閲覧者数が非常に増加し、タイムリーな情報の更新の必要性を再認識しました。今後もきめ細やかな情報発信の意識を持ち続ける事が必要です。

【地域コミュニティ構築委員会】

学校で学ぶ内容は限られています。しかしながら、子どもの時期に学ぶべきことは無数にあります。そのようなものを郷土と結びつけながら提供できないかと考えて当委員会を構築しましたが、青年会議所としては比較的長い期間で学生と協働し、教育プログラムをブラッシュアップした事業を実施することができました。当日は多くの参加者でにぎわい、それぞれのグループにおきまして、新しい交流が生まれました。また、参加された多くの子供たちに経済について学び、興味を持てたという評価をいただくことができました。今後も様々な形で子どもたちにとっての学びや出会いの機会を提供する必要があります。

【次世代環境委員会】

以前は川辺で遊んでいる子どもたちも大勢いましたが、時代の移り変わりとともに徐々にそのような光景を目にすることも少なくなりました。私たちの活動拠点である佐賀市は日本有数のクリークを持ち、毎年１０万を超える人々が参加する河川清掃「川を愛する週間」など、水との関係性が非常に高い地域でもあります。その様な中、子ども達に河川に対しこれまでとは違う角度から興味を持ってもらいたいという気持ちを持って事業を構築しました。当日は会場近辺で別のイベントも開催されていたこともあり、当初想定していた人数を大幅に上回る来場者数があり、お堀で生活している生き物に触れ、様々な角度から河川に対し向き合える事業を実施することができました。今後は河川をはじめとする水資源の活用方法についても考えていく必要があります。

【総務委員会】

総務委員会では、諸会議、総会の設営運営をはじめ組織の屋台骨としての活動を行っていただきました。なかなか陽の目を浴びる機会が少ない委員会ではありますが、あたりまえのように行えた事業を裏側からサポートしていただいたお陰で当初計画していた全ての事業が無事に終えることができました。対外的な活動としても年末に開催した献血運動において大きな成果を出していただいております。当たり前のことを最後までしっかりとやり通す。この非常にシンプルでありながら大変なミッションをこれからもやり遂げていくとともに、これまでのやり方ばかりにとらわれず、新たな価値観を受入れ、活気に満ち溢れた組織の在り方を模索し続けることが必要です。

平成から令和へと新たな時代への転換期である２０１９年。この節目の年に理事長として活動できたことは本当に幸せなことでした。上述したとおり、各委員会を中心に様々な活動、運動ができましたし、スポーツ面におきましても「公益社団法人日本青年会議所　第６８回全国大会富山大会～ＪＣ全国野球大会　ｉｎ　となみ～」において佐賀青年会議所初となる全国大会の優勝も経験させていただきました。特に印象深かったのは全ての事業、活動、運動においてメンバーが笑顔だったことです。地域のために活動するとはいえ、それまでの過程では辛いこと、悲しいこと、きついこと、悔しいこと、色々な事があったと思います。それでも仲間が増え、成長し、最後は皆が笑顔になれる。これほど素晴らしい経験をさせていただける団体とメンバー、これまでこの団体を作り上げていただいた先輩諸兄姉、活動・運動を理解し支えていただいている全ての方々に感謝し、２０１９年度の報告といたします。

総務委員会　事業報告

委員長　松尾玖美
副委員長　松尾延寿
副委員長　古賀正大
運営幹事　田中徳晃
運営幹事　峰　一智

本年度の総務委員会は、通常の理事会や総会の運営・設営に加え、京都会議のアテンド、シニア総会の運営、献血運動と様々な担いを頂き、１年間活動を行ってきました。

年間を通じ、理事会や総会の運営・設営では、各委員会の事業が最大限に成果を上げられるように、従来からの７・５・３システムを継承し、理事メンバーには、資料を余裕もって事前に目を通してもらえることで、活発な意見が出る理事会運営を徹底致しました。そして、添付資料の不備や、誤字脱字等のチェックを委員会メンバー全員で行った結果、効率性がよくなり、より精度の高い理事会に繋がり、ほぼ通年において定刻通りに会議が終われたと考えます。

年初めの１月には､新たな活動の幕開けの場として開催される京都会議のアテンドに向けては、早い段階からスタッフ間で連携しながら準備を進め、現地調査にも委員会メンバー数人で京都まで足を運んだおかげで、余裕も持ってメンバーの支援ができ、特に問題もなく無事に担いを終えることができました。１年間を活動する気概を持って頂く機会をサポートできたというこの成功は、前田専務、西村室長、スタッフをはじめとするメンバーが一丸となる礎ともなりました。

そして、息をつく暇もなく京都会議から帰ってきた翌日には１月総会が開催され、その翌週にはシニア総会が開催されました。シニア総会では、先輩たちに今年度の理事メンバーのお披露目となるため緊張感をもった総会になり、先輩たちから叱咤激励を受け、又一歩理事メンバーとしての責任感が増したアテンドになりました。

又、１２月の年末の瀬戸際にゆめタウンさがで２０１９献血事業をさせて頂きました。予定より大分遅い時期での開催になったのですが、当日は数多くの一般の方をはじめ、ＬＯＭメンバーもたくさん来ていただき、佐賀青年会議所のこれまでの献血事業を継続することで、繋がれていく重みを肌で感じる運動になりました。

最後に、一年間総務委員長としては全く役割を全うすることができず、前田専務、西村室長をはじめとする、委員会メンバーの全ての皆様にご迷惑をお掛けしましたことは、深くお詫び申し上げます。総務としての役割が分からない私に１年間助けてもらったことは、本当に心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

郷土愛満ち溢れるまちづく委員会　事業報告

委員長　副島浩司
副委員長　森永正昭
副委員長　江口功一
運営幹事　光吉勝助
運営幹事　成清　光

２０１９年度郷土愛満ち溢れるまちづくり委員会では、「まちづくり事業の企画・運営」をメイン事業とし、「７月例会の企画・運営」、「クリスマス会事業の企画・運営」そして各種大会のアテンド実施致しました。

まずは、７月に開催いたしました例会では、長きに亘り諸先輩が継承されてきた佐賀城下栄の国まつりで同日開催してこられた事業のご紹介をし、入会３年未満のメンバーへ周知することにより参加意欲を高める例会を開催致しました。

そして、迎えた８月３日、４日の第４８回佐賀城下栄の国まつりでは、今年もまた、市民の皆様が最も楽しみにして頂いてる花火を打ち上げる為にメンバー全員で協賛金を集めて頂いたので花火が打ち上がるまでドキドキでしたが今年は天候にも恵まれ打ち上げることが出来ました。花火が上がった時の市民の皆様の拍手を耳にした時は、今までの人生で体験する事ができない程の感動を感じましたし、メンバーや先輩方には、大変感謝しています。今でも自分の人生において一生忘れる事の出来ない大切な思い出です。

まちづくり事業に関しては、「防災フェス２０１９」を開催し自衛隊佐賀地方協力本部のご協力頂き災害時に活動される自衛隊車輌の展示や、佐賀広域消防局のご協力頂き消火活動模擬体験また、日本レスキュー協会にご協力頂き、災害時の捜索犬やセラピー犬とふれあう体験ブースを設け、市民の皆様に防災、減災について考えて頂く機会を提供いたしました。来場して頂いた市民の皆様からは、家族で今一度災害時に出来ることや避難場所を再確認する事が出来ました。ありがとうございましたと、言って頂きました。開催当日も多くのメンバーにご協力いただきましたので、佐賀青年会議所メンバーの結束力で成し得た事業でした。

また、クリスマス交流会をロイヤルチェスターＳＡＧＡで開催いたしました。企画段階では参加人数があまり見込めないんではないかと心配していましたが、メンバーのご協力もあり１００名オーバーの参加人数には大変驚きました。日頃ご協力いただいているメンバーのご家族様には大変喜んで頂くことができ、日頃の家族への感謝の気持ちを込めてメンバー全員でおもてなしすることが出来ました。

最後に、江崎理事長の「郷土愛」のもと今年一年は本当に色んな事を学ばせて頂きました。江口特別顧問、徳永監事、瀧本副理事長、古川室長、一年間温かく見守って頂きありがとうございました。そして、委員会スタッフ、委員会メンバー全員に心から感謝しています。大切な仲間に出会えて嬉しかったです。２０１９年度卒業された先輩方の心温まるお言葉に熱く感謝致しております。

以上を２０１９年度郷土愛満ち溢れるまちづくり委員会の事業報告とさせていただきます。

人づくり委員会　事業報告

委員長　新　　大介
副委員長　北村眞士
副委員長　松尾陽介
運営幹事　川﨑陽一朗
運営幹事　舩津和弥

２０１９年度人づくり委員会では、会員の研修、交流、拡大を大きな柱として、一年間、様々な事業に取り組んで参りました。

まず、当委員会のメイン事業として「市長と語る会・異業種交流会」を開催しました。この事業では、これからの地域を担っていく佐賀青年会議所をはじめとした各種青年団体が、自らの地域の実情や課題等を把握し青年間で共有するとともに、団体の垣根を越えた交流を深めていくことを目的に、佐賀市長と青年が意見を交わす機会を設けました。この事業の趣旨にご賛同いただきました佐賀商工会議所青年部、佐賀市北商工会議所青年部、佐賀市南商工会議所青年部の方々にご参加いただき、ともに地域について学び、市長と青年との意見交換を行いました。その後の交流会を開催し、団体間の交流を深め今後の協力関係の構築につなげました。今回の事業をきっかけとしたこのつながりが、各団体が展開する今後の運動や事業に活かされ、より良い地域の発展に寄与していくことを期待しております。

次に会員の拡大について当委員会が主導して行って参りました。結果としては、委員会として力が及ばずに会員拡大の目標に達せず、次年度が会員数１００名をきる体制でスタートすることになってしまい、反省いたすところです。その中でも今年度は、候補者にまずは青年会議所がどのようなところかを知って頂いたうえで入会を検討して頂けるように、候補者と現役メンバーとが直接話しができる交流会を複数回実施しました。参加者の中には、実際に入会されたり、青年会議所に興味を示されたりした方もいることから、今年度の反省点とともに候補者の情報をしっかりと次年度に引き継ぎたいと思います。

そして会員の研修では、新入会員の研修とメンバーの研修を行いました。新入会員の研修では、青年会議所の基礎研修や委員会説明、メンバーとの交流会などを実施し、新入会員が早く青年会議所の一員として活躍できるように様々な研修を行いました。また、メンバーの研修では２月例会において日本青年会議所の新規プログラムであるＪＣスピーチを活用して、メンバーに運動や活動を推進していくうえで必要なスキルであるスピーチ力を磨いて頂きました。

そのほか、当委員会では新年会の開催や九州コンファレンス２０１９ｉｎ大村大会・世界会議の参加者支援を担当させて頂き、多くのメンバーのご協力を頂きながら各種担いを全うすることができました。

最後に、西村副理事長、木原室長におかれましては、人づくり委員会を最後までご指導、ご支援頂きまして誠にありがとうございました。そして、貴重な経験をさせて頂く機会を与えてくださった江崎理事長をはじめとする理事の皆様、様々な場面でご協力頂きました現役メンバーの皆様に心より感謝申し上げまして人づくり委員会の事業報告とさせて頂きます。１年間本当にありがとうございました。

国際委員会　事業報告

委員長　田中　幸代
副委員長　木下　優太
副委員長　小山　智也
運営幹事　下　　博之
運営幹事　韓　　冬梅

２０１９年度の国際委員会では、「社団法人台南市新營國際青年商會４０周年記念式典訪問」、「社団法人台南市新營國際青年商會佐賀訪問事業」の企画・運営をメインに青年会議所活動をさせて頂きました。

まずは、３月に姉妹ＪＣである社団法人台南市新營國際青年商會４０周年記念式典へ現役１８名、小城市長をはじめとする先輩方６名の合計２４名にて台湾の地を訪問し新營國際青年商會４０周年記念式典へ参加し、多くの新營メンバーで感動を覚える最高のおもてなしで佐賀ＪＣメンバーを迎えて下さいました。ここに諸先輩が積み上げられた友情を垣間見ることができ、感動すると共に次世代へつなぐ責任の重さを痛感致しました。また、この交流が１０年、２０年とさらに続いていくことを願い、まだ交流経験のないメンバーには是非新營の地を訪れて頂きたいと思います。

次に、６月の公開例会にて～台湾との国際交流をより良いものにするために私達に出来る事～をテーマにパネルディスカッションを行いました。パネリストには西九州大学国際交流センター長　田中 豊治様、ＪＥＴＲＯ佐賀貿易情報センター所長 吉田 健様、佐賀青年会議所 江崎 正徳理事長３名で各市民団体の様々な交流体験をディスカッションすることで、今後お互いが協力し行える交流事業について考えることが出来たと思います。また、各市民団体が協力することで佐賀の民間外交の発展に寄与できると思います。そして同６月、「ＡＳＰＡＣ」済州島大会への参加では、文化の違いや言葉が通じなくても同じ志を持つ者同士が一同に会する場に参加出来た事はこの青年会議所でなければ経験できなかったと思います。

そして、１０月には国際委員会のメイン事業である新營國際青年商會佐賀訪問事業を３泊４日の日程で行い、オプティムでの企業訪問ではお互いの産業である農業についてＡＩやＩｏＴを使った新しい農業を知ることが出来た有意義な訪問でした。バルーンフェスタ視察ではゴミ清掃のボランティアを新營メンバー・佐賀メンバーで３０分程度でしたが参加しました。また、小城市長表敬訪問では、小城市役所の皆さんの温かいお出迎えに始まり小城市と新營市をつなぐ良い訪問が出来ました。会務交流会議では、再度ホームステイ事業について意見交換でき今後も長く続いていく事業になると思います。新營ＪＣとの長い交流の歴史の中で私が携わったのはほんの一部でしかありませんが、今年度の交流が今後末永く続く交流の力添えに少しでもなれればと思います。

最後に、この１年間で多くの事を学ばせて頂き私自身大きな転機になったと感じています。多くの学びを教えて頂いた江崎理事長をはじめ理事メンバーの皆さん、私のサポートをして頂いた委員会メンバーの皆さん一年間本当にありがとうございました。

ビジネス委員会　事業報告

委員長　園田　耕太郎
副委員長　吉村　篤
副委員長　西田　満梨絵
運営幹事　岩永　清邦
運営幹事　菱岡　英貴

２０１９年度、ビジネス委員会では「郷土愛」をテーマに一年間ビジネス事業を企画・運営させていただきました。

まずは、３月例会において、佐賀青年会議所現役メンバーの皆様の社業において必要不可欠である会計について税理士の先生を講師にお招きし、講演を行っていただきました。内容としましては会社を継続していく中でまずは、経営者の会計の活用状況について約７０％の方がある程度は理解しているが曖昧な部分もある、全く理解しておらず説明もできないとの調査結果があり、そのデータを踏まえて、社業において会計全体を知るためには決算書の内容である損益計算書や貸借対照表を理解していただくことから始まり、その出来上がった決算書の数字を活用し、自分の会社がこの先どうなるのか、どうなっていきたいのか、経営戦略の知識を植え付けていただくため、基礎でもあります決算書の読み解き方をご教授いただきました。参加して頂いた皆さんにも為になったとのお声を頂きました。

そして、１０月のメイン事業におきましては、昨今、ビジネスのあり方が多種多様になり、時代の移り変わりによって新たに生まれたビジネスの良さや変化を知ってもらい今後社業に生かせる情報を知ってもらうために、「ＳＤＧｓによるビジネス改革」を開催させて頂きました。内容としましては佐賀青年会議所メンバーと一般の方もお呼びして１部、２部構成で行いました。１部ではＳＤＧｓカードゲームを使いＳＤＧｓについて楽しく学んで頂けるように企画し、２部には実際にＳＤＧｓを社業に取り入れていらっしゃる川口様とコーディネーターに香月様をお招きし、対談をしていただきました。まず、１部の方ではメンバーの皆さんと一般の方々が楽しくワイワイゲームを楽しんでいる姿が印象的でした。逆に２部の方では真剣にお話を聞かれていたのも記憶に残っています。長い時間の事業で厳しい意見があるかと思っていたのですが、皆さんから「面白く勉強になった」や「長く感じなかったよ」などの感想を聞いて共に成長する良き機会になったと実感致しました。この事業の成功のために多大なるご協力を頂きましたＬＯＭメンバーの皆様には心より感謝申し上げます。

また、１１月例会では各出向者に向けての労いの例会と題しまして、色々な手法を凝らして出向者の皆さんの報告や次年度に向けて出向したくなる様に委員会メンバーで前日まで準備をしたのを覚えています。結果は「出向に興味がでた」や「すごく楽しい例会だった」などの感想を頂き大成功を収めたと思っています。例会後にはメンバー全体の合同懇親会を行いワイワイ楽しく会館で行う今年最後の例会としてうまくいった例会に出来たと思いました。

最後に担当である堤顧問、島内副理事長、井内室長、１年間ご指導頂きありがとうございました。そして貴重な１年間を頂きました江崎理事長をはじめ佐賀青年会議所メンバーの皆様に心より感謝を申し上げます。

広報委員会　事業報告

委員長　溝口貴将
副委員長　兵働将崇
副委員長　水田和希
運営幹事　福田翔馬
運営幹事　森　公照

広報委員会では、地域の方々に佐賀青年会議所の活動・運動、事業を広く知って頂く為に、ホームページやフェイスブック、ライン@を使い発信して参りました。

今年度、閲覧数を増やす為にホームページの刷新を行いました。佐賀青年会議所が行っている事のお知らせや報告を写真や文章にて市民の皆様に発信をし、観ていただくことで閲覧数を増やす事が出来ました。

また、対外フェイスブックではホームページと同じ内容と発信をし、いいね！数や閲覧数を増やす事ができました。対内フェイスブックでは、佐賀青年会議所の対内向けの発信を行って参りました。

対内ならではの、写真や文章を載せました。改めて見返してみると、佐賀青年会議所は、とても暖かい組織だと改めて実感いたしました。

ライン@では、地域の方々にライン@登録をして頂き、一斉発信にて、一人ひとりに佐賀青年会議所の情報を発信して参りました。しかしながら、なかなかライン@登録数を増やす事の難しさを実感いたしましたが、どうすれば登録数を増やすことができるのかという事も知ることができました。

そして、９月例会では「一流人から学ぶ効果的で継続的な広報戦略」と題して、佐賀市のシティプロモーションアドバイザーでもあります三寺雅人様をお招きして、佐賀青年会議所の活動・運動をはじめ、地域の魅力発信をより多くの方に伝わっていくための効果や重要性と同時に今後の地域の可能性について学びました。発信するだけではなく、先を考え多くの人を巻き込みながら、可能性を最大限に引き出すことで、多くの方々に伝わっていく事を知りました。広報の仕方は、無限な仕方や可能性がある事も知り、改めて広報戦略の奥深さを感じました。

そして、１０月の全国大会in富山では、広報委員会がアテンドを行いました。卒業される先輩方にとって最後の大会でもあり準備等はじめビジネス委員会のメンバーにもお手伝いいただき、無事に全国大会を終わらせる事ができ卒業される先輩方にも喜んで頂きましたが、あいにくの台風により来れない方もいらっしゃったり大会スケジュール等も変更になり多々変更ともありましたが広報委員会、ビジネス委員会そして参加して頂いた皆様にご協力して頂きました事でスムーズに進める事が出来き、とても良い経験をさせて頂きました。

議案数では、総務委員会の次に議案数が多く議案をこなしてまいりましたが、多くの学びと、経験をさせていただきました。１年間楽しく過ごす事ができました。本当に、江崎理事長はじめとする理事メンバーの皆様、そして支えてくれたメンバーの皆様、ありがとうございました。

次世代環境委員会　事業報告

委員長　西村誠剛
副委員長　辻　安隆
副委員長　大石　徹
運営幹事　久保隆佳
運営幹事　陣内宏樹

２０１９年度次世代環境委員会では、「環境事業の企画、運営」をメイン事業とし、「春と秋の河川清掃」、「薩長土肥の会の企画・運営」、「５月例会」などの事業や活動を行いました。

まずは、佐賀市の川を愛する週間に合わせて４月と１０月に毎年恒例の河川清掃を行いました。年々増加する雑草や水草の対応を委員会内で話し合いながら活動し、長年諸先輩から受けついできた佐賀青年会議所発信の活動をメンバーに対しても意識向上できたと考えます。

そして、５月例会では、生き物例会と題し、河川清掃を行っている会館横の川に生息する生物の展示、クイズを行い、普段生活をする中で生き物に触れ合うことが少ないメンバーに対しても自分たちが住みくらす地域の生物に対し興味を持つきっかけ作りができ、９月の環境メイン事業に繋げることができました。

９月開催の環境メイン事業、「さがかんきょうまつり」については、８月末に佐賀市内も甚大な被害を受けた大雨の影響、開催３日前にも台風発生と、開催すら危ぶまれる中での準備でした。

しかし当日は晴天にも恵まれ、気温も上昇し、絶好のメイン事業日和となりました。市民の人たちに自分たちが住みくらす地域の生物に触れ合っていただき、興味を持っていただくきっかけ作りを目的としました。当初の来場目標１０００人に対し、開催直前にサガテレビ様からの同時開催の依頼もあり３０００人（サガテレビ会場集計７５００人）と、大きく上回る来場者にご参加いただきました。生き物相手という事で準備時間も管理方法も大変な部分はありましたが、委員会メンバー全員協力し頑張った結果だと考えます。

また、ご協力いただいた、佐賀城公園管理事務所様、佐賀コンピューター専門学校様、ＮＢＣラジオ佐賀様、各出店店舗様のご協力にも感謝いたします。

１２月開催の薩長土肥の会に関しては、佐賀開催という事で準備させていただき、他３ＬＯＭの方々に多数のご参加いただき、来年の鹿児島へと繋げることができました。

結びに、１年間ご指導、ご協力いただいた、関特別顧問、松瀬副理事長、納富室長、心より感謝申し上げます。そして、このような貴重な機会をいただきました江崎理事長はじめメンバーの皆様に深く感謝申し上げます。最後にスタッフ４名はじめとする委員会メンバー全員に心から感謝しております、最高の１年間ありがとうございました。

以上を２０１９年度次世代環境委員会の事業報告とさせていただきます。１年間ありがとうございました。

地域コミュニティ構築委員会　事業報告

委員長　赤川　綾
副委員長　畠中隆嘉
副委員長　福田泰之
運営幹事　永田恭平
運営幹事　田中俊二郎

２０１９年度地域コミュニティ構築委員会では、経済学習「カードｄｅマネーゲーム」をメイン事業とし、各事業はコミュニティを構築する、深める事を目的とし構築していきました。

まず、４月例会では佐賀青年会議所の活動力維持・向上にはワークライフバランス・ダイバーシティ等の柔軟な調和を学ぶ機会を設け、これまで以上に女性や子どもがいるメンバーも所属・活動しやすい環境創りを考える例会にしました。講師講演と実際ＪＣではどのようなことが実現可能か検討し､活動や懇親の深め方などでも新たな視点で多彩なアイディアが生まれていました。また子ども連れ可能例会として環境提供を行いましたが保育の課題等残りました。

そして、９月にメイン事業「カードｄｅマネーゲーム」を開催しました。準備段階として日本青年会議所のプログラムを４か月に渡り大学生と共に佐賀に親しむ内容、チームビルディングを促進する内容へとリメイクし、子ども食堂等で２度検証を行いました。メイン事業では子どもも大人も笑顔が溢れる中、どうやって手持ちのお金を増やすか、どういう言葉を使って交渉したら有効かなどを必死で考え、実践し失敗や成功を体感できる事業であったと思います。カードゲームを通じて子どもを中心に誰もが地域とつながる機会を向上させ、学ぶって楽しい！と生涯学習意識を創造する教材となり、笑顔や必死さ、購入したい等と反応があった際にグッと込み上げてくるものがありました。作成した教材が継続して活用できるよう教育現場や子どもが集まる場への提供をもっと計画的に促進すべきだったと考えます。

そして、７月に開催されたサマーコンファレンス２０１９では「ＳＤＧｓとＪＣ」として公益社団法人日本青年会議所の運動を知ることが出来る貴重な場であり、また出向メンバーの活躍と共に、全国各地の同志の存在を認識し、今後運動・活動を行っていく原動力にもなったのではないかと感じます。

そして、１２月例会・卒業生を送る会は結婚式場を会場の選定し、プロのもてなしの力を借りながら２３名の卒業生を送り出しました。厳かにも盛り上げも可能な会場で、独自のゲームや見送りの花火演出は式場ならではの送り出しが出来たと考えます。

結びに、１年間休みなく行う事業に最後まで伴走し、ご指導ご支援頂いた関特別顧問、松瀬副理事長、納富室長には心から感謝したします。そして女性委員長として不安がある中で担いを全力で全うできたのは両副委員長、運営幹事をはじめとする委員会メンバーが連携・協力し、全担いを楽しんでくれたおかげであり、委員会メンバーの漢気と知恵と行動力の賜物です。最高の仲間と１年間共に活動出来たことは財産です。このような成長の機会を与えて頂いた江崎理事長をはじめとするメンバーの皆様、関係各所の皆様へ感謝申し上げ、地域コミュニティ構築委員会の事業報告とさせていただきます。１年間ありがとうございました。

▲４月例会

▲メイン事業

▲12月例会・卒業生を送る会

2019年　LOM内褒賞及び皆勤賞受賞者

〈個人褒賞〉

委員会名	氏　名
総務委員会	松尾　延寿
郷土愛満ち溢れるまちづくり委員会	光吉　勝助
人づくり委員会	舩津　和弥
国際委員会	古賀　久達
ビジネス委員会	吉村　篤
広報委員会	兵働　将崇
地域コミュニティ構築委員会	畠中　隆嘉
次世代環境委員会	片岡清治郎

〈委員会褒賞〉

委員会名	該当なし

〈理事長特別褒賞〉

役　職	氏　名
副委員長	兵働　将崇
副委員長	吉村　篤

〈皆勤賞〉

【５年】	
江口　尚登	江崎　正徳
【４年】	
松瀬　寿和	
【３年】	
新　大介	副島　浩司
【２年】	
園田耕太郎	溝口　貴将

【１年】	
瀧本　潤	西村祐二郎
音成　信介	島内　陽輔
小柳　敬寛	堤　雄亮
古川健太郎	峰　一智
田中　幸代	吉村　篤
赤川　綾	松永　公助

ＪＣソング

ＪＣ　ＪＣ　ＪＣ
世界を結ぶ　若き団結（ちから）
新しき世紀（よ）の　希望（のぞみ）となりて
永遠に栄繁ん　我等の集い

ＪＣ　ＪＣ　ＪＣ
奉仕の理想　探求（もと）めつつ
祖国の進歩の　力となりて
先駆けゆかん我等の集い

明日（あした）のために

１．若さと若さが　手を結び
　　明日にいつも　向かうのだ
　　豊かな未来　めざしつつ
　　日本の道を　創ろうよ
　　行こう　ＪＡＹＣＥＥ
　　明日のために

２．心と心を　つなぎ合い
　　大きな虹を　かけるのだ
　　生きてることの　喜びを
　　すべての人に　投げかけて
　　行こう　ＪＡＹＣＥＥ
　　明日のために

３．命と命が　満ちあふれ
　　光りとなって　燃えるのだ
　　世界の窓に　いつの日も
　　希望の夢は　はばたくよ
　　行こう　　ＪＡＹＣＥＥ
　　明日のために

若 い 我 等

１．若い我等が　手を取り合って
　　進む行く手の　青い空に
　　輝くＪＣ　明るい希望
　　足なみをそろえて　行こうじゃないか

２．世界を結ぶ　若さの力
　　互いに尽くす　楽しさこそ
　　ＪＣの理想だ　新しい日だ
　　足なみをそろえて
　　行こうじゃないか

３．若い我等の　心を集め
　　つくる集いに　未来をかけて
　　ＪＣの仲間は　皆信じあう
　　足なみをそろえて　行こうじゃないか

一般社団法人　佐賀青年会議所事務局
〒840-0805　佐賀市神野西4丁目3番18号
TEL（0952）32-1565　FAX（0952）30-6964
ＵＲＬ http://www.sagajc.or.jp/
Email info@sagajc.or.jp

発　行　2020年1月
発行者　一般社団法人 佐賀青年会議所
編集者　一般社団法人 佐賀青年会議所 総務委員会
印　刷　株式会社 音成印刷
　　小城市小城町253-4
　　TEL（0952）73-4113

2020

JCI 099 ™

Junior Chamber International Japan/SAGA

Worldwide Federation of Young Leaders and Entrepreneurs

一般社団法人 佐賀青年会議所
http://www.sagajc.or.jp/